

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

恭テ按スルニ攝政又ハ攝政タルヘキ者重患又ハ重大ノ事故アルニ因リ其ノ順序ヲ換フルノ必要ナル時機アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ハ和衷同心以テ其ノ誠ヲ致シ大計ヲ定メサルコトヲ得ス

本條ニ重患ト謂テ不治ノ重患ト謂ハス第九條ト文ヲ異ニスルハ彼此ノ間ニ固ヨリ輕重ノ別アレハナリ

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

恭テ按スルニ太子傳ノ職ハ大寶ノ令ニ見ユ而シテ持統天皇紀ニ以直廣壹當麻國見爲東宮太傅ノ事ヲ載セタレハ蓋其ノ由テ來ルコト久キナリ本條天皇幼冲ノ爲ニ太傅ヲ置クコトヲ定ムルハ保育ノ任其ノ重キコト攝政ニ亞ケハナリ大寶令ニ傳一人掌下而シテ太傅ハ專ラ保育教導ノ任ニ止マリ大政ニ干預スルコトナク攝政ハ大政ヲ攝行スルモ保導及天皇ノ私事ニ干渉セス

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之二任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

恭テ按スルニ攝政ハ大政ヲ總攝スルノミナラス兼テ又皇家ノ内事ヲ監督ス故ニ先帝ノ遺命アラサリシトキハ攝政ハ太傅ヲ選任スルノ事ヲ怠ラサルヘ



ク而シテ攝政及其ノ子孫ハ太傅ニ任スルコトヲ得ス及太傅ノ任免ハ必皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ而シテ後決行スルコトヲ定ムルハ危疑ノ門ヲ慎ミ攝政ヲシテ其ノ忠順ヲ全クセシメムトナリ

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太

子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王王王妃女王ヲ謂フ

恭テ按スルニ太皇太后皇太后ハ令義解ニ謂天子ノ祖母登后位者爲太皇太后謂天子ノ母登后位者爲皇太后ト云ヘリ續日本紀ニ天平應眞仁正皇太后聖武皇帝儲貳之日納以爲妃トアリ是レ古ハ皇太子ノ正配ヲ稱ヘテ妃ト謂ヒシナリ御息所ノ稱ハ延喜以後ノ物語ニ見ユ蓋俗稱ニシテ典例ニ非サルナリ又日本書紀ニ大津皇子妃皇女山邊ノ文アリ持統是レ凡ソ皇子ノ正配ヲ亦妃ト稱ヘシナリ皇族トハ凡ソ皇胤ノ男子及其ノ正配及皇胤ノ女子ヲ謂フ凡ソ皇族ノ男子ハ

皆皇位繼承ノ權利ヲ有スル者ナリ故ニ中世以來空費府庫ヲ以テ姓ヲ賜ヒ臣籍ニ列スルノ例ハ本條ノ取ラサル所ナリ皇女ニシテ異姓ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ其夫ノ身分ニ從フ故ニ本條ニ內親王女王ト謂ヘルハ未タ嫁セサルノ女王ヲ指スコト知ルヘキナリ

太皇太后皇太后皇后ノ叙列ハ大寶令ニ依リ尊屬ノ序次ニ從フナリ

第三十一條 皇子ヨリ皇立孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ內

親王トシ五世以下ハ男ヲ女王ヲ女王トス

恭テ按スルニ子ノ子ヲ孫トシ孫ノ子ヲ曾孫トシ曾孫ノ子ヲ玄孫トス和名抄ニ依ル子ヲ一世トシ孫ヲ二世トシ曾孫ヲ三世トシ玄孫ヲ四世トシ玄孫ノ子ヲ五世トス大寶令ニ自親王五世ト謂ヘル是レナリ之ヲ上古ニ考フルニ皇子ハミコト稱ヘ皇女ハヒメミコト稱フ親王內親王ノ稱ハ持統天皇紀六年正月朔賜親王內親王女王內命婦等位ト見エタルヲ始トス大寶令ニ凡皇兄弟皇子皆爲親王ト此ノ時未タ宣下ノ式アラス宣下ノ式ハ蓋淳仁天皇紀ニ兄弟姊妹悉稱親



王ト見エタルヲ始トス皇孫ニシテ親王内親王ノ宣下アリシハ三條天皇ノ皇孫敦貞親王敦元親王孫子内親王嘉子内親王ヲ始トス紹運録ニ見エタル龜山天皇ノ皇子恒明親王其ノ子全仁親王其子滿仁親王其ノ子直仁親王其ノ子全明親王其ノ子恒直親王相嗣テ常葉井宮ト稱ヘタルハ是レ世襲親王家ノ始ナリ蓋令ニハ親王ノ稱ハ皇兄弟皇子ニ限リシヲ其ノ後宣下式ニ依リ歷世ノ皇孫亦親王ノ稱ヲ賜ヒシナリ本條ニ皇玄孫以上ハ親王内親王トスルコトヲ定ムルハ現行ノ慣例ヲ斟酌シ且宣下ヲ待タスシテ皇親ノ王男王女タルコトヲ示スナリ

大寶令五世以下ハ皇親ノ限ニ在ラス而シテ正親司ノ司ル所ハ四世以上ニ限ル然ルニ繼體天皇ノ皇位ヲ繼承シタマヘルハ實ニ應神天皇五世ノ孫ヲ以テス此レ乃中古ノ制ハ必シモ先王ノ遺範ニ非サリシナリ本條ニ五世以下王女王タルコトヲ定ムルハ宗室ノ子孫ハ五世ノ後ニ至ルモ亦皇族タルコトヲ失ハサラシメ以テ親々ノ義ヲ廣ムルナリ文武天皇慶雲三年ノ詔ニ曰、准令、五世之王、雖有王名、雖得王名、不在皇親之限、今五世之王、雖有王名、

已絶皇親之籍、遂入諸臣之例、念親々之恩、不勝絶籍之痛、自今以後、五世之王、在皇親之限、其承嫡者相承爲王、自餘如令、又聖武天皇、天、平、元、年、ノ詔ニ曰、五世王嫡子以上、娶孫王、生男女者、入皇親之限、自餘入慶雲三年格ト其ノ後、桓武天皇、延曆十年ニ至リ、勅シテ令制ニ復シタリ

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟

姊妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

恭テ按スルニ大寶令ニ凡皇兄弟皇子皆爲親王トアリ是レ皇兄弟ハ皇子ト同ク親王ト稱フヘキコト既ニ成典アルナリ天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クレハ皇兄弟姊妹ハ皆親王内親王ノ尊號ヲ得ルハ光仁天皇大統ヲ繼キ皇弟湯原王榎井王ヲ陞セテ親王ト爲シタマヘルヲ以テ始例トス前條ノ註ニ引ク所淳仁天皇兄弟姊妹ノ例亦同シ本條ニ仍宣下ノ例ヲ用キルハ前條ト其ノ義ヲ異ニスレハナリ

第三十三條 皇族ノ誕生命婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告

ス



恭テ按スルニ皇太子皇太孫ノ立坊ハ詔書ヲ以テ公布スルノ外凡ソ皇族ノ生死婚及命名ハ宮内大臣ヨリ公告ス蓋皇族ハ皇統ノ係ル所ニシテ臣民仰望ノ集マル所タリ故ニ之ヲ臣民ニ公ニシ皆聞知ラシムルナリ

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

恭テ按スルニ圖書寮尙藏スル所ノ皇統譜及皇族記録ハ大統ノ源流ヲ徵明シ宗室ノ本末ヲ疏證ス本條特ニ之ヲ掲ケテ皇室圖書ノ登錄ハ嫌疑ヲ定メ亂萌ヲ絶ツノ典籍タルコトヲ明ニス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

恭テ按スルニ天皇ハ皇室ノ家父タリ故ニ皇族ノ廩俸ハ皇室經費ヨリ給賜シ皇族各人ノ結婚又ハ外國ニ旅行スルハ勅許ヲ要シ父ナキノ幼男幼女ノ教育及保護ハ勅命ニ由ル凡ソ皇族ハ總テ天皇監督ノ下ニ在ルコト家人ノ家父ニ

於ケルカ如シ此レ乃皇族ノ幸福及榮譽ヲ保ツ所以ナリ

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

恭テ按スルニ攝政ハ大政ヲ攝行スルノミナラス兼テ又皇室家父タルノ事ヲ攝行ス故ニ皇族各人ハ攝政ニ對シ家人從順ノ義務ヲ有スヘシ

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ

命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セ  
ル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

恭テ按スルニ天皇ハ皇族ヲ監督ス故ニ皇族幼年ニシテ父ナキトキハ勅旨ニ由リ宮内ノ官僚ニ命シテ保育ヲ掌ラシムヘシ或ハ其ノ父ノ遺囑ニ由リ後見人ヲ選舉シ又ハ其ノ母後見人ヲ選舉シタルトキハ天皇之ヲ認可シ或ハ特ニ後見人ヲ勅選シテ保育ニ當ラシムルコトアルハ皆事宜ニ從フ而シテ後見人



ノ行フ所ノ事ハ仍天皇親ラ之ヲ監督スヘシ

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

恭テ按スルニ皇族ノ婚嫁ト謂ヘルハ皇后ヲ擇フコト固ヨリ其ノ中ニ在リ上代皇后ハ皇親ニ擇フ其ノ人臣ノ家ニ取レルハ聖武天皇藤原不比等ノ女安宿媛ヲ立テ、皇后ト爲シタマヘルニ始マル仁德天皇ノ警之媛ニ於ケルハ聖武天皇ノ仍皇族ニ係ル實中古以來皇親ノ外ハ藤原氏橘氏平氏源氏ノ四姓ヨリ皇后ヲ奉ルコトハナレリ其ノ他ノ皇族ハ大寶令ニ凡王娶親王臣娶五世王者聽唯五世王不得娶親王ト此レ其ノ婚娶ニ於テ尤名位ヲ重シタルナリ本條ハ祖宗ノ古法ヲ存重シ又華族ノ家ニ婚嫁スルコトヲ許スハ兼テ中世以來ノ慣例ヲ斟酌シ貞淑ヲ擇フノ道ヲ廣ムルナリ而シテ又特ニ認許ヲ得タルノ家ニ限ルハ名門右族ヲ擇ハムトナリ

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

恭テ按スルニ皇族ノ婚嫁必勅許ニ由ルハ至尊監督ノ大權ニ依リ皇族ノ榮譽ヲ保タシメムトナリ

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

恭テ按スルニ皇族ノ婚嫁本法ニ違ヒ勅許ヲ得サル者ハ其ノ婚嫁ヲ認メス其ノ婦ハ皇族タルノ禮遇及名稱ヲ得サルヘシ故ニ勅許ヲ付スルニ當テ亦特ニ慎重ノ意ヲ致ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

恭テ按スルニ皇家養子猶子ノ習アルハ蓋嵯峨天皇ノ皇子源定ヲ淳和天皇ノ子トシ時ノ人定ニニ父母アリト云ヘリ源融ヲ仁明天皇ノ子トセラレタルニ始マル而シテ未タ養子猶子ノ稱ヘハアラス皇族ノ子孫ニシテ天皇ノ養子トナレルハ融ノ孫是茂ヲ光孝天皇ノ養子トセラレタルニ始マル猶子ノ稱ハ神皇正統紀ニ龜山



院天皇姪仁ヲ猶子ニシテ東宮ニスエタマフトアリ及職原鈔ニ忠房親王爲  
 後宇多院御猶子トアルヲ始メトス猶子トハ蓋皇子ニ準スルノ義ナリ大日本  
史ニ清  
仁親王與弟昭登等並帝(花山帝)繼髮後所生也帝最愛清仁託左大臣道  
長請以皇子準冷泉上皇諸子救以清仁爲第五子昭登第六子並爲親王凡此レ皆中世  
 以來ノ沿習ニシテ古ノ典例ニ非サルナリ本條ハ獨異姓ニ於ケルノミナラス  
 皇族互ニ男女ノ養子ヲ爲スコトヲ禁スルハ宗系紊亂ノ門ヲ塞クナリ其ノ皇  
 猶子ノ事ニ及ハサルニ皇養子ト同例ナレハナリ

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ  
 請フヘシ

恭テ按スルニ此レ皇族天皇ノ監督ニ屬スル要件ノ一ニ居ル者ナリ疆外ニ旅  
 行スル者勅許ヲ要スルトキハ外國政府ノ文武ノ官ニ補スル者ハ謂ハスシテ  
 知ルヘキナリ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在

ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコト  
 アルヘシ

恭テ按スルニ女子ノ嫁スル者ハ各々其ノ夫ノ身分ニ從フ故ニ皇族女子ノ臣  
 籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス此ニ臣籍ト謂ヘルハ專ラ異姓ノ臣籍ヲ  
 謂ヘルナリ仍内親王又ハ女王ノ尊稱ヲ有セシムルコトアルハ近時ノ前例ニ  
 依ルナリ然ルニ亦必特旨アルヲ須ツハ其ノ特ニ賜ヘルノ尊稱ニシテ其ノ身  
 分ニ依ルニ非サレハナリ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

與スルコトヲ得ス

恭テ按スルニ世傳御料ハ皇室ニ係屬ス天皇ハ之ヲ後嗣ニ傳ヘ皇統ノ遺物ト



シ隨意ニ分割シ又ハ讓與セラル、コトヲ得ス故ニ後嵯峨天皇後深草天皇ヲシテ龜山天皇ニ位ヲ傳ヘシメ遺命ヲ以テ長講堂領二百八十所ヲ後深草天皇ノ子孫ニ讓與アリタルカ如キハ一時ノ變例ニシテ將來ニ依ルヘキノ典憲ニ非サルナリ

上代ニ屯家ヲ置カル又ハ御田ト呼フ御田ノ穀ヲ收ムルノ處ヲ屯倉ト謂フ垂仁天皇紀ニ屯倉此云爾夜氣ト註セル是レナリ仁德天皇紀ニ倭屯田者每御宇帝皇之屯田也其雖帝皇之子非御宇者不得掌矣トアリ是レ上古既ニ世傳御料ノ制アリテ繼體ノ天皇之ヲ掌有シタマヒシナリ其ノ他ノ屯田ハ賜予又ハ遺命ヲ以テ分割讓與セラル、コト總テ勅旨ニ隨フ者アリ即チ天皇ノ私法上ノ財產トシテ皇室ニ係屬セサル者ナリ安閑天皇紀ニ爲皇后次妃建立屯倉之地使留後代令顯前述トアルカ如キ是レ世傳御料ト其ノ類ヲ異ニスルコト知ルヘキナリ

我カ肇國ノ初夙ニ一國統治ノ公義ニ依リ豪族ノ徒ヲ斥ケテ其ノ私ニ邦土ヲ

領有スルヲ許サス古事記建御雷神大國主命ニ問ヘラクノ條ニ汝カウシハ而シテ皇室ノ經費ハ全國ノ租稅ヲ以テ之ヲ供奉シ更ニ内庫ノ私產ヲ用キテ供給スルヲ假ラサリシハ全ク立憲ノ主義ニ符合スル者ニシテ善美ナル國體ノ基礎ナリト謂フヘシ故ニ本條ハ上代ノ所謂屯家御田ノ類專ラ一部ノ御料ニ屬スル者ヲ指ス而シテ皇室經費ハ別ニ憲法ヲ以テ之ヲ定メタリ

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮

詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

恭テ按スルニ土地物件ノ世傳御料ニ編入スル者ハ普通民法ノ外ニ於テ處分セラルヘキ者ナリ故ニ樞密顧問ノ議ヲ詢フノ後勅書ヲ以テ之ヲ定ムルハ其ノ慎重ヲ致スナリ又宮内大臣ヨリ公告スルハ臣民ヲシテ普ク之ヲ聞知ラシムルナリ

皇室常産ハ皇室ノ圖書ニ登錄シ其ノ土地ハ地籍ニ明記スルヲ要ス叡旨ヲ以テ一タヒ皇室常産ニ編入セラレタル者ハ更ニ分離シテ私産トナサル、コト



ヲ得ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

恭テ按スルニ皇室ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫至重ノ義務トシテ毎年支出セシム蓋天皇ハ一國ノ元首トシテ臣民ヲ統治シ從テ臣民ノ正供ニ由リ其ノ需要ニ奉スルハ當然ノ權利タリ故ニ議會ハ皇室經費既定ノ歲額ヲ議シ及之ヲ検査スルノ權アルコトナシ但シ新ニ增額ヲ要スルニ當テハ更ニ議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス故ニ常額ト謂フナリ  
皇室ノ歲費ハ皇室經費ヨリ支辨シ別ニ國庫豫算ノ科目ヲ設ケス所謂諸般經費ノ中ニ包括スル者ナリ

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇

室會計法ノ定ムル所ニ依ル

恭テ按スルニ皇室經費ハ既ニ議會ノ議ヲ經ス又會計検査院ノ検査ヲ要セス而シテ別ニ皇室會計法ニ依リ其ノ條規ヲ定メテ以テ精確ト節約トヲ要スヘキナリ

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ

於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

恭テ按スルニ皇族ト皇族トノ間ニ起ル訴訟ハ内廷ノ裁判ニ依ルヘシ故ニ宮内省ニ於テ之ヲ勸解セシメ勸解成ラサルトキハ特ニ裁判員ヲ命シテ之ヲ裁判セシメ更ニ勅裁ヲ經テ之ヲ執行セシム其ノ他普通ノ民法ニ於テ裁判所ノ登録又ハ處分ヲ要スル者ハ皆宮内省之ニ當ル

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院



ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ  
自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

恭テ按スルニ本條人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之  
ヲ裁判スルコトヲ定ムルハ皇族ノ特權ヲ示スナリ而シテ其ノ詳節ハ蓋別ニ  
之ヲ定ムル所アラムトス其ノ皇族ヨリ原告トシテ人民ニ對スル訴訟ハ仍普  
通ノ訴訟原則ニ依リ被告人ノ所轄裁判所之ヲ裁判スヘキナリ  
普通ノ訴訟人ハ裁判所ヨリ本人訊問ヲ要シ召喚スルニ當リ訟廷ニ出サルコ  
トヲ得ス而シテ皇族ハ自ラ出ルヲ要セサルハ此レ亦特權タリ  
其ノ他ノ訴訟手續ニシテ此ノ典範又ハ他ノ法律ニ別段ノ條規ナキ者ハ總テ  
普通ノ裁判構成法及訴訟法ニ依ル

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判  
所ニ召喚スルコトヲ得ス

恭テ按スルニ皇族ハ犯罪アルモ之ヲ勾引スルコトヲ得ス其ノ現行犯ニ於ケ  
ルモ亦同シ又刑事ノ審問ノ爲ニ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス豫審判事書記  
ト俱ニ其ノ所在ニ就テ陳述ヲ聽クヘシ但シ天皇ノ勅許ヲ得タルトキハ例外  
トス  
皇族證人タルノ場合ハ治罪法ニ之ヲ掲ク第百八十七條而シテ勅許ヲ予フルノ限ニ  
在ラス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ  
對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者  
ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

恭テ按スルニ皇族ハ皇室ニ對シ忠順ノ義務ヲ負フ者ナリ故ニ皇室ニ不忠ナ  
ルト品位ヲ辱ムルノ汚行トハ俱ニ紀律ヲ敗ル者トシ懲戒ノ處分ヲ被ルヘシ  
皇族懲戒ノ權ハ天皇ノ親ヲ執ル所タリ懲戒ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ



全部ヲ停止シ又ハ全部ヲ剝奪ス停止ハ期間アリ剝奪ハ期限ナシ

第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ

禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

恭テ按スルニ皇族蕩産ノ所行アル者ニ對シ民法上治産ノ禁ヲ宣告シ及其ノ管財者ヲ命シ財産ヲ管理セシムルコト亦勅旨ニ由ル此レ固ヨリ天皇監督ノ權ニ屬スレハナリ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

恭テ按スルニ皇族會議ハ皇室ノ内事ニ付天皇ノ諮詢ニ應フヘク而シテ皇族ノ懲戒又ハ治産ノ處分ニ付テハ特ニ諮詢ヲ以テ必要トス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ

内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

恭テ按スルニ皇族會議ハ第一ニ皇室典範ニ係ル改正ノ諮詢ヲ受ケ第二ニ第十九條第二項及第二十五條ノ場合ニ於テ其ノ議ヲ經ルヲ要シ第三ニ皇嗣ヲ換フル時ニ諮詢ヲ受ケ第四ニ皇族ノ懲戒及治産處分ノ諮詢ヲ受ケ其ノ他皇室ニ係ル重要ノ事件及民法ニ於テ親族會議ニ係ル事件ノ諮詢ヲ受クヘシ其ノ議事ノ規則ノ若キハ蓋別ニ之ヲ定メラルヘキナリ

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

恭テ按スルニ天皇皇族會議ニ親臨セラルトキハ親ラ會議ヲ統理セラル共ノ親臨セラレサルトキ又ハ親ラ會議ヲ統理セラレサルトキハ別ニ議長ヲ指命セララルヘシ



第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

恭テ按スルニ典範ノ定ムル所ニ依レハ五世以下ノ王ハ親王ト稱フルコトヲ得ス本條ハ現在ノ宣下親王ノ爲ニ其ノ既得ノ尊榮ヲ奪ハサルナリ而シテ其ノ繼嗣以下未タ宣下アラサルハ典範ノ本則ニ依ルコト知ルヘキナリ

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子

皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

恭テ按スルニ現在ノ親王家親王宣下アリシハ多クハ皇養子皇猶子タルノ近例ニ從ヒシナリ第四十二條ハ皇族養子ノ制ヲ廢ス而シテ現在既ニ行ヘル者ニ上及セス但シ皇位繼承ノ順序ハ總テ宗支遠近ノ實系ニ依リ養子猶子ノ名

稱及甲家ノ子乙家ノ繼嗣タリシニ拘ラス其ノ間多少紛錯アルモ其ノ名ニ因テ其ノ實ヲ混スルコトナカルヘキナリ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

恭テ按スルニ親王内親王ノ叙品女王ノ叙位ハ蓋中古ニ在テ隋唐ノ制ニ依レルナリ皇族既ニ品位ヲ以テ班別ヲ爲シ而シテ親疎長幼ノ倫序從テ失ヘリ抑々皇族ハ生レテ潢流ノ尊榮ニ居ル而シテ人臣ノ位階ニ依テ陸叙スルノ比ニ非ス本條ニ品位ノ舊制ヲ廢スルハ一ハ倫叙ヲ以テ重シトスルニ因ルナリ

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

恭テ按スルニ有栖川宮閑院宮ハ明治元年閏四月ノ令ニ依リ世襲親王タリ被仰出書ニ有栖川宮嫡子者即今先是迄之通爲御養子可有親王宣下賀陽宮山階宮聖護院宮仁和寺宮華頂宮聖高院宮梶井宮ハ同令ニ依リ一代皇族タリ嫡子始賜姓可被列臣籍



三年十二月十日ノ令ニ四親王伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮、ヲ四親王トスノ外ノ親王家ハ二代目ヨリ賜姓華族ニ列セラル、コトヲ定メラル山階宮、東伏見宮、梨本宮十四年二月小松宮親王ヲ世襲皇族ニ山階宮親王ヲ二代皇族ニ列セラル十六年七月久邇宮親王ヲ二代皇族ニ列セラル今典範ニ於テ已ニ皇養子皇猶子ノ制ヲ廢シタルトキハ從テ世襲親王ノ舊制モ亦廢除ニ歸セサルコトヲ得ス皇子孫ハ諸王ト雖亦皇族タルコトヲ失ハサルトキハ從テ賜姓ノ制及一代皇族又ハ二代皇族ノ家格ハ亦廢除ニ歸セサルコトヲ得ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

恭テ按スルニ皇族ノ各個財産及歳費廩給ノ方法及其ノ他皇族ニ係ル諸般ノ規則ハ蓋別ニ皇族令ヲ以テ之ヲ定メムトス故ニ典範ハ務メテ大體ヲ舉ク而シテ詳節繁文ニ涉ルコトヲ欲セサルナリ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ

勅定スヘシ

恭テ按スルニ皇室典範ハ天皇立憲ヲ經始シタマヘル制度ノ一トシテ永遠ニ傳ヘ皇室ノ寶典タリ故ニ本條ノ紛更ヲ慎ムノ意ヲ致スナリ抑々憲法ニ據ルニ其ノ條項ニ改正ヲ要スルコトアルトキハ之ヲ議會ノ議ニ付シ特ニ鄭重ナル方式ニ依リ議決セシム而シテ皇室典範ニ於テハ獨皇族會議ト樞密顧問ニ諮詢スルニ止マリ憲法ト同一ノ軌轍ニ依ラサルハ何ソヤ蓋皇室ノ事ハ皇室自ラ之ヲ決定スヘクシテ之ヲ臣民ノ公議ニ付スヘキニ非サレハナリ

(參照)

皇室典範増補 (明治四十年二月十一日)

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹追シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦備ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ懲ルコトヲキナ期セシム

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ



- 第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得
- 第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
- 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル
- 第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ
- 第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス
- 第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム
- 皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異リスルトキハ前項ノ規程ニ依ル
- 第八條 法律命令中ニ皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ヲキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範増補(大正七年十一月二十八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議又樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム

皇室典範増補

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

廢藩論に關する建議

明治元年の春、伊藤公始めて朝官となり、始め參與仰付けられ、尋で外國事務局判事、神奈川縣知事となつた、略傳參照岩倉右大臣に謁し、維新の宏謨は、玉松操なる學者の識見に聽き、建武の中興よりも神武の東征に則るとの内意を聞き、驚喜して之に賛し、直ちに封建廢止の意見を開陳したが、當時東北未だ定まらず、朝廷の最も困みたるは軍費の繼がぬことであつた。是に於て薩長二藩の如きは其の采邑の一部を割いて獻納するの内議さへあつたが、公は之を以て寧ろ姑息となし、一般的廢藩論を唱へ更に之を促進する爲め、封建の制度を廢し財政、兵制、學制を朝廷に一統するの綱目を案じ、何禮之をして書を草せしめて、朝廷に建白した。其の稿本が今散逸して見得られぬのは遺憾である。然るに事重大なる爲め、容易に實の緒に就くを得なかつた際、偶ま同年十一月、公の管轄内(公は兵庫縣知事であつた)姫路の酒井氏より其の藩の土地人民を朝廷に奉還したいとの請願が出たので、公は之を機とし重ねて廢藩の疎文を上つた。次の一篇がそれである。

臣項者道路の説を傳聞するに、姫路侯書を天朝に奉り、自家の政權領地擧げて之を奉還せんことを請ふと、臣未だ其事實を審かにする能はずと雖も、之を聞て欣躍に堪へず。若其事をして果して實ならしめば、皇國の幸曷んで之に加かん。夫王政を復する、徒らに幕府の政權を奪ひ、徳川氏の罪を責むるを以て然りとせんや。諸侯も亦特に自ら省責する所なくば、是徒らに幕府の威



權已の上に出づるを惡んで、眞に王政復古を望むものにあらずと云ふべし。今將に東北の賊平定に歸し、干戈庫に納らんとするの時に至て、皇國の安危に關するものは、唯其政體の立つと立たざるとに在るべし。苟も我國をして海外各國と並立て文明開化の政治を致さしめ、天性同體の人民、賢愚其處を得、上下均しく聖明の德澤に浴せしめんと欲すれば、唯全國の政治をして一齊に歸せしむるに如く者なし、其此を一齊に歸せんと欲するや、方今の如く各藩各自に其權を擁し互に相抗衡するの弊を除いて其權を盡く朝廷に歸せしめ、政令法度一切朝廷より出で、更に之を犯す者なきに至らざれば、海内の人民をして偏頗の政令を免がれしめ一様の德化に服せしむる能はざる也。且外國の侮を禦ぎ皇威を海外に輝かさんと欲するも、兵制區々に分れ、指令均しからざれば、決して是を行ふ能はざるなり。夫れ天地の間物力合すれば強く、離るれば弱し、則自然の理然らしむる所なり。故に我全國の諸侯、宇内の大勢を察し、終に其の政治兵馬の權を以て天朝に奉還するに至らざれば、百年の後我皇國の威武を海外に輝かすこと難し、諸侯も亦是を奉還することを欲せずして此勢數十年の久しきを経ば、後終に天朝より干戈を動かして是を奉還せしめずんば、勢止むを得ざるに至るべし。是を以て見れば、諸侯も、今日一家の富を顧みずして宜しく千載に注意し、天朝の興復を圖るの時なるべし。諸侯今若し是を知つて速かに行ふ者あらば、

眞に所謂皇國を憂ふる者と云ふべし。天朝に於ても又其諸侯を處する克く之に禮を加へ、舉げて公卿と列を同うせしめ、爵位を進め、俸祿を賜ひ、所謂我國の貴族と爲し、各國議事の體裁に倣ひ上院の員に備ふべし。尤卓識有爲の人なれば樞要の地に立ち或は將相の任にも當るべし。是に次ぐに門閥を論せず人材を擢用し、其技倆に依り之を用ひば是則我全州之政治を興隆し、萬國と並立の威權を保つ基本たる也。於是今日姫路の所置最も急たるべし。朝廷若し一たび所置其當を失せば、後に臍を噬むも及ぶなし。是苟も天下を憂ひ天朝の爲めに力を效さんと欲する者其心を盡さずんば有るべからざる所也。臣謹んで是に處するの策を案するに、今速かに姫路に令するに勅命を以て願之通り勅許すべき旨を達し、姫路侯を公卿の列に加へ、爵位を進め俸祿を賜ひ、且勅して曰く、去冬徳川慶喜宇内之形勢不得止を察し、獨政權を奉還すと雖も猶土地兵馬の權を還すことを爲さず、其末終に干戈を動かして是を征討せしむるに至る。是朕實に忍びざる所なりと雖も、勢然らしめ、止むを得ざりし所なり。然して今汝宇内の大勢を熟察し、眞に王政復古を希望し、天下の大政をして一齊に歸せしめんと欲し、土地兵馬の權を併せて奉還せんことを請ふ。是實に皇室の萬幸。之に加ふるに朕平生皇祖在天の神靈を慰せんと欲するの望に適す。故に今朕深く汝が忠志を感賞し、爵位を進め、俸を賜ひ、公卿の列に加ふ。自今而後益勉勵皇國の爲めに



力を盡し以て朕が興業を輔けよと。如此聖上宸斷を以被仰出ば、實に天下の耳目を驚かし、三百諸侯誰れか敢て是を依違する者あらんや。是以始て朝威海内に赫然たるべし。然後直に其領地は府縣の制に倣ひ是を所置せしめ、其藩土は強壯なる者は選んで朝廷の兵となし、吏才ある者は吏となし、其餘は土着に歸し、老若自ら給する能はざるものは是を養育するの法を立つべし。於是速かに天下列藩に布告して一大會議を興し、天下の公論を取り、皇國の基本を建て、内は神武天皇の神靈を慰し奉り、外は萬國をして威懾せしむる是れ今日在朝大臣の職なるべし。頓首再拜。

臣 伊藤 五位

## 常備軍設置に關する上疏

明治元年東北鎮定の後出征兵隊を轉用して常備軍とすべしとの意見を建白したるもの。

兵庫縣知事臣伊藤博文謹んで此地凱旋の軍隊を處するの策を上言す、抑本邦の政體に於けるや、上古は姑く措く、神武皇帝以後、文武の權共に朝廷にありて、文以て教化し、武以て威鎮す。其統御皆天子より出で、敢て一人之を冒すものなし。然して時代漸く變移し文教盛んなるに乘じ

て武威下に流れ、姦雄時に興り、其權終に源平二氏に歸す。源賴朝日本摠追捕使の任を受けてより政令全く將門に出づ。今日に至るまで其制を革むる能はず。其故何ぞや、中古以來の公卿大臣逸を貪り、勞を厭ひ、徒らに言辭を以て武臣を使役す。其始めは武臣も眞に力を朝廷に盡せしも、終に國家の大患となれり。抑も思ふ兵卒何れの處にありや。其本土にあり、將門能く土地に在るの人民を使ひ、之を克く服さしめ、人民も亦之に服して、終に土地人民俱に將門に歸す、其末諸侯となり、封境となり、一塊も天子の有にあらざる如きの形勢に立至りしなり。吁豈嘆するに堪へんや。今や幸に復古の時に際會し、逆賊を殲滅し、文武の權一に朝廷に歸するに至る。中外の治、翹望すべし。而して其賊を討滅せしものは誰ぞ。其兵士軍隊は皆諸侯よりなる。朝廷猶一卒の親衛なし。何を以て諸侯を威鎮し而して海外各國に當らんや。夫治國の術豈唯仁德のみを以て論ずべけんや。兵威も亦盛んに備はらずんばあるべからず。まのあたり此方を立る如何。今や東北衆賊平定せしなれば、必ず征討將士の功勞を重賞せざるを得ず。論者曰く、此地既に平定せしと雖も、餘骸尙之れあるならん、故に總督より兵士に至るまで、其土を割き交與せば、一は勸賞の道となり一は鎮撫の術ともならんと。是れ必ず衆議の歸する所なるべきも、臣が卑見を以てすれば未だ然らず。自今の後、文明の治教を施し、五洲諸國と並び立たんと欲するや、世祿



の制を以て國政を立つる能はざるは衆人の能く知る所なり。況んや諸藩忠勇の將士憤戰激闘、身を奮つて不顧、爲國に賊を亡し、勞を厭はざるは皆愛君愛國の赤心より出で、豈他に求むる所ありて然らんや。雖然其功績已に成りて、朝廷何ぞ其功を賞せざるを得んや。然り而して今之を封境の臣となし、僻隅の地に置かば、皆其れ諱憚せらるゝの懷ひをなし、却て其報國の本志を達せしむるの道竭絶せんことを恐る。將士も亦豈晏然として之に安んぜんや。又之を其藩に退かしめ藩主に於て尋常の祿賞を行ふとも、將士是を足れりとし區々たる藩國に自安せんや。顧ふに大政一新の際に當りて國家に大害をなせしもの、東北の諸賊に過ぐべからず。此賊を斥除せしもの、其功は世に冠たり。然れば亦大に之が功勞を顯はさすべあるべからず。人又謂ふ、普天の下率士の濱王臣に非ざるなければ、諸侯に屯置するの兵皆天子の兵にして、天子此に令を傳へば百萬の衆も動くべしと。臣を以て觀れば、朝廷の兵權は名のみ、實あるにあらず。故に朝廷の力微なり。力微なれば下を御する能はず。今此の制を立てずんば、終に中古以來の代の如く、又朝廷は唯々たるに至らん。若かず此機に乗じ、東北凱旋の兵をして、改めて以て朝廷の常備軍隊と爲し、總督監軍參謀以下皆至當の爵位を與へ、之に兵士を司ごらしめ、兵士にも亦班秩を付して各其所を得せしめ、而して大に歐洲各國の兵制を折衷し、以て新に我兵制を改革し、朝廷親しくこ

れを統御せんには。今夫海内の兵を以て之を謂ふに、曰く此地に向ひしより強きはなしと、之に加ふるに能く練磨を以てせば、其力益至剛にして、内は不庭を制し、外は萬國に對して以て恥づるなかるべし。諸將軍隊も、天子親臨の恩を戴くに至らば、欣々服従し、方今一新の治、文武の二權克く天子に歸し、然る後國威皇張、復古の勢隨て以て成るを得べし。此の如くんば則ち一は征討の軍隊を處し、二は朝廷を助け、三は威武を海外に輝かさん。是則今日の急務なり。願はくば朝野の公議を経て以て萬分の裨益たらんと欲し、臣が至愚を顧みず謹んで上言す。

### 臺灣征討を不可とする意見

明治四年七月以降、臺灣の生蕃屢に我が漂流民を害せしを以て、六年我國より副島種臣を支那に派して商議せしめたが支那は責任を取るを肯んじなかつた。此の時、我國では征韓論の故に佐賀に暴動が起つたので、旁々兵を外に用ゐて此の暴動を鎮撫せんとして臺灣征討の論が起つた。文部卿木戸孝允、内政の整はざるに事を外に構ふるの不可を論じて之に反對し、公も亦これと同意見で、四月四日、西郷従道が臺灣事務都督に任ぜられた日、意見書を右大臣岩倉卿に呈した。次の一文がそれである。其後、木戸の三條太政大臣に對する反對建白あり、諸外國の運送船提供拒絶あり、廟議は將に一變せんとしたが、西郷等獨斷を以て發航し、終に征臺の役となつたのである。

臺灣御征討之儀木戸不承知之儀、既に昨年來同人上言仕候通にて、今日の國情を以て將來を推考仕候時は、勿論同人議至極至當之譯と萬々奉存候へ共、又今日之形勢に到候も自其原因有之儀に



て、不得止次第と奉存候に付、私に於ても必竟己を曲て御廟議に随ひ、心中甚不安又不忠之至りと不堪恐悚候へども他に可爲様も無之候に付奉職罷在候。如何にも奉恐入候。必竟此間政府上議論之兩立は所不免乎と奉存候。木戸並に私征韓論不宜と申主意は、前途國家の興隆を期するには先づ内政充分相整候儀今日之急務にて、又民力を培養仕候儀第一着之目的に御座候處より不承知を申立候儀に御座候、他の議論は緩急より相分れ候事故、均しく征韓も臺灣も其別緩急ある而已に御座候歟。到底一轍に歸候程無覺束奉存候へ共、尙又今日之事情を測り國家之御爲に如何之方略可有之乎、篤と木戸へ商議仕奉申上候様可仕、因循一日を過候も終に紛議を生候様立到候ては、却て不容易御高配にも可相成儀旁以前途之方向を定め置き候儀急要と奉存候、其上委細可申上候。誠惶頓首再拜。

四月五日

## 木戸起用に就き大久保參議來訪の記

臺灣征討事件に因り、木戸、大久保意見を異にし、延て薩長の間には龜裂を生じたる際、伊藤公が大久保の意を諒して兩雄の間を斡旋し、其結果大阪會議となりて、二人握手するに至りたる經過を、公自ら手記せしもの。

明治七年冬季、大久保參議清政府と臺灣事件の談判を畢り歸朝復命の翌日余を神田錦町の私邸に訪て臺灣事件に就て日中兩國の葛藤を處理するに於て、結局國家の體面を全するを得たるは一に内外相應し其機宜を誤らざるの致す所なるを謝し、且つ曰く清國と談判中間にて殆ど破裂兩國遂に干戈に訴るに至らんとして僅に其局を平和に結ぶことを得たるは實に兩國の幸と謂ふべし、然るに是必竟皇上の聖威に依るものにして利通の功にあらずと。又曰將來我國家の事は益々進で内政を整理改良し國力を養成扶養し以て我獨立を鞏固ならしめざる可らず而して此れ容易の事業にあらず、余は前年歐洲より歸朝の後國家の大政に就ては木戸君の驥尾に附從し百事協心戮力せんことを希望せり、而して臺灣一事件を以て竟に去就を異にするに至れり、是れ余木戸君と聊其立場を異にし事情止むを得ざるに座するのみ、然れども今事幸に和平に歸したり、余は再び木戸君を起し余の素志を貫徹せんと欲す、足下以て奈何となす、若し余の言を是なりとせば余直に山口に馳て木戸君を迎んとすと。博文應へて曰く如此は眞に國家の慶なり、二公にして若し相合し協力以て皇猷を翼賛せば稍大計を全くすることを得べし、然るに閣下國家の重責を負ふは中外の共に知る所なり、閣下自ら山口に往くは政府の威重を示す所以にあらず、余將に一介の使ひを山口に馳せ書を齎して木戸翁に京攝の遊を促し、併せて閣下の眞意を通すべしと。茲に於て大久



保氏賜暇を以て温泉浴遊の途に上り浪華に到る。發するに臨み余に謂て曰余の誠意貫徹せざるに於ては足下を煩はすべしと。余之を諾す。

## 東京府警視廳權限論

我が特別警務機關たる警視廳と地方廳たる東京府との權限の錯交に就き、公が法制局長官として内務卿大久保利道に意見を開陳したもので、年次は明かでないが、法制局は明治八年七月の創設に係り、公が參議兼工部卿を以て其長官を兼ね、而して明治九年八月、公は御上の思召を以て北海道方面を巡視したことがある。今此の文書中に、博文今北行の命を奉ず、上途近きにあり、とあるに徴すれば、此の書は明治九年七月に筆せられたものと推定される。

過日教示を蒙りし警視權限取極の義に付、別紙第二號の通り草稿同廳より差出し、法制局に於て第一號の如く改正せり。第三號は同廳より追加を請求せしものにて、此箇條は、目下東京府と竊に紛議を生ぜんとしたる勢なり。第四號は巴里府警視の沿革並に實況參考の爲めに供す。

熟く東京府、警視兩廳の實況を見るに、事務執行の際、往々其所見を異にし、動もすれば權限の爭衡相生じ、歲月經過するに隨つて當廳の官吏相互に不和を生ぜんとするの形勢なり。今若し措て之を問はざるに附せば、終に其是非を糾すに遑ならずして、止むを得ず合併又は興廢するの時

期に臨まざるを保せず、然れども其權限を定め實務上障礙なからしめんと欲するは實に容易のことに非ず。其所以は、當廳所見を異にするの淵源あればなり。今其淵源を推究すれば、警視廳にては全く佛國の警察法に倣ひ、萬般皆其精神と形象とに摸擬せんと欲するなり。言ふ所爲す所必ず之を標的となせり。警察の一部を以て論すれば其方法施設擧げて完全不缺の地位に達せんと圖るに似たり。

然れども又退て現今我地方の制度を省觀すれば、東京府と雖も其章程に別に警視に係るの諸件を尋常事務と區劃したるの制限なく、海内の府縣同一の制度權限を以て之を待つ。是故に東京府に於ては、警視廳の執行する事務にして同廳の章程に明文なきものは皆府廳の權内に立入り、或は範圍を侵したりと見ざることを得ざるの情況あり。是れ其所見の淵源を異にし、隨て紛議の生ずる所以なり。然り而して各地方に於て此煩雜の情なき者は、百端の事務長官一人の主裁に任じ、便宜處分することを得せしむるの簡法あるに因るなり。東京既に警視廳を置き、又其模範を佛國に取る。豈各地の制度と同一なるを得んや。宜しく府廳の章程を改め、隨て警視の權限を分劃すべし。然るに博文今北行の命を奉ず、上途近に在り。僅に數日の間充分の思慮を費し、得失を考



定し、以て裁決を仰ぐに暇なし。依て警視廳の草案に聊か改正を加へたるのみにて電覽に供し、併て茲に愚見を開陳して以て參考の一助たらんと欲す。

七月三十一日

博文

### 自ら大阪に行きて舊官吏不平黨を説諭 せんとして裁可を仰ぐ上奏

明治十一年板垣退助を首領とする愛國公黨、大會を大阪に開くや、自由民権を唱ふる志士四方より來り會し、國會開設の請願を天皇に奉呈する決議をした時の事である。

臣 博文

近頃頻りに道路の説を聞くに、失意の舊官吏不平の士族等

陛下叡旨の在る所を察せず、名を民權に假託し黨類を結合し衆庶を煽動し漫りに政體を變革せんと謀る者ありと。臣日夜

天顏に咫尺し親しく陛下至仁の叡旨民を愛し國を利するに汲々たるを知る。然り而して 陛下の

叡旨獨り未だ天下衆庶に貫徹せざる者あるが如し。臣一念此に至る毎に、恐懼身を措く所を知らず。臣が聞く所に據るに、頃ろ各縣士民大阪府下に集合する者ありと。臣願くば此時に乘じ往て大阪に至り厚く此輩に説諭し、

上は

陛下至仁の叡旨を發揚し、下は良民をして苟くも方向を誤り罪辟に墜る事無らしむる様に盡力仕度、懇願の至に堪へず。謹而奏請、

裁可を仰ぐ。臣博文 誠惶頓首。

### 官立變則中學校新設に関する建議

博文竊に以爲らく、小學は以て童男童女に知識の初歩を教ふるに過ぎず、其中等以上の人智を開導し才器を成就するは必中學に倚る。宇佛諸國に於て國費を付與するは専ら中學に於てし、其

官立變則中學校新設に関する建議



小學に於ては寒貧の小邑之を設立するに堪へざる者を補助するのみ。

佛國官立中學校凡八十所、國費を以て支給し縣費區費之を助く、公

立中學校凡二百四十二所、區費を以て資給し國費之を助くるの類。

教育の政治に於ける密切の關係を有し、人心を冥々の間に誘導すること形影相應するが如し。而して現今の勢ひ人智の叢まる所専ら中等以上の種族に在るが故に、中學の緊要なること實に小學の比に非ず。況んや各地に士族の方嚮未だ一定の歸あらざれば、則ち之を勸導誘掖して其効果を收むること中學を棄て、何を以てせんや。

現在公私中學校の設置大凡二百所、而して其效用未だ普遍ならず、却て私塾私社の勢力一時都鄙に浸漸鼓動し其侵蝕を被るに至る。其故は蓋中學の規則は主として歐洲に則り繁密零碎にして士族の子弟稍才氣ある者其拘束を厭ふことを免れず。然るに私塾私社は概ね變則を主とし常則に拘らず、活潑敏捷にして速成に便なる者あるを以て、年少往々此れを去つて彼れに就くこと至ればなり。

今其弊を救正せんと欲せば、公私の中學を獎勵して其學科を改良するに在りと雖も、方に傾か

んとする横流を挽回して既に成るの風習を變易せんとするに當ては、蓋尋常藥石の能く其效を見るべきに非ず。而して必ず急に應じ變に處する方法なかるべからず。宜しく官立變則中學校を數所に設け、士族の子弟稍才學ある者縣會の保證を以て其官費入學するを許し、其他廉費就學の法を設け、其校長教師には専ら主義純正にして學行優等なる者を以てし、其教科書は必ず平正着實の者を選び、其他浮薄過激の嫌あることを得ざらしむべし。

獨逸學を廣むるの要用は、我國將來の主義を鞏固にするに於て其效益必少小ならず、宜しく良師を李國碩學の中に擇び、各所學校に師授せしむべし。

右學校を設立し教師を使用する費用は大略二十萬圓とす。而して此の金額は將來士族の方嚮を教導し、其生計を間接に資助し及人心を救正し安寧を保固するに於て必ず無用の使費無實の恩恵たらざるを信ず。伏して閣裁を乞ふ。

明治十五年二月

參議 伊藤博文



三條 太政大臣殿  
有栖川宮左大臣殿  
岩倉 右大臣殿

## 最初の内閣總理大臣としての施政綱領

明治十八年十二月、官制改革せられ、初めて内閣の制成りて、公が總理大臣に任ぜられた時定めた施政綱領である。

一、我が官制は、草創の餘未だ限るに定員の制を以てせず、濫弊從て生じ、官愈よ多くして務愈よ墮がることを免れず、名省大臣宜しく節減淘汰の意見を具へて閣議に付すべし。

二、選叙の法未だ定まらずして人各々知る所を擧ぐ。而して成學の士は或は其進む所を失ふ。此れ皆制度の未だ備はざる者にして、勢の免れざる所なり。今官制の一たび定まり、官仕限あるに及んで、選叙の法を設けざるときは、情弊の至る所其失に堪へず。而して行政部局其人を得るに由なからんとす。

三、維新の後、舊を變じ新に就くの際、下司の上司に稟請し、命を得て始めて施行するを例と

し、細大多端、往復織るが如く、相因て一の慣習を成し、一令出づる毎に疑問百出經伺の文薄積で堆を爲し、往々半歳或は一年にし始めて定まる。此れ従前各省及太政官の事務繁劇官吏冗多なる所以にして、始めは已むを得ざるの勢に出で、終りに因習の弊に堪へざるものあり。繁文を省くは實に當分の急務とす。

四、凡そ行政官務整頓嚴確なるの國は、其經費必節省ならざるはなし、蓋富強の道は多質に在らずして、施す所其實を務め、緩急其要を得て以て成功を永久に期するにあり。維新以來歳出の歳を逐うて増加するは、内外政務の多端なる實に已むを得ざるに由ると雖も、明治六年の會計表に據り此れを昨十七年度の歳出と比較するに、幾んど四分一を増加したり。又俸給一項を以て之を言ふに、明治六年の概數に據り之を十六七年度に比較するに、即ち三分一を増加したり。實務の擧がる所、成果の得る所未だ經費の遞増と相比例するに至らず。今宜しく務めて制減を行ひ、各省の定額は内閣に於て事務の緩急を料り之を總判畫定し、越ゆべからざるの限を爲し各省大臣は全局の平衡を顧み以て各其省の費用を節省すべし。

五、官吏の品格は實に政府の威信に係り、官吏の忠順慎密勤勉清廉は政務の得失に於て密接の關聯を相爲す、此れ宜しく其規律を嚴にし、秩序を正しくし、一は以て官務を整理し、一は以て



忠順廉潔の風を維持せざるべからず。抑も官吏の規律を張り、其品格を保つは、一日も緩慢に付すべからざるの事たり。各省大臣宜しく其権内に於て振勵監督し、凡そ官吏忠順誠實の大義に乖き、法律を恪守せず、機事に慎密ならず、務を執つて勤勉ならざる者は、其情狀に従ひ之を告戒譴責し、或は之を懲罰すべく、贈遺の禁は細大に及ぼし、職務曠廢の戒めは其有意無心を問はず老朽務めに堪へざる者は其官を退かしむべく、務めて核實嚴明にして効力あることを要すべし。

## 帝國憲法起草の苦辛

伊藤公が明治十六年八月各國憲法調査の使命を終へて歸朝以來數年間、井上毅、伊東已代治、金子堅太郎諸氏と共に、自ら帝國憲法の起草に従事し、愈々欽定憲法の明治二十二年二月十一日を以て煥發せられた時に、公が起草の苦辛を述懐したもの。

日本社會の特質には善惡兩方面あり。是に於いて吾人は其の善方面は、勉めて之を維持し、惡方面は、勉めて之を防禦するに力を致さざる可からず。而して我國實際の事情に適合すべき憲法を採定せんと欲せば前述の如き我が社會上の特質を斟酌する事最も丁寧親切なるを要す。此外更に我憲法制定に關して重大なる困難の存せしを見る。顧れば當時我國は方に舊を送り、新を迎ふ

る過渡の時代にあり、従つて國內の議論は多岐複雑、甚しきは是非の意見全く相返するものさへ往々これ無きに非ず。一方に於ては前代の遺老にして、尙天皇神權の思想を懐き苟も天皇の大權を制限せんとするが如きは其罪叛逆に等しと信する者あり、他方に於ては彼のマンチエスター派の論議が全盛の時代に於いて教育を受け、極端なる自由思想を懷抱せる有力なる多數の少壯者あり、政府の官僚が彼の反動時代に於ける獨逸學者の學說に耳を傾くるに反し、民間の政治家は未だ實際政治の責任を解せずして、徒にモンテスキュ、ルソー等佛蘭西學者の痛快の學說、奇警の言論に心酔して揚々たるものあり、且つバツクルの著文明史緒論と題する一書は、總ての政體を以て文明の進歩上無用有害の長物と罵倒せるものなるが、當時我國の學界は之を珍重する事甚だしく、大學を首め各高等學校の學生相競うて之を誦讀するに至れり。然れども是等學生は學校に於て之を誦讀すと雖も家に歸りて守舊家たる父兄の前にバツクルの學說を喋々する勇氣とは之れ無かりき、蓋し當時に於ては我國民の智識未だ以て政府當局の政策に反對する事と國家既定の秩序を紊亂する反逆との間には、自ら截然たる區別ある事を知了するの程度に達せざりしなり。故に憲法の圓滑なる運用に必要な識量、例へば言論の自由を愛し議事の公開を愛し若くは自家に反對の意見を寛容するの精神の如きは更に幾多の經驗を積み然る後始めて之を得べき也。



## 露國皇太子遭難、明治天皇御西下の記

明治二十四年五月十一日露國皇太子（後のニコラス二世）瀧賀縣大津町通過の際、道路配置の巡查津田三藏、その帶劍を抜いて皇太子に斬り付け前額に輕傷を負はせた。明治天皇は翌早朝御發轅西京に赴かれ御慰問遊ばされた。伊藤公は此の月まで貴族院議長であつたが翌月一日に樞密院議長に轉任した。皇太子遭難當日から十六日に至るまでの顛末を伊藤公自ら筆を執つて書かれたもの。

明治二十四年五月十一日余塔の澤温泉に在り、岩倉公爵電信を以て報じて曰至急の使命を帶て小田原に來問せんとすと。須臾にして松方總理大臣の電報を接受す、曰大津に於て道路配置の巡查其帶る所の劍を以て魯國皇太子の頭部に負傷せしめたり、事容易ならず直に上京すべしと。余電文を讀み驚愕に勝へず、晚食半にして不覺箸を投じ直に人力車を命じ、上京の途に上り、小田原に立寄る。岩倉公爵の來着するに會す。相伴て小田原を發す。蓋し即刻上京すべきの内旨を拜すればなり。車を飛して國府津停車場に至り、最終汽車に乗じ、翌十二日午前一時新橋に着す。宮廷より用意の馬車にて公爵と共に宮中に伺候す。既に御寢の趣を聞き、宮内大臣に面會す。侍從を以て御寢所に伺候すべきの命あり。御床の下に拜伏して聖慮を伺ひ直に退出、内閣大臣に面

會事情を聞く、時已に三時過なり。西郷、青木兩大臣は十一日夜汽車にて已に西京に向へり。

詔勅の發表は十一日の事と見へ、余は十二日の朝新聞紙の張出しを車中より一見して之を知れり。

十二日午前六時御發轅。奉送の爲め新橋停車場に至り、龍車將に發せんとするに臨み、宮内大臣勅命を傳へ、次便の汽車にて西京に陪從せよとの事なり。

奉送の各大臣及黒田伯余等は、松方大臣の案内に依り、永田町の官邸に至り、朝餐の饗應を受けたり。相會するもの山田、後藤、陸奥及主人の四大臣、黒田及余なり。席上大津犯人處刑の論起る。山田伯曰裁判官中處刑の事に付兩説あり、即ち之を罰するに皇室罪を以て擬すると尋常謀殺を以てするとなりと。余は今般の事變は實に重大にして結局豫め逆視すべからざるものあるを以て其重きを取らざるべからず、萬一異説百出し處罰に困難なるに際せば、不得止戒嚴令を發するも可なり、國家の危険を防禦する爲めには非常の處置も亦施さざるを得ざる旨を述べ。各大臣も別に異論あるを聞かず。山田伯曰急に裁判官を呼寄せ其所見を聞き且其意を陳述すべしと。

余は黒田伯を促して西京に同行せんことを勸む。伯も之を諾し直に歸去、旅裝を用意せん事を約せり。



余は宮中に伺候し皇后陛下に謁し、西京への御用を伺ひ退出して帝國ホテルに立寄り、預け置きたる荷物を携帶し將に發せんとするに臨み、陸奥大臣來訪して曰今朝松方邸にて談合の末、裁判官を呼出したるに異論多し、暫時發途を延引しては奈何と。余應ふるに發途を延引するは能はざる所、此際廟堂確乎不拔の定見を斷行すべきの意を以てす。而して余は末松に立寄り、一言を残して去らんとす。後藤陸奥兩大臣來訪せり。曰裁判の事困難なれば一策あり、金を投じ刺客を使ひ犯人を殺して病死せりと爲すこと容易ならん、魯國に於ては往々是等の處置あるにあらずやと。余曰是れ決して爲すべきの事にあらず、苟も國家主權の存する豈に如此無法の處置を容さんや、人に向て語るも愧づべしと。兩人に別れ直に黒田伯を三田邸に訪ひ同行、品川停車場に至り十一時の汽車に乗る。

十三日午前六時西京に着し、中村樓に投宿し、喫飯後黒田伯同伴直に魯太子旅館を訪問し、魯國公使に面會し、遭難の不幸に際會せられし事の遺憾に堪ざる旨を陳す。公使余等兩人の來問懇篤を謝し、且日本政府の安全を保證しながら其不注意より異常の事變を出來せし事を痛く批難せり、青木、山縣、山田に照覆又は應答せし事をも陳述せり。

暫時對話の後旅館を辭し、行在所に伺候し拜謁す。龍駕は前夜即十二日午後九時半に西京に御着輦、七條停車場より直に魯太子を其旅館に御訪問の豫定なりしも、聞く所に據れば魯公使聖駕を七條停車場に奉迎拜謁を乞ひ、皇太子病床に在て療養中夜半聖駕の親臨を迎送するは醫師の甚だ懸念する所なるを以て、明日午前に親臨を辱せん事を陳奏したるに依り、同夜の御慰問は御延引仰せ出されし趣なり。

余等參朝間もなく行在所御發輦、魯太子旅館訪問在らせらる。太子御對話等は當時新聞に記載する所と大同小異なり。余等は行在所に在て御歸輦を待つ。十一時半頃御歸輦あらせらる。接待員三宮義胤行在所に來り、急報して曰魯太子本日京地を去り將に神戸碇泊の軍艦に歸らんとす、魯公使は急に青木子に面會を求むと。青木子曰、其事は余も既に之を聞く、旅館の形勢は魯人等恰も敵の圍繞中に在るの心地なり、我巡查は勿論兵隊の警護を見るも、其銃口より何時皇太子に向て發彈するも測り難し、今朝既に魯太子寢衣の儘日本館の欄干に倚るを見て、侍従の武官皇太子を擁抱して室内に引入れたり、如斯の形勢なるを以て、皇太子旅館の近邊にて短銃一發の聲を聽くも、其國旗を卸して退去せざるを得ずと、魯公使の語る所なりと。而して青木子入て此事情を奏聞す。須臾にして青木子出て來て余に聖諭を告て曰之を東京に誘招せずして此地を去らしむるは容易ならず、如かず先づ伊藤をして魯公使に面し皇太子を此地に留めしめん事を試むるべし



との聖諭なりと。余應て曰く聖諭若し皇太子を強て此地に留め然後東京に誘引せんとの叡慮にて其安全を保證する事の委任を蒙らば、余は必生の力を盡して之を試むべしと雖も、此事甚重大なり。然れば余足下と共に先づ旅館を訪問し公使に面會し、其事情に依り臨機の處置に出るの外なしと云て、青木子と同伴魯太子の旅館に馳せ、魯公使に面會を求む。玄關にて倉卒の際青木子他室に入る。余獨り公使に面會し、太子神戸に去らんとするは如何の事情なるやを問ふ。公使曰本國よりの電音に接す、皇太子をして其安全を得せしむる爲めに速に神戸碇泊の軍艦に避けしむべしとの命令なりと。實は魯皇后非常に皇太子の身上を憂慮し、已に嚮に太子の印度に在るに當り英人の新聞に印度等皇太子に不快の念を懷抱するもの多く或は禍害を加へんとするものありとの事を掲載したるを以て、皇后は中路より皇太子に回轉せしめんと欲せし程の事なり、圖らざりき日本に於て如斯の凶變に遭遇し、皇后の宸憂一方ならず、故に此の嚴命を寸時も等閑に附する能はず、皇太子は此電音に接せしにも拘らず、是非東京に至り日本皇帝に謁すべしと主張せらるれども本官等本國の命令を重んじて之を聽く能はずと。談話中青木子も家内に入り來り、三人對話中、公使曰冀くは日本天皇陛下魯太子を天皇の親子と思召され、其龍翼の中に入れて神戸港迄御連れ越しあらば、無上の恩澤なりと涙を揮て語れり。余應て曰好し然らば逐一に閣下の談話を奏

聞すべし。我皇上陛下の至仁なる固より閣下の請を容させらるべしと信ずと云て、青木子と共に去て、行在所に歸り其顛末を奏聞す。

同日午后四時御出門、魯太子の旅館を問はせられ、御同車にて七條停車場に至らせられ、四時三十分の特發汽車にて神戸港に魯太子及グリーンキ親王を御同伴あらせらる。三宮停車場に着御、同所より御同馬車にて御用邸に入らせられ、同所にて暫時御休憩御對話あり。余等陛下の側に侍して初めて皇太子に謁す。既にして海軍より端船の用意整ひたるを報じ、波戸場迄御見送りあらせられ、午后六時の汽車にて行在所に御還幸あらせらる。

十四日午前十時參朝。西郷、青木、土方三大臣、黒田伯及余も亦候所に列す。處刑の論及滋賀縣知事、警部長等進退の評議あり。井上伯東京より内閣の意を受けて來る。三好檢事長も裁判起訴の命を奉じて來る。

魯帝及魯皇后よりの電報達す。

此間東京政府と行在所との事變に付ての往復は一切余等與り知らず。十五日午前十時參朝。列座の人員は前日に同じ。但井上伯、野村子及三好檢事長も參會す。前日來處刑の論あり何れも皇室罪に擬するは異議なし。三好檢事長は東京政府は各大臣大に盡力せられ、皇室罪を以て罰せん



事を主張せらるれども、大審院判事申異議を挟むもの多く、謀殺未遂罪にあらざれば或は纏り難きを説く。青木子は詔勅を發し外國の皇帝及其繼嗣に對したる罪犯は法律上に於て之を我皇室に對し犯したるものに擬せんと意を以て勅書案を提出す。余其文案に加筆す。青木子伊東樞密院書記官長を呼び其意見を問ふ。伊東の所論大に反對す。詔勅の論茲に於て止む。午後に至り尙朝來の議論一定せず。余は井上伯と共に魯公使を神戸に訪問し、太子に敬を表せんと欲し、闕を辭せんとす。西郷、青木兩大臣、三好と共に御前に伺候し、處刑の事に付東京及行在所にての論旨の在る所を奏聞せんと云ふ。同時に余等は時刻切迫せるを以て退出せり。

木屋町吉田屋に立寄り暫時休憩の後、七時五十分の汽車にて井上伯同伴、七條停車場を發し、九時半頃神戸に着、諏訪山西常盤樓に止宿し、接待掛三宮義胤氏に托し、露公使へ面會を乞ふ事を依頼せり。翌十六日午前なれば都合克き趣を回報せり。

十六日午前青木大臣來港の電音に接し、爲めに魯公使を訪問する事を延引せり。青木子は午前十時頃來港、余等の旅宿常盤樓に來り魯公使より面會を求め來れるに依り訪問せんと欲す、願くは余等兩人先づ面會したる後に青木自から訪問せんと事なりしも、余等は公務に關係あるにあらざるを以て之を避け午後訪問せん事を陳し、青木子は直に魯公使を訪問の爲余等の旅館を辭

せり。正午頃青木子再び旅館に來り、魯政府より公使に訓示したる電報の英譯を示せり。

余等青木子に問て曰魯政府今般の事變に付我に向て要求する所なしとの事なれば、我が犯人の處分に於ても、喙を容るる事なく、彼れ満足するの意なる乎と。青木子曰犯人處罰は死刑にあらざれば到底彼の承服する所にあらずと。余等曰然らば現に擬律の事に就ては東京に於て異議紛々奈何の局を了するや豫め測るべからざるに、魯政府現に要求する所なくして、暗に處刑上に求むるの意なりとせば、政府は萬一法律論の變達するに際せば、中間に彷徨し國家をして容易ならざる困難の地位に立たしめざるを得ざるべし、若し今手強く魯公使に談判し、其意嚮を聞料し、彼れ強て皇室罪即死罪に依り處刑せられん事を要求するとならば、公然書面にて照會せざる事を得ざるべし、果して如斯の意氣込なるや豫め探窮せざる事を得ざるべし、然らざれば再び困難に際會するなきを保し難きにあらずやと。青木子此説を是認し、然らば今一應公使に面會して之を確むべしとて再應魯公使を訪問する爲め辭し去りたり。凡そ一時間も経過したる頃一書を携帶し來り、余等に示せり、其書の趣意は罪の性質に依り罰せらるべきものなり云々なりしと記臆せり。青木子は余等に魯公使との談判の顛末は語らず。余等其曖昧なりしを疑惑せり。唯此書以外は彼れ語る能はずと云て、直に汽車の時刻切迫せるを以て立去れり。



余は井上伯同伴午後二時過ぎ魯公使を其旅館に訪ふ。榎本子先づ座に在り。子暫時にして辭し去る。余等公使と對話皇太子疹所經過の模様如何を尋ぬ。公使曰漸次快癒の趣なれ共未だ抱帯を取換ざるを以て明日取換ゆる筈なりと。且日本政府の皇太子に對する甚輕疎なるを痛談し、就中其安全を保證したる事に關聯して話を續け、初め太子自己の指揮に屬する軍艦八艘を率ゐるに付ては海路各港に寄泊する事の豫諾を得ん事を外務省に直話請求せし所、兩三日を経書記官を以て皇太子乗組艦の外一艘を隨伴する事を許すも、他艦は之に隨航する事を許さずとの事なりき、然るに八隻の軍艦は皇太子の指揮するものにして水師提督も其命に隨はざるを得ず、之を如何ぞ二艘に制限すると云は、恰も二人に隨意旅行を許し、他は之を禁すと云が如し、苟も魯國皇太子として待遇せられなば如斯回答なかるべし、若し日本政府不承知とならば炮撃せらるゝの外なし萬國決して簡様なる不敬の事なかるべしと書記官に返答せり、然るに數日を経て皇太子引率せらるゝ軍艦は各港に入港するも妨なし、前日の回答は書記官の誤傳なりとの事を報じ來れり、夫れ如斯政府の魯太子を待遇する一の商賈の來遊を待つに異ならず、若し魯國皇太子を日本に遊歴せしむるに於て微行の體を用ゆる事を得ば或は今般の事變の如きに遭遇せざりしならん。然れども魯帝は其皇太子をして敬意を日本皇帝陛下に表せしめん爲めに則皇太子の資格を以て來遊せしめ

られたり等の談話を爲せり。余等は此節の如き事變の出來せん事の遺憾に勝へざる趣を述て別を告げ、再び諏訪山旅店に立寄る。恰も好し榎本子來訪するに會す。子午後四時を以て皇太子を其軍艦に訪問するの豫約あり。余等子と試に所刑の事頗困難なるを談す。子曰本日時機を得て公使と私に之を談すべしと。子は直に去て軍艦を問ひ、再び余等を旅店を訪ふ。子曰試に日本の刑法論を提出して或は謀殺未遂を以て裁判官の擬律するなきを保し難し。左すれば其刑は終身懲役に止まるべしと語りたるに公使忽ち顔色を變じ、終身懲役の刑を以て擬す、余は兩國の間何等の大事の出來すべきを保せずと。子之を慰諭して公談にあらず、怒氣を含む勿れと云て去りたりと。如斯の事情なるを以て子を見る所も亦死刑にあらざれば到底此事變の終局を満足に了する事難かるべしとの意なりしなり。

## 谷將軍及び二條近衛兩公に答ふる書

明治廿七年一月二十四日、谷干城將軍及び二條、近衛兩公爵外三十數名の連名にて伊藤總理大臣に贈れる施政方針忠告書に對する答書である。

公爵二條基弘君外三十七名貴下諸君が衆議院解散に付て博文及び同僚に忠告せらるゝ書を領



す。諸君情誼の般なる感銘何ぞ堪へん、博文不肖叨に重任を受け以て大政統督の職に當る。獻替の責實に一身に在り、亦素より自ら信ずるものなくんばあらず。

來諭言ふ所要するに政府が客臘解散を奏請したるの非なるを論ずるものなり。博文乃ち亦解散を奏請したるの理由に付て辨せずんばあらず。博文謹みて惟るに憲法の施用は國家各機關の和衷協同に存す。

是れ憲法發布の日に宣示せられ各期の議會を開かるゝに付て亦毎々親諭あらせられ而して客歲二月十日の聖詔に至て特に申明せられたる所にして議院と閣臣との俱に眷々服膺せざるべからざる所なり。則ち互に各自の權域を守り、以て國務を審議するに於ては縱令常に扞格なきを得ずとするも政務の大事に於て國運の進歩を企畫するもの蓋し亦難しとせず。博文不肖就職以來夙夜戰兢以て重任を虚くせざらんと欲し、妄進を貪らず、乃ち議院の議の如きは實に不肖が取て以て己の及ばざる所を補ふの餘師となさんことを樂む所なり。

顧ふに立憲の義亦茲に存するを疑はず、奈何せん、衆議院の爲す所、主として政府の施設と相抗議し國家事業の案件に就て深く是非利害を究むることをなさず。

或は豫算に就て實施し難きの削減を加へんとし、或は國防に於て最も急要とする事業を廢止せ

んとし、群黨嗷々閣臣の説明の如き殆んど耳に入る所に非ず。幸に第四議會は聖明の盛徳に依り至仁の優詔を垂れ玉ふありて協賛の任を盡し閉會に至るを得たりと雖も第五議會も亦第四議會開期の當初に於けるが如く諸黨派は開會の前よりして已に互に相排擠するの端を啓き其開會に至るや國法の豫算審査期日を特定し從て常任委員の選舉必ず開會の劈頭に於てすべきを明示せるにも拘らず忽ち議長進退の爭議となり、之が爲に上奏の特權を濫用して、宸問を蒙るの後繼かに不明を謝するの陳奏をなしたり。

是れ果して國務協賛の任を致すものと謂ふを得る乎。官紀の振肅素より政府の責任に屬す、議院若し質問する所あり、若くは忠告する所あらんとせば其事實を明かにし其肺肝を披くに於て政府亦欣然之を迎ふべし。

顧て衆議院の爲す所を視れば曾て議事日程に豫告せず、突然提議して直に宸闈に奏す。是れ議院或ひは現内閣を以て始より共に謀るに足らずと爲し以て宸裁を待つに至りたるなるべし。然るに數日にして宸裁を得ざるや翻て政府に對し處決を望むと稱し、殆ど宸裁を促すの決議を爲したり。

是れ果して俱に和協を望むべきものとする乎。博文等客歲二月十日の聖詔を奉じ行政諸般の整



理を遂げ制度の必要を考へ事業の進張に應じ、人民の利便を通じ、經濟の發達に資し、今の國情民度と方に相適當するの組織を立て、由て以て前年度削減額の外更に巨額の節減を經常の行政諸費に加へ、得る所の餘剰は之を以て國家民人の急需に供せんとし、改正官制及其他の勅令に基て明治二十七年年度の豫算を調製し、必要なる事業の計畫を定め勅允を得て之を提出したるに拘らず衆議院の豫算委員は政府提案の趣旨のある所を推窮せず、直に前期即ち行政未だ整理を加へざるの時に提出したる豫算に對して作りたる舊査定方針なるものを取り、以て直に新豫算を審査修正するの標準となしたり。

然れども閣臣は猶苦心經營の存する所を貫徹せんとし、委員會に出席して十分辨明を與へたるに委員會等は始め閣臣の出席辨明を求めたるに拘らず、多く抗議する所あらずして、而も頑然査定方針なるものを固執し自ら改むることを爲さず、而して其査定したる所に依れば、客歲二月十日に下されたる詔勅の趣旨に違ひ官吏俸給十分一納付の制を廢し、更に憑據なきの削減を加へんとし、又國防の急要事業として提出したる海峽砲臺建築の費額を削り、而も其藉口する所は政府が舉行したる改革の其の前會期に宣言したる所に違ふとすと雖も、抑も衆議院が政府の意向を聞く爲選舉したる委員に對し、博文が當時に宣言したるは官吏の俸給を減せず組織を簡にして吏員を

汰すると云ふに止まる、而して時宜の緩急を計り行政の組織を立つるは素より政府の責任に屬し、一々局外者の言議に徇ふ能はずと雖苟くも議會の審議に依て知見の至らざるを補ふを得ば博文亦喜んで之に就くべし。獨り事業を究めず理由を尋ねず、行政組織の觀念なくして輕々臆斷し、概して政府の措畫輿論に反すと稱して排撃するが如きは博文が和協の望を絶たざる所なり。然れども是れ豫算委員の言動に屬し、院議の決に至つては未だ知るべからざるものありとするも豫算委員は議院の屬望を以て選ばれたるものにして、其の意見は即ち實際に院議を代表すと認むべきものなるのみならず、現に各黨派の豫算に就いて論議する所を聞くに、其の妄之に加ふるあるも、決して之に減せざりしは諸君も亦其記憶に存せらるゝならん。

來諭乃ち衆議院は豫算削減の慣行を改め、大政翼賛の道に向ひ、其蹇々の誠を致すと云ふ。これ博文が事實に徴して諸君と其の見る所を同くする能はざる所なり。

開國進取の國是は政府の萬艱を排して奉行せざるべからざる所、而して條約を履行して國權を擴むべきものは素より之を勵行すべきのみならず、苟も國權を主張するの必要あらん乎、亦之を排除訂正するに努めざるべからず、然るに現在の條約は維新前後の締結に係り今日の事情に適せざるもの多く、其の條文を墨守するは却つて國家の不利益なるもの一にして足らず、其の得失



を推窮せずして一概に厲行せんと云ふが如きは不稽も亦甚し。

政府は素より其の利害の在る所を講究して其の宜を制し、以て外政の衝に當る徒に事を好み端を滋くし、以て平和を傷くるが如きは努めて之を避けざるべからずと雖も、亦未だ曾て國權の汚辱侵蝕を條約の外に受けず、而して議院の數黨派は聯合して政府を以て國權を汚損すとするの建議案を提出し、又名を條約の厲行に托して、現に條約の本文に抵觸するをも顧す外人を畏怖し、之を排斥するの目的を以て種々の方案を立て、甚しきは外交の運用が如何に重大なる干繋を國家に及ぼす乎を熟議せざるものあるを利とし、其の説を誇張して以て一時の感情を動かし、以て黨勢擴張の資と爲さんとするに至る。是れ實に國家の大計を玩弄するものと謂はざるを得ず。

政府は維新齊美の事業として條約を改正し、對等の國權を收復するに汲々たるが故に、從來屢屢着手して屢々其の成るを見ざるに拘らず、百折不撓以て早晚國是の目的を貫徹せんことを期す。願ふに此の目的の一定不動なるに於いて政府が機宜に應ずるは、復た内外に對して其の言を二三にするの要を見ず。亦實に曾て之を二三にせざるなり。是を以て政府は永久無限に現條約に服従して以て我が國家の權利を犠牲にすることを甘受するの義務を負はざるを確信すると同時に、亦徒に遠來の外人の爲に不便不利を蒙らしめ、以て自ら勇とするの陋を學ぶを欲せず。而して衆議院

に於ける諸黨派の要望する所を視れば、其の主眼とする所全く彼に存せずして此に在り。而も一意之を迷執して毫も慎重に對外の要務を審議するの誠意を認むべからざりしは、閣臣が外政の方針を演説したる時の狀況に就いても觀るを得べし。即ち條約勵行に關する諸議案は固より國民多數の眞正なる意思と符合せざるものたるを確信すと雖も、衆議院に於ける勢の馴致する所は明に推定すべきものあり。

而して建議案の本文に政府國權を汚損すと明言し、其の理由書、亦多く無稽の事實を陳ね外人排斥の意思斑々見るべきは、諸君も亦本書に就いて知らるゝ所なるべし。博文素より議員の國權を以て念とするを喜ぶと雖も、慎思熟計但に開國進取の大計を講せんとするの誠を存せずして、無責任の言議を弄する者に與する能はず。以上の數件は博文をして衆議院は到底共に大業の翼賛に和協すべきの望み爲しと認めしめたる所以のものにして、一件は一件より迫り層疊累積して、政府を排撃するも一面に議院の法定要務を緩漫にし、他の一面に國家民人に利するの計畫を沮廢するの外成績の見るべきものあらず。

而も往々自ら休會して、其職任を曠くせんとするにより政府は茲に斷じて解散を奏請せんとし、之が準備を爲すの目的を以て先づ停會を奏請したり。停會の期日を豫定したるは國法の規程に



遵ひたるに過ぎず。其翌日解散を奏請したるは停會期日の経過を待つ必要あらざるを見たるが爲にして俄に廟議を變じて解散したるに非ず。其詔勅を重ねざるを得ざりしは憲法の定むる所、停會は解散の準備たる否とに關せず、必ず大權の示命を待つを以てのみ。抑も解散は大權の發動にして、閣臣苟くも責任を取り奏請奉行す。素より必ずしも一事一件を以て斷案とするを要せず。然れども強ひて斷案を求めば今回の解散は博文衆議院を以て和協に由り、大業を翼賛するの望なしと認めたるに出づと斷言するに憚らず。

夫れ和衷なるもの固より此れを以て彼に徇ふの謂に非ず。博文素より衆議院を以て一に政府の提議に雷同すべしと望むものに非ず。但に國務に就いて得失を審議し、互に憲法上の權域を守りて相踰越することなくんば立憲の美果、亦之を收むるに難からざるべし。顧るに去年二月十日の詔勅の趣旨も亦此に外ならず、博文同僚と共に服膺他なし。博文素より諸君の忠告に對し、徒に抗議を試るに非ず、唯々諸君切偲の厚きに對して聊か心衷を披陳するのみ。敬具。

明治二十七年二月十日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文

## 山縣第一軍司令官を送る文

日清戦争の明治二十七年八月三十日、山縣大將が第一軍司令官に親補せられ、九月四日東京を發するの前日、宮中に於て午餐を賜はつたとき、公が陪席して奏聞した草稿である。

凡そ一國が他の一國と事を構へるに當り、敵國に對して進で軍戦に従事すると同時に、交戦に伴うて他の邦國と外交關係を生ずることの避くべからざるは、今更言を待たざる所なり。即ち今回帝國が清國と開戦の前に於ても、日清兩國の和戦に最も利害の關係を有する英露兩國の如きは、其各自の利害の互に相反對衝突するにも拘らず、名を調停に籍り、言を勸告に托して、均しく干渉を試み、異口同音に、日清兩國をして平和を維持し、干戈を動かすに至らしめざることを努め竟には強迫に渉る形跡を顯はしたりと雖も、帝國政府は固く我が是とする所を執て動かさず、竟に日清兩國の開戦に至りたるを以て、今日は一時黙視の姿に居れども、以來尙ほ交戦の繼續するに於ては、決して何時までも袖手傍觀せざるべく、必ず再び來て干渉を試みる事あるべし。而して更に干渉を試みるに至つては、單に之を口舌の間、簡牘の上のみに止めず、或は強力を用ゐて其



目的を達せんとすることなきを保せず、而して斯る干渉を試みることは、或は恐る甚だ遠きにあらざることを、若然るときは、其結果より延いて國家の安危に關する大事を引起さざるを期し難し、加之一旦斯る干渉を招致するときは、世界に強國を以て目せらるゝ所の諸邦國、即ち佛、獨、伊、米等實際東洋の局面に差したる關係を有せざる邦國に至るまでも、亦各英露兩國との權衡を保つ爲め出て、喙を此間に容るゝことなしといふべからず。況や開戦以前に於ても、此等諸國は英露兩國と共に、我に向つて同様の勸告を爲したるに於てをや。抑も戦端未だ啓けざるに當り、歐洲各強國の平和の終局を勸告するは外交上普通のことにして、其の直接の利害の關係を引起さざる間は、兵力を用ゐて干渉を試みるに至らざるべしと雖も、既に兩國干戈を交ゆるの後に至て之に干渉を試みんとするときは、普通の手段を以て兩國の兵を解くこと能はざるを知るが故に、先づ口實を求めて之に對し交戰國の一方又は双方共に之を容れざるに當り竟に兵力を用ゐて之に臨むは親易きの理なり。故に目下の急務は豫め斯る合同的強力の干渉を受けざるに先だち、速に清國に向て一大捷利を博し、何時にても敵國に對して我要求の條件を提出するの地歩を占めざるべからず。而して斯る地歩を占むるに於ては、假令全局の目的を達するに至らざるも、時機に應じ、國威を損せず國譽を墜さず、我に利益ある局を收め、尙ほ前途の計畫をなすことを得べし。

仍て此際單に軍事一片のみを是れ事とせず、機を見て進止し、以て國家を危地に陥るゝが如きこと之れなき様終始外交關係を慎重にするは洵に國家の要務に屬せり。尤も斯る間髪を容れざる場合に於て操縦を決するは聖斷に在りと雖も、機を察し事を處するの任は、密切の機務に參する者に在りて存すれば、内に在ては文武相應じて以て之に當り、又闕外に在ては善く廟謨に依遵して苟も軍國の大計を誤ることなきを期せずんばあるべからず。茲に前途の爲め、廟謨を經畫して以て聖斷を仰く。

## 日清講和條件に關する上奏

明治二十八年一月、清國第一次講和使張蔭桓、邵友濂の二人の將きに来らんとするとき、我は廟議を決する爲め、同月二十七日、廣島大本營に於て、開幕兩班の最高部を集めたる御前會議が開かれた。その席に於て總理大臣たる公が、時局を收むるの大方針に就き演説した草稿である。

博文が今茲に謹て聖明の聽に達し、併せて纛下帷幕に參する文武各官に向て陳述せんと欲する所は、今回清國政府が、講和の爲め使節を我國に派遣し、其來朝將に近きにあらんとすることなりとす。博文は該使節と會見するに先ち、外務大臣と協議し、別冊講和條約案を草し、之を閣臣



の議に附し、其の協同一致を経たり。

惟ふに今回の日清事件の如きは、我朝開闢以降未曾有の大事事件にして、幸に陛下の御稜威に頼り、開戦以來今日に至るまで、海に陸に到る所捷を奏し以て我國の武威を輝かし、又第三國より干渉の端を啓きたるも、時に及んで之を擺脫して、甚だしきに至らしめず、以て今日に至りたりと雖も、本件の結果如何に依ては實に我國將來の隆替に關する所なれば、今此事變の局を收むるには、宜しく慎重に熟籌し、時に鑑み、機を察し、以て之に適應するの計を講せざるべからざるは、言を須たす。

抑も宣戰講和の大權は一に陛下の掌握し給ふ所なりと雖も、廟議の確定せらるゝに當りては、豫め先づ時局の責に當る閣臣の胸臆を盡くして妥籌する所あると共に、帷幕に參するの諸臣亦飽くまで協同一致する所あるを期せざるべからず。而して宸斷一たび下りたる上は、爲政の局に在るの臣は之を奉行するの全責任に膺るべく、帷幕の臣僚は、他日之に對して毫も異議を挾むべからざるの事なり。何となれば、閣臣といひ幕僚といふも均しく陛下に左右して、恰も車の兩輪、鳥の兩翼の如く、各々相駢行均動し、肢體が頭腦の指令に應じて常態を顯はすが如くなるべきものなればなり。此の如くにして、苟も廟謨を畫策する所の開幕兩臣の意思一に歸するに於て

は、縦令世上に如何なる物議ありとも深く顧慮するに足らざるべし。

此の講和條約の款項は、今回日清兩國が交戦するに至りし主因たる朝鮮國獨立の件、土地讓與の件、軍費賠償の件及將來帝國臣民が清國に於て享有すべき通商航海の便益に關する件等を以て其の主眼とし、他は重要な度右數件に次くものを合せ、總て十箇條を以て成立せり。

尤も、今回來朝の清國講和使との會合に就ては、十中の八九は妥當の終局を見ること覺束なしと信すれども、彼に於て、苟も斯る場合に於ける萬國普通の慣例に遵うて來朝する以上は、我に於ても亦國際法の常規に依り之に應すべきは、義方さに然らざるを得ざる所なり。而して、今假りに清國の爲めに計るに、此上尙ほ連戰連敗を累ねて竟に城下の盟を爲すの地に陥らんよりは、寧ろ今に於て、多少、豫期以上の讓歩をなすとも、此の難局を收むるを得策とすれど、博文の清國を知る所を以て察すれば、彼れに斯る決心あるべしとは信ぜられず、果して然りとせば、今回双方の全權委員相會合するも、成議を見るに至らずして終るの虞あり。萬一豫期に反し、清國が決心一番せんか、今回の會合に於て收局を告ぐるることなしといふべからず。

清國講和使との談判の成否を論せず、若し一旦講和の條件を明言するに於ては、因て以て第三國の容喙干渉を招致することなきを保せず、否殆んど免るべからざるの數なりとす。但し其干渉



の如何なる性質なるべきや、又如何なる度合なるべきやの點に至ては、假令如何なる賢明なる政治家と雖も、固より豫測する能はざる所にして、殊に他國をして秋毫も干渉せしめざるべしとの保證をなすことは尙更能はざる所なり。而して斯る干渉にして早晚免るべからざるとするときは、時機を察し、外交上の手段に依り弛張操縦宜しきを得るに力むべきは勿論なりと雖も、元來斯る場合に當りて各強國が執る所の政略方針は、樽俎の間に之を他に轉せしむること能はざる例往々多きが故に、萬一斯る干渉を試みる考あるときは、該第三國の意向を斟酌して、清國に對する我が要求を多少變更せざるを得ざるに至るべきか、又は寧ろ更に他の強國を加ふるも他迄我廟算の存る所を維持して動かざるかに至ては、未來の問題に屬すれば、其時に應じて更に評議を盡すべきこととす。

要之、今日此局を收結せんとするには、文武兩臣各其心を一にし成算を確守して、深く其秘密を保ち、外間をして毫も之を窺知せしめず、終始一轍に之を貫行することを要す。而して其談判の衝に當る者に至ては、廟謨を奉行するの責に任すべきものなれば、其人を選抜して大命を下さるゝこと一に陛下の聖裁に是れ依る。

以上陳奏する所の梗概は、謹で陛下の聖鑑を仰くと同時に、茲に列席せらるゝ所の文武兩臣の

深く省察を加へられんことを請ふ所なり。

## 第一清國講和使節排斥論

明治二十八年二月一日、公が陸奥外相と共に我が講和全權委員として、清國委員張蔭桓、邵友濂二人を廣島縣廳に會し互に委任状を査照し、清國委任状の不完全なるを發見して、翌二日彼我會同の席上、彼の委員を論難した草稿である。清國は先づ張邵二人を派し、講和に關する我國の情偽を探らんとしたのであるが、此の計畫は公等の看破する所となりて齋餅に歸し、後ち李鴻章が完全なる全權を帯び來つて講和の成立したことは、明治二十七八年事件に關する史實の示す通りである。

本大臣が、今同僚と共に將さに採らんとする處置は、論理上已むを得ざるの結果に出づるものにして、其責固より本大臣等に歸すべきものにあらず。

從來清國は、殆んど總ての列國と分離し、時に或は國際團體に伍するが爲め生ずる所の利益を享受することは之無しとせざるも、其の交際に伴ふ責守に至ては概ね措いて顧みざるを例とす。清國は常に孤立と猜疑とを以て其政策となす。宜なり外交上の關係に於て善隣の道に必要とする公明信實の衷を缺くことや。

清廷の欽差使臣が、外交上の誓約に付き公然合意を表せし後、醜然之に調印するを拒み、或は



既に締結したる條約に向て、明白なる理由なくして漫然之を拒否したるの實蹟一にして足らず。此等の實蹟に就いて之を徴するに、清廷の意中始めより操持するの誠實なく、談判の局に當れる欽差大臣亦必要なる權利を委任せられざるに生ぜること、比々皆然らざるはなし。

故に、今日の事あるに當り、我政府は先づ既往の事實に鑑み、全權の定義に副はざる清廷の欽差使臣とは一切談判せざるの決意を以て之に臨み、講和談判の開始には、清廷の使節が講和締結に關する全權を有せざるべからざることを以て第一の要件としたり。而して清廷は此要件を格守し、其の全權使臣を我國に派遣したりとの保證を確め、我天皇陛下は本大臣並に同僚に委任するに清廷の全權者と講和條約を締結し之に調印するの全權を以てせられたり。

然るに、清廷は、既に此の確保を爲したるに拘らず、兩閣下の委任權甚だ不完全なるは清廷の意思未だ和を求むるに切實ならざるを證認するに餘りあり。

昨日此席に於て交換したる双方の委任狀は一見其軒輊の甚だしきを知るべく、殆んど批判を俟たずと雖も、試みに之を茲に指摘するは敢て徒爾の業ならずと信ず。

即ち、一は（編者註、日本の全權委任狀）開明國慣の定義に適し、他は（編者註、清國の全權委任狀）全權委任に須要の諸項幾んで缺如せり。加之、兩閣下が携帶せる委任狀は、閣下等が談

判せらるべき事項明瞭ならず、又何等訂約の權限を與へられず、且兩閣下の行爲に對し清國皇帝陛下の事後の批准に付ても一言だにせられたる所なし。之を要するに、閣下等に委任せられたる職權は、本大臣及同僚が陳述する所を聞て之を貴政府に報道するに止まるものと言はざるべからず。事既に此に至る。本大臣等は決して此上談判を繼續するを得ず。

或は云はん。今回の事、敢て清國從來の例に背きたるものにあらずと。本大臣等は斷じて斯る説明に満足する能はず。清國内部の慣例は、本大臣固より之に容喙するの權なし、然れども我國に關聯する外交上の案件に至ては、清國特殊の慣例は、當然國際上の法則の統制を受けざるべからざるものなることを主張するは、獨り本大臣の權利なるのみならず、又その義務たりと信ず。

抑も平和の克復は至重至大の事たり。今再び輯睦の道を啓かんとせば、之が爲めに條約を締結せざるべからざるに論なく、又その訂約する所は必ず實踐するの誠意なかるべからず。

講和の事に關し、我帝國は進んで之を清國に請求すべき理由を見ずと雖も、帝國は其の代表する文明の主義を重んずるが故に、清國にして至當の道軌を履み、其緒を啓き來るに於ては、帝國の之に應ずるは、其の遵奉する文明主義上帝國の負ふ義務なりと思料するものなり。然れども、無効の談判に參し、空文に止まる和議に與るか如きは、啻に帝國の現に爲し得ざる所なるのみ



ならず、將來に彌りても、また堅く謝絶する所なりとす。帝國は一旦締結したる條項は、必然之を履踐すべきことを確言すると同時に、清國に向ても亦同様ならんことを期するものなり。

此故に、清國が切信誠に和を求め、其使臣に委ぬるに確實の全權を以てし、且つ其締結せる條約の實踐を擔保するに足るべき名望官爵ある者を擇んで此大任に當らしむるに於ては、我帝國は更に談判に應ずるを拒まざるべし。

### 講和條件に就き李鴻章に與ふる書

日清戦役の收局に際し、下ノ關談判に於て明治二十八年四月一日、我より講和條件を彼に送達したるに、五日、李鴻章は之に關して長文の覺書を寄せ、總論的反駁を試みたるを以て我より更に具體的各論に入るべき旨の通牒を發し、之に對して、彼は、九日、對案を提出した。是に於て我は、原案に若干の修正を加へ、十日は最終案として彼に交附し、十一日、公は、左の半公式意見書を李鴻章に送つた。

御來翰中、一面には重ねて商議を盡すの意なき旨を陳述せられながら、他の一面には我最終要求條件及從來の談判上の手續に對し批評を加へられ（編者註、李鴻章は、日本代表か清國代表に議論を盡すの餘暇を與へざるを不當として論難したのであつた）更に日本政府の再考を加へる様

希望せらるゝ所を見れば、或は清國全權大臣は、全く日本政府の意向を誤解し居らるゝに非ずやとの恐あり、因て貴翰に對する唯一の回答を呈せん。曰く、本月十日會見の時提出したる日本政府の要求條件は最終的のものにして、最早何時までも討議を許すべきものに非ず。

### 三國干涉に對する意見書

明治二十八年五月、日清戦争終りを告げ、馬關條約調印せらるゝや、露、獨、佛三國の干涉來り、局面危殆に陥れるとき、公が總理大臣として、廟議の基礎たるべき三個の方策を手記したものである。

露獨佛三國の勸告に對し我の執るべき方策は、左の三策の外に出でざるべし。

第一、絶對的に之を拒否する事。但此場合に於ては、三國と兵力を以て雌雄を決するの覺悟なかるべからず。差向目下彼等の有力なる艦隊に對し如何の防禦策を樹つる歟。

第二、金州半島の占領を撤却するは條約を會議に提出し決定する事。但此場合に於ては如何なる會議を何れの地に開くべきか。三國公使と談判の上之を定むべし。尤も會議を開くとせば英國の之に加入を求むること論を俟たず。支那を加ふるや否、姑く疑問に屬す。

縦し會議に附するも、我に在ては批准交換後を以て得策とす。然れども會縱に於て批准交換後



とするは到底豫期すべからず、主權移轉の上は私の權利を鞏固なるに致るを以てなり。但し我は金州撤回の報酬を求むることを試むべし。加之他の條件を支那政府が完全に實行する迄は擔保として占領するに在り。

第三、三國の勸告を全然容れて、我より恩惠的に支那政府に向て、同政府の他の條件を完全に實行したる上は金州半島を還與する事。

## 列國の國土侵略主義と日清戰爭の意義

明治二十九年八月三十一日、第二次伊藤内閣より、松隈内閣に移るや、公は閑雲野鶴を侶とするの身となつたが翌明治三十年四月、紅葉館に開かれたる臺灣會に臨み、國家主義に關する一場の演説を試み、聽衆に非常の感動を與へた。その原稿である。

ケムブリッジ大學の歴史科教授シーレーは十九世紀を以て國民競爭の時代なりと言ひしが、余は更に一步を進めて、其所謂列國の國民的競爭より生ずる政治上の主義に新名稱を下し、境土開拓主義の競爭時代と言はんとす。強國の威を以て弱國の弊に乘じ、地を奪ひ境を拓くは、或は人口過剩生産不足等社會の病根より發し來ると言ふも、實は名を美にし、表を粧ふに過ぎざる也。

歐米の強國は、今や虎狼の肉を争ふが如く、喰ひ残りの土地を争ふに外ならず。然れども、日本の清國と戦ひたるは、清國を蹙めんが爲めにあらずして之を覺まさんが爲めなりき。一戦強く清國の迷夢を覺まし、東洋の事は東洋の手にて料理するの便を得んと欲せしが爲めのみ。而して戰爭の結果、偶々列國が十九世紀の大勢として履踐しつゝある主義と冥合するの事實を打成し、臺灣が我版圖に歸せしのみ。

ナシヨナリチーは、米國の例に依れば、必しも同種族の民たるを要せずといふべく、又、種族同一なればとて、必ずしも一國民を成すといふべからず、同一種族必しも同一國家を成さず。國家は組織されたるものならざるべからず。是に於てか國家の組織といふこと至要至重の問題たるなり。ナシヨナリチーの單純を欲し、種族の同系を望むも、所詮は此の組織の難易より來る問題のみ。

國に組織ありて而して後國始めて活動す。歐羅巴諸國即ち是なり。此等の諸國は活氣あり。故に其の勢力は、即ち世界の勢力となり、其の思想は、即ち世界の思想となれり。然るに東洋の半面は死せり。これ東洋の國家には組織なきに因る。組織なきもの安んぞ生命あらん。

余は、更に屬地政策なるものに就いて一言せん。方今の屬地政策には二種あり。一は印度の如



く多数の人民古るくより棲み込みて既成の風俗習慣の存在する處を治むるの政略。二は北海道の如く、又南洋の諸島の如く古るき住民なく固定の習俗なき處を治むるの政略これなり。此の二様の土地に施す政治には固より二種あるべし。而して英國の政策は善く、佛國の政略は惡し。英國は兩刀を使い、佛國は自身の都合のみ先きとすればなり。英國の爲す所を見るに、其の印度に施すものと、新西蘭若くは濠洲に施すものとは、截然たる別あり。先來の住民多き土地に對しては專制政治を施せども而かも其風俗信仰等は決して掣肘抑壓することなし。これ鑑むべきの事なり。

## 今昔書生氣質

明治三十年三月二十日經濟學協會に於ける演說筆記なるも、公自ら筆を執つて洋行時代の前後に於ける國情を詳記せる原稿に基きて口演せられたるものなれば、文集に收めることにした。

一  
此の席に御出のお方を見渡すと、概して私よりも若い方々のやうであるが、私共の書生の時の境遇と、當時の若い書生の境遇とを比較すると、私共の若い時の境遇がよく分る。いま此の表題に就て私が幼年より國事上に關係を持つまでの事を一と通り御話し致します。今の書生の御方は

誠に結構であるが、私共が書生の時には、歐羅巴に行かうと云つても、帆船に乗つて行く様な譯であつて、行く者も少ない。當今は皆あちらへ行くには立派な蒸汽船に乗つて御出になれる。又初から立派な洋服を着て向うへ行かれると云ふ有様で、私共が若い時の事に比較して見ると如何にも羨しい譯である。況や今日はどんな學問をするのにも各種の洋書が澤山に日本に輸入されて居るから、少しは價の高いものもあるかは知らぬが、金さへ持つて行けば直ぐに間に合ふ。又翻譯書なども幾らも出来て居る。私共が洋行する時分には如何なる有様であつたかと言ふと、堀辰之助といふ人の翻譯した薄い英吉利の辭書がたつた一冊あつた。此辭書も翻譯書である上に澤山間違のある辭書であつた。それは其筈である。當時はなか／＼本當に英書を讀み碎く者が無かつたのだ。其の間違のある一冊の辭書と山陽の日本政記とを携へて私共は洋行をしたのである。

## 二

私の洋行をしたのは文久癸亥の年で、今を去ること三十五年前の事だ。此時には、私は今日の東京當時の江戸を去つて京都に行つて居つたが、當時の日本の國內の議論は、今日の政黨の議論や又議會の議論などよりはもつと喧しかつたやうに考へる。所謂當時稱して開鎖の議論と言つて居つたものである。開鎖の議論と稱して居つたけれども、此開鎖の議論を唱ふる者が甚だ微弱に



して、鎖國の論が勿論勝を占て居つた。此の當時の鎖國の議論を、今日例へて申すと、丁度外交強硬政略と云ふものに頗る縁の近い者である。何故かと云ふに、強い議論を云ふ人程滅多に抵抗し難い議論はない。強い議論を唱ふる人程大手を振つて歩ける議論はない。併ながら強い議論程又実行の出来難いものはない。依つて私は茲にちよつと歴史的の事を間に入れて言葉を假りて御話をしますが、彼の豊公の朝鮮征伐の時、明の大軍が押し寄せて來た時に、平壤に居る所の我日本兵は最早戦ひ疲れて居つて、到底兵數に對して見ても、亦糧食の數量に對して見ても、彼れの十分の一にも足らぬ。所が當時諸將の議論は城を枕にして討死すると云ふやうな甚だ強い議論である。故に三奉行も大いに困つて、日々軍議をするけれども、誰一人も退かうと云ふことを言ひ出す者がない。そこで小川隆景は思慮のあるものだから、あれを呼んで相談したら宜からうと云ふことに評議がなつて、隆景を呼んだけれども、病氣と云つて出て來ない。なんで此時隆景は出て行かぬかと云ふと、諸將が城を枕にして討死すると云ふのは虚言である。虚喝である。あれは唯自分達が強いと云ふことを裝うて、誰れか弱い事を言ひ出すのを待つて居るのである。是れは今出て行つた所が仕方がない。そこで隆景は竊に病氣に事寄せて糧食の數量等を調べて見た所到底十日は支へ難い、所が諸將の議論は石を食つても戦争をやると斯う云ふ事を言つて居つて、毎

日軍議しても評議が纏らぬから、隆景は止むを得ず出て行つて、諸將に會して、「さて諸將はどう云ふ御考である」と云ふと、諸將は「城を枕にして石を食つても討死する積りだ」と言ふ。そこで隆景の言ふに、「今諸將は石を食つても戦はねばならぬと言はるゝが、此隆景が率ゐる兵卒は石を食つては戦へませぬ、又あなた方は此少數の兵を以て彼の大軍と戦ふと仰つしやるが、唯骨を此地に埋めるのみが日本國の爲であるかどうか承はらう」。誰も一言もない。然らば兵を退くより仕方がないぢやないかと隆景が言ふと、今まで強い事を言うて居つた先生達が如何にも尤至極だと言つて、石を食つて死ぬと言つた先生達が、其の晩から「兵を退け出したから、隆景大いに憤つて、これは驚入る、兵を退くには順序がござる、無暗に兵を退くることは出來ずまい、兵を退くには、どうしても茲で一戦して敵を挫いて退かなければならぬ、唯此儘明兵に追捲くられて退いてはならぬ、是非一戦して退かねばならぬ、其一戦に付ては隆景御引請申さう」と言つた。諸將は實に驚いた。そうして彼の碧蹄の戦に於て彼れは實に摩利支天の如き勢を振つて、僅に少數の兵を以て明兵を敲き挫いて、兵を順次に引上げたと云ふ事がある。攘夷論も丁度其通りで、外國人を打掃はなければならぬとえらい勢で云ふ、宜しいそれならどうして打掃ふかと云ふと、日本國の海岸一面に大砲を残らず並べて備へると答へる。それならば其鐵砲の地金は



どこから持つて来るかと云ふと、御寺に釣つてある釣鐘を持つて来て鑄潰すと云ふ位が通論であつた。又本當に開國論を主張する者が無い、若し開國論を本當にする者があると立ち所に暗殺されるから誰もする者が無い。それであるから先づ開國の論をする者は、一身を抛つて然る後に國を開かねばならぬと云ふことになつた。

丁度其攘夷論の燒點に達したときに、私は西京に居つた。儘か其の年であつたと思ひますが、將軍家茂が上洛になつて、加茂に行幸があつた。——其前年であつたか能く覚えぬが、なんでも將軍在京中に攘夷の廟議が極らなければならぬと云ふ危機で、程なく勅諭が出るといふ喧しい際であつた。其時には是非西洋へ行つと云ふ仲間が出来た。今居る井上馨と、鐵道に居た井上勝と、それから山尾庸三、それと造幣局に居つた一昨年死んだ遠藤謹助と、私と、都合五人であつた。所が私は攘夷論仲間にし少し頭を突込んで居つたから、相談しなければならぬと出て行くことが出来ない。そこで已むを得ず、私は自分の志を久坂玄瑞と云ふ同志の人に相談した。此人は後に京都の騒動に死んだ人だ。此人に相談した所が「それはいかぬ、今日になつて外國へ渡航なんど、云ふことは既に晚い、是非やめろ」と云うて止められた。それからそれは相談した所が逆もいかぬ、なんとかして渡航したいと苦心したが、井上杯は是非私を引張つて行かうと云ふ考へだ。其

時に私は東京に來なければならぬ用向きを言ひ付かつて東京に來た。さうすると後との四人も亦東京に出て來て、是非行かうぢやないかと云ふから、それなら行かうと云ふので、私は一緒に出掛けた。私は亡命で、後との者は内命を蒙つて出掛けた。併しながら幕府に於ては此海外渡航といふことは嚴しく禁じてあつて、横濱に這入つて來るのでさへ大小を差しては這入れぬ。這入るには大小を脱いで町人の妻にしなければ這入れぬと云ふやうに、なか／＼嚴重であつた。其時東京の藩邸に村田藏六と云う人が居つて、後に大村と改稱し、維新後兵部大輔となり、後に殺されたが、それは古い蘭學者であつて、屋敷内で教授をして居つた。それなどにも相談した所が「宜からう、行つたが宜からう」と云ふから「それなら何分跡を御頼み申す、一片の書面を認め置いて出るから、お前に依頼する」と言つて私は出て行つた。

## 三

行く時にどうして行たかと云ふと、どうも外國船に乗るには外國人に付て依頼しなければ逆も出來ぬ故、丁度其時横濱運上所の傍に英吉利一番の商館があつて、前から兩三度も行つて知つて居るから、此英一の方へ頼つて、さうしてガワルと云ふ人が日本語に能く通じて居つたから、それに依頼した。それなら宜しい、私が船に乗せて上げませうと云ふことになつた。そこで五人で



五千兩持つて居つたから、それを横濱で弗に交換して貰つた。交換して貰つたら丁度八千弗になつた。五千兩の金が八千弗になつた。其の金は途中の入費の爲に少しばかりづつ、各々用意金に懷中して、大部分は勿論ガワルへ頼んで爲換にして貰つた。そうして神奈川の臺に、今の高島嘉右衛門が住んで居る、丁度あの下所の所に下田屋と云ふ茶屋があつた。茲は長州の出入りの者で長州人が終始休む茶屋である。そこへ行つて大小を脱いで町人の體に爲つて横濱に這入り、或る宿屋に泊つて居つて、そうして竊に西洋人の店へ買物に行つた。其時分は横濱は今のやうに、町なごを爲して居らぬ。あつちに離れ、こつちに離れて、チラバラ家がある。そこへ行つて襦袢を買つた。洋服と云つても水夫の着るやうな古着よりないから、仕方なしにそれを買つた。それから靴を買つた。所が片一方の靴に兩方の足が這入るやうな大きな靴で、殊に其時分にまだ髪をみんな結つて居る時であるから、服を着て靴を穿いた其容子は實に妙であつた。それから上海へ其頃始めて蒸汽船が通ふことになつて、今晚それに乗せるから夜中時分に英吉利一番に來い、そこで船長が食事をするから、食事が済むと船へ連れて行つて乗せてやるからと云ふことであつた。英吉利一番は今でもある、あすこの塀の中に小さな山がある、其山の所に來て待つて居れと云ふから、その庭の隅に屈んで居つた。此待つて居る中に各々斬髮になつた。當時は洋學醫者には撫

髮といふのはあつたが元服頭が俄に斬髮になつたのだから、實に妙な様子であつた。さうすると食事が済んで、最早十二時にもならうかと思ふ頃、ガワルが來て言ふのに「能く船長と談じたがどうも幕府の禁制の人を連れる譯にはいかぬ、請合はれぬ」といふから、「いやそれはどうも困る最早頭は斬髮になり、斯ういふ姿になつて居るから、茲で連れて行かれなかつたら此姿で外へ出れば必ず覗はれるに違ひない、それなら宜しい腹を切る」とおどしてやつた。どうせ縛られて殺されるなら、茲で腹を切ると一同決心した。さうしたらガワルも驚いて、それなら少し待つて呉れと云つて、奥へ行つて段々談判して、遂に連れて行くことになつた。なんでも夜の二時頃、人靜まつて四隣寂寞たる時、船長は先きへ行つて仕舞つた。ガワルは、私共を案内して連れて行くのにビク／＼して運上所のある其前を通らなければならぬから、なんでも宜いから日本人に分らぬやうなことを私が英語で話をするから、お前達運上所の前を通る時、大きな聲で話をして來いといふから、それから其教への通り大きな聲でなんだか譯の分らぬことを言つて此運上所の前を通つて波止場に行つた。するとバッテリーが着いて居つた、それに乗つて本船に行つた。所が又此所に運上所の見張りが居るから、それに見付られては堪らぬと言ふので、蒸汽船の蒸汽釜の側に入れられて、出帆するときそこに屈んで居つた。間もなく夜が明けて觀音崎あたりまでやつて



來ると、出ても宜しいと云ふから、甲板に出た、所が横濱を出てから上海に行くまでの間は非常な暴風雨で、波が荒いので、船中ではロクに物も食ふことが出来ぬといふ有様であつた。

それから上海に着いて久振りで陸地を歩いて見たが、流石は外國の居留地などは餘程能く行届きたるものである。我々一行の中に多少英語の分るのは鐵道の井上で、外は皆分らぬから、井上を以て是れからどうして歐羅巴へやつて呉れるかと聞いたら、歐羅巴に行く船便のあり次第乗せてやるといふことであつた。なんでも今考へて見ると上海の河に繫泊して居る航海の出来ない藏船に乗せられたと思ふ。阿片を積んで置く藏船を使つたものと思ふが其の船に乗せられた。食物はパンと洋食の食ひ残りで、犬にでも食はせるやうなものを食はされた。併し時々上陸することがあつた。英吉利一番の代理人をして居つたケセキといふ人が、折り／＼呼んでは御馳走をして呉れた。上等の御馳走といふのではないが、マヅイものばかり食つて居るから非常な御馳走の様に思はれた。さうして書物など呉れたり何かして、今に歐羅巴に送つてやるからといふことであつた。所が向うでは小兒の如く思つて居るが、私は舊曆で二十三歳、井上は私より六つ歳が上だから二十九である。鐵道の井上は私より一つか二つ下だ、遠藤、山尾は私より三つか四つ上であるから、日本ではなか／＼子供どころではない。やかましい議論や大騒ぎをやつても、向うでは

小兒の如く取扱はれることになつた。

丁度其頃に支那から歐羅巴へ茶を積んで行く船があつた。今で考へるとなんでも一千四百噸位の商船で、三十間ばかりの長さの帆前船であつたと思ふ。それへ大きな方の井上(馨)と私が乗せられた。どう云ふ所に乗せられたかと云ふと、船に艙がある。其艙の側にちよいとした水夫の部屋がある、其側にちよいと二段に成て居る所がある、そこへ二人押込まれたが、固より我々を待遇する所には尋常の厠は無し、用のある時には船の艙の横に桁が出て居るから、そこで厠の代りに用をするのであるが、激浪の時には全身潮水に濡れて實に困り切つた。後との三人は一週間餘り遅れて外の船に乗つた爲めに、なんでも中等の船客位の扱ひを受けて、食事する時なども食堂に出て、一緒に食はされたやうである。我々の方は船の乗込みの者が食うた後とでなければ食はせない。勿論水夫と一緒に食はせなかつた。船乗りにもなるものと思つて、水夫からでも仕立て上げる積りであつたか、雨が降つたり何うかすると、水夫の手が足りないから、綱を引く手傳ひなどを水夫と共にさせられた。さうして朝寝でもして起きていかぬと、水夫が綱の先きを持つてビシャ／＼聲のあたりを打つて、「日本人起きろ」と云つて來る、大變苦んだこともある。それで當時はまだスエズの堀割を通るといふやうな譯にいかぬので、喜望峰を回つて行くと云ふ



やうな有様で、上海を出で以來倫敦のドックに這入るまでの間、どこへも着かずに、殆ど四箇月近くの歳月を海上で費した。陸地に沿うて行つたから、喜望峰の土地も見えれば、彼の拿破崙一世の流されたセント・ヘレナの如きも皆目の前に見えなければ、寄れば日數も掛るし入費も要るから寄らぬ。唯頗る難儀をしたのは水である。天水を取つて居る、桶を竝べて天水を取つて居るのであるが、雨の降らぬ時は飲料水に困難をする。食物はと云ふと乾からびたビスケットで中に蛆が生いて居る。樽詰の鹽牛の角に切つたものや、一週間に一遍豆の汁を汲ふのが最上の馳走である。乗組みの人は、英語を覚えなければ迎もいかぬと云ふし、まだ其時分は二人とも英語が分からぬから、此航海中に苦し紛れに堀辰之助の字引によつて頻りに研究した。其爲に倫敦に着いた時には「水を呉れ、湯を呉れ」といふやうなことは樂に言へるやうになつた。さて船が恙なく倫敦のドックに這入ると、又向うに運上所の役人が居つて、それが來て一切の荷物より小さな手廻品に至るまで残らず調べる。乗込人の方は一人も残らず上陸せしめた。さうして船は全く運上所の役人の保管となつた。是れは所謂禁制品などが隠しちやないかといふことを調べる爲であつたと思ふ。井上は其朝船の炊夫と共に上陸した。私は其時一人で残つて居つた。所が、出て行つたのは宜いが、晩方になつても歸つて來ない。追々腹は減つて來るし、茶を呑むことも飯を食ふこ

とも出來ない。こちらを見れば、運上所の役人が、きつと容儀を正して居るのみで誰も居らぬ。まさか運上所の役人に空腹を訴ふることも出來ず、困つたものだと思つて居る中に、豫ねて日本に來て居つた英一の持船の船長が私を迎へに來た。夫から直ぐにタワー・オブ・ロンドンと云ふ所に行つて、アメリカン・スクエアに旅宿をした。茲は重に船乗の泊る場所である。翌日其人は風呂屋へ案内をして呉れて、ちつとは身なりも綺麗にしなければならぬからといふところから、理髮店に連れて行かれ、仕立屋へも連れて行かれ、それから靴屋へも連れて行かれて、やうく一人前になつた。まだ此時まではあちらに日本の書生といふものは居らなかつた。我々が書生として行つたのが一番初であつた。で、英一の書記が其後プロフェッサーなどの所へ連れて行つて『どうだいお前の所へ此日本人を預つて世話をしては呉れぬか』といふと、何分日本人は初めて見た位であるから様子が分らぬと云つて、受付けられぬ所もあつた。併し到頭仕舞に倫敦大學の化學専門の教授をして居るドクトル・ウキリヤムソンといふ人の世話になることになつた。井上と山尾は別に或畫工の家に行くことになつた。私はそこに居つた所が、毎日のやうに能く世話をして呉れる。ウキリヤムソンの細君も能く世話をして呉れて、學校の先生だから朝に晩に來て教へて呉れる。さうして日々學校に行つて、或は電氣の世話をしたり、それから管を吹いたり色々



のことをやる。其間に一方では算術を教へて呉れ、一方では言葉を教へて色々の物を書かせるけれども、なか／＼タイムス新聞を讀むといふ理窟にはいかぬ。

## 四

所が家内の中で新聞を讀む者があつて、『お前日本はどこだ?』と云から、『長州だ』と言ふと、『長州といふのは下關でないか、下關では外國船を砲撃した、左すればお前の所だらう』と言ふ。どんな事が書いてあるかと思つて、井上にお前もう一遍能く讀むが宜いと云ふと、井上はそれを讀んで見て、それはなか／＼容易ならぬ、本當だ、バアリヤメントでもどうしても征伐しなければならぬといふ議論があると云ふ。熟々考へるに、歐羅巴の形勢を見ると非常な開け方である。日曜の休みの時などに、グリーンウキツチの天文臺や、キユウガアデンの大砲製造所や、軍艦製造所のやうな倫敦の大きなものは大概見せられた。此文明の勢であるのに長州などが攘夷を無謀にしようといふのは以ての外だ、思ひもよらぬ、此有様で打捨て、置くと、取て返しの出来ぬことが起る、屹度國が亡びるに相違ない。我々は縱令茲で學問をして業が成つても自分の生國が亡びては何の爲になるか。是れは我々の力を以て止め得るや否やは分らぬが、身命を賭けても止める手段をしなければならぬといふやうに井上(馨)と私の二人が決心して、それから直ぐに山尾と

鐵道の井上と遠藤の三人に向つて、貴様等は残つて我々五人が歐羅巴に學問をしに來た志を繼いで學業を遂ぐるが宜いと、固く約束して、私と井上は分れた。

然るにウキリヤムンはなか／＼心配してやかましいことを言ふ。『聞けば尤のやうに聞えるがお前達はまだ青年の身分であつて、國へ歸つた所が何程の効果もあるまい、詰りお前達は學問をするが嫌やになつて、さういふ口實を設けて歸へるのだらう』と言ふけれども、そんな勸告でやめらるべき筈ではないと云つて、斷乎として歸ると言ひ張つた。そんなら仕方がないから歸るが宜いと云つて、又船に乗せて貰つて喜望峰を廻つて歸つて來たから、思ひの外に日數が掛つて、上海に着いたのが子年であつて、最早其頃にはちよつと話しは出来るから、段々様子を聞いて見ると、近日馬關へ砲撃に行くらしい、そりやお前達は迎も歸つても間に合はぬといふ話だ、併し折角歸る積で茲まで來たからどうでも歸ると云つて、長崎には船が寄らないから、其船で横濱に歸つて來た所が、豊岡らんや長州邸は焼かれ、長州人は東京の屋敷を追ひ拂はれて、長人と言へば廣き日本國中を歩くことも出来ぬといふ有様であつた。

勿論二人は歸途船中で頻りに談じて、歸つたらどうしやう、斯うしやうと語り合つて、先づ當時日本の識見家である佐久間象山、あれが信州に居るから、あすこへ行つて一度面會をして、我



我の所見を談じやうといふことに決して、横濱に歸つて見ればなか／＼容易ならぬ形勢で、日本人が船から出たといふやうな事が知れては一身が危険であるから、ハリソンと云ふ人を英一の關係から知つて居るから、其人に頼んで西洋人の泊る宿屋があるから、そこに泊めて貰うた。さうした所が、それに通ふ使ひが日本人であるから、ハリソンの言ふには『どうもお前達は日本人と云つては危ぶないから、葡萄牙人と言ふが宜からう、さう云ふ事にしやう、併し葡萄牙と云たばかりではおかしいから、なんとか苗字を付けなければならぬ』と云つて、私はデボナーと云ふ名を付けた。井上はなんと云ふ名だつたか覚えぬ。さうして其宿屋に泊つて色々考へたが、どうしても陸路では長州まで歸ることが出来ぬ、出れば必ず捕へられるに相違ない、金は少々は持つて居つたが、金は何の用もなさぬ、去りとして海路を取つて行くの便なく殆んど策に窮して居つた。そこで段々様子を聞いて見ると、最早十日を出ずして各國の軍艦が下の關を砲撃に行くと云ふ話である。軍艦は幾艘かとさくと、十八艘だと云ふ。是れは到底仕方がない、そんなら英吉利の公使に泣きつかう、身を英吉利公使館に投ずるより仕方がないと覺悟をした。其時は横濱に公使館があつたので、直ぐにウォルコックといふミニストルの許に行つて頼んだ。其時は今のサトウもシイボルトも、ラウダも、皆居つて、大概日本語を知つた人のみだから、誠に宜かつた。ウォル

コックの所に行つて、『實は私等はプリンスから言ひ付けられて、歐羅巴に行つて居つたが、此度戦争が始まると云ふことを聞いて、容易ならぬ事と考へて歸つて來たが、此の戦争を止める積りである、私共は其位の言ひ分は貰くから、どうぞ私共を長州まで送つて呉れぬか』と、斯う頼んだ。所が『それはお前達が歸つた所が逆も長州の勢は止らぬ、最早こちらでは大概極めて居るから』と云ふ話であつたから、『マーどうぞ、私共は折角歐羅巴から其爲に歸つて來たのである。私共は屹度此戦争は止めて御目に掛ける積であるから、是非どうか御依頼を申したい』と懇々言つた所が、『それでは待つて呉れ、一つ佛蘭西、亞米利加、和蘭等の公使にも相談しやう』といふことになつて、此各公使と、それから英吉利、佛蘭西の水師提督なども會合して、斯う云ふことが起つたが、どうであるか、是れを送つてやるかどうかといふ評議になつた。其評議でさう云ふ譯なら強ひて戦争を好む譯でないから送ることにしやうと云ふことになつて、『其席へ來い』と云ふから其所に行つた。さうすると『お前達は送つて呉れるといふから送つてもやらうが、船は何地に着けやうか』と言ふから、海圖を出して『長州の海岸へは砲撃の虞があつて船が着けられぬから、豊後の姫島に着けて呉れ』と頼んだ。『宜しい着けてやる、そんなら其返答するに何日掛るか』と言ふから、『何日と云うても、其地から山口に行つて、亦姫島まで歸つて來なければならぬ』



ので、どうしても往復の日数が掛るから、どうぞ二週間待つて呉れ、『待たれぬ』と云ふので、到頭十二日間待つと云ふ約束をして、乃ち英吉利の軍艦一艘と佛蘭西の軍艦一艘と都合二艘で送られた。サトウも此時一緒に行つた。さうして姫島に着いてから私共兩人は漁船を雇うて、周防の國の戸海と云ふ所に行つた。三田尻の直き近邊であるが、船着きだからそこに着けてもらつて戸海に上陸した。

## 五

所が長州は其時は攘夷論の極點に達して居る時で、男子は勿論、婦女子に至るまで、白鉢巻で褌をかけて長刀を使ふと云ふやうな騒ぎである。所が我々は散髪であつて、漸く人に頼んで横濱で單物を一枚買つて貰つたきりで、大小を差したり袴を着けたりするやうなことは出来ぬ。それから戸海から三田尻といふ所まで二里ばかりあるが、そこに代官をして居つた湯川平馬といふ男を知つて居るから、早駕籠で行つて『實は斯ういふわけで歸つて來たのだから、山口まで急に行かなければならぬ、それまで身置が安全に保てぬと困るから、どうぞ貴様に頼む、やつて呉れぬか』といふと、『それならやつてやらう』となつてそこで袴羽織に着物と大小を借り集めて揃つたが、山口に這入るには途中で關門があつてなか／＼嚴重だ。其當時は攘夷論なり、幕府に反對す

るなりで、他から探偵などに這入つて來るやつを嚴しくやつつけて居るので鑑札がなければ通れぬ。やう／＼代官から鑑札を貰つて、夕方に山口に着して、其晩宿屋に泊つて、翌日君側の役人をして居る毛利登人といふ者に逢つて、豫ねて知つて居る仲だから、『實は斯う／＼云ふ譯で歸つて來たのだ、君公の前に出て殺されても宜しいから、どうか逢はせて呉れ』と云つたら、大きに驚いて、『マー能く歸つて來た、此國難の時に當つて能く歸つて來た、早速君公に逢はせてやるから安心せよ』、『それは誠に有難い』と云つて宿屋に歸つた。

翌日呼び出しになつて、家老始め列席の所に於て尋ねられたから、なんでも四時間ばかり、先づ地圖を指して、我々の耳目に見聞して居るだけの歐羅巴の文化の形勢をいふより仕方がないと思つて其事を述べて、それから今正に横濱に集つて馬關を砲撃しようとする所の十八艘は斯くの如き構造である、大砲の數は幾門、彈藥はそれに應じて備へてある。且つ一切の兵器の備つて居ることも述べて、是れに抵抗して戦争をした所が、勝てる望みはないのみならず、毛利家が僅かに一藩を以て之に抵抗して何等の益があるか。それよりは寧ろ茲で和睦して、王政を復古して日本の國力を統一しなければ、逆も外國には抵抗することは出来ぬといふ議論をした。所が横濱を發する時に、各國の公使から毛利公に宛てた書翰を出して、お前達歸へるなら持つて行つて呉れ



と云ふから受取つて来たが、此手紙の中に何が記してあるか分らぬ。迂濶に此手紙を出すことは出来ぬ。出せば西洋人の御使に歸つたとしか見られない。不徳義かは知らぬが是れは出さぬと極めて握り潰した。此手紙にはヒドイことが書いてある、『長州は關西十一國の諸侯と協同して、日本の和親を結んだ各國に對して、故なく砲撃を加へる。斯の如き所爲は世界のコンモン・エネミーと認める、公敵は其儘に差し置けぬから、近日各國申合せて軍艦を送つて砲撃する積である。併しながら殿下が……其の時分にはプリンス、ハインスを用ゐて居たが……殿下の命を以つて歐洲へ學問をさせに遣はされてあつた兩名の青年は、自國の危難を救はむとて、ワザ／＼歸つて来て、各國公使に申し出たに依つて、殿下の許へ送る。就ては此送るだけの好意に對しても、各國が敢て長州の砲撃を好むものでない、故なく戦争をするものでないと云ふことが、御推察が出来たらう。併しながらそれに拘はらずあやりなると云ふことなら致し方がない、砲撃する。砲撃した以上は、どうするかと云へば、嘗て英佛兩軍が合して北京に攻入つた如く、闕下に行つて天子の勅許を請うて開港するより外ない』と、斯う云ふ文章であつた。それは私は出さなかつたが、さう云ふやうなことも一々私は話をした。所が久し振りで坐つたものだから、急に君公の側を立つことが出来ぬ、それからマア坐つて評議の模様を見て居つたが、どうしやう斯う

しやうと云ふことで、なか／＼急に決しない。そこで我々は旅宿に退ぞいた。井上は山口中、私は萩だから、なんでも御互にない命だ、三日保てるか、四日保てるか分らぬから、兎に角、父母に久し振りで逢つて、暇乞ひをして来てはどうかと云ふから、それなら行かうとなつて、出て行つた。

## 六

彼是れする中に議論が動いて来た。動いて来た時に、先鋒隊というて君側を警固して居る隊から、是りや井上伊藤が歐羅巴から歸つて来て、色々の事をいうた爲めに、藩議が動くのだから、あれを置いてはいかぬ、今夜暗殺するといふ事になつた。そこで井上は、我々は折角歸つて来たが志を得ずして人手に掛つては遺憾だから自殺すると云ふから、私は井上に向つて、それはいかぬ、最早どうせ斯うなつた以上は人手に掛つても仕様がな、若し今夜來たら、多勢に無勢でも又向つて切り死をしやうと云ふことに決して、腹を切ることは止めた。所が幸に藩から先鋒隊を制したために、暗殺と云ふことも止んだ。其當時長州に騎兵隊と稱する攘夷隊があり、元は高杉が作つて、山縣も其内に加つて居た。高杉は其後政府の役人になつた、皆懇意であつた。高杉は故あつて我々が歸國した當時には牢に這入つて居つた。騎兵隊の連中は時々やつて来て『君等は



以前は同志だから仕方がない、同志だから殺す譯にいかぬ』といふ。お蔭で助かった。

それから段々する中に日限が経過する、其間に餘程危ぶない事が澤山あつたが、細かいことはよして大體を御話するが、十二日間の日限が懸て切れさうになつて、軍艦は待つて居るし、どうしても返答をしなければならぬ、どうしたら宜からうと、其間に政府の役人と相談したけれどもどうも極らぬ。日限はいよ／＼切迫して返答に行かなければならぬ場合になつた。その中に山口の政事堂と云ふ參政の會をする、即ち今日の内閣といふやうなものが開かれて居つて、其政事堂で相談して、抑々長州が攘夷をやるのにも勅命で朝廷の御意を奉じてやつたのであるから、此攘夷をやめるに付ても朝廷の命を伺はねば私にやめる譯にはいかぬ。何れ長門守上京、天意を朝廷に伺つた上で御返答申さうから、馬關へ来ることは三箇月猶豫して呉れ、併しそれも聞かぬといふことなら、何時でも戦ひの用意をして御待申さうといふ返答だ。それから此返答では實に外國人に約束した通りにいかぬから甚だ困る、井上とも相談した所が、井上の言ふに、『どうもさう云ふ譯の分らぬ返答は、幾ら外國人にも出來ぬぢやないか』、『併しそれもさうだけれども、欺くより此返答をした方が増した』、『それなら行かう』と云つて、今度は三田尻より船に乗つて姫島に行つた。丁度十二日の日切りの満つる前夜、正に明朝出帆しやうと云ふ其晩に着いた。確か此

事はブルー・ブックの中に出て居ると思ふが、サトウに逢つたら、能く歸つて來た、逆もお前達は活きて居らうとは思はなんだと云つて、シャンパンを抜いて出して、『談しはどうした』といふから『色々盡力をして見たが逆もいかぬ』、『手紙の返答は』といふから、『手紙の返答は別にな』と斯う言つたら、『受取もないか』と言ふから、『受取もない、即ち我々の生命を以つて御返答申す』と言つた。此事もブルー・ブックに書いてあるだらう、『そんなら今度は何れ彈丸雨注の間に御目に懸るであらう』と、悄然として我々は分れた。

## 七

それから國へ歸へつた所が、丁度其時長州では三條公以下七卿を連れて、此間死んだ元徳公長門守と云ふ人が京都に出て行かうといふ騒ぎであつた。京都には既に福原、益田、國司の三人とそれに木戸なども居つた。今にも戦争を始めやうと云ふ容易ならざる所へ、三條以下七卿が出て行つたのだ。其出て行くのは、表面は哀訴嘆願だけれども、許して呉れといふのでなくつて、朝旨を奉じてやつたと云ふ辯疏的のものである。其實どうかといふと、兵を交へるといふ仕掛だ。所が近時著る、維新史料といふ歴史を證索するに、あの中に書いてある事で我々の知らぬことが一ツある。長門守の上京の趣意はどうかといふに、井上聞多、伊藤俊介が近日歐羅巴から歸つ



て来て報告する所に依れば、容易ならぬ外國の景況である、軍艦を率ゐて攝海に乗込んで開國の勅許を迫ると云ふやうなことで、我々の歸つたのが口實になつて行くやうに書いてある。此事は當時聞かなかつた。此間も井上とも話したが、御互に知らぬことで、是れは全く藩吏が出したものに違ひない。

所が先刻御話をしやうと思つた、清水清太郎と云ふ家老がある。此清水清太郎といふ人の先祖は清水長左衛門といふ、彼の高松城水責めの時腹を切つたあの家で、一日我々の話を聞きたいと云ふから、話をした所が、『貴様の話は如何にも尤だ』と同意した。此人はどつちかと云ふと、小早川隆景流の男だが、『貴様の話は尤だ、今日より貴様に同意する。而して攘夷心は五十年の間腹の中に納めて置くから、直ぐ京都に行つて呉れぬか、今あすこゝで事を起されてはどうもならぬ、京都に行つて宍戸左馬介と談じて、なんでも貴様の量見で話して呉れ、どうか攘夷論を止めさして其勢を以て王政復古をやれ』と云ふから、『それなら宜しい、行かう』と云つて、備前の岡山まで來ると、京都より戦争をした敗兵がヒョロ／＼して歸つて來るのに會つた。三條以下七卿は海路播州室の津まで來て引返したと云ふことで、仕方がないから私も三田尻に歸つた。

所が君公は會議を開かれることになつた。京都で負けたので餘程長州の形勢も變じた。馬關に軍艦を引入れてもう一戦やるのは甚だ困難だから、何とか之を防ぐ工夫はないかといふ議論になつた。夫はムヅカシイ、今日になつては……併しやつて見やうが、當時横濱に行かうといふのはムヅカシイから、長崎に出て行くより仕方がない。それなら工夫して見やうと云つて、僅かの日數が經つて、姫島に十八艘の軍艦が來た報知があつた其の夜、山口の宿屋に泊つて居つた所が、今兵庫縣の知事をして居る周布の親父の政之助、是れは我々が歸つた時には蟄居させられて居つた、それが俄に呼出しになつて、所謂内閣と云ふやうな所で、軍艦が來たさうだが、どうかして止めやうはないかといふから、それはムヅカシイと思ふ、今度外國人も覺悟をして來て居るから、迎も止らぬ、けれども何とか方法はないかといふから、それならば今薪水食料を與へて馬關交通を自由に許すといふ條件にでもしたらどうか。それで宜しい。それなら君公の書翰を認め印判を取つて出掛けて見やうと云ふことになつて、人を呼んで評議する暇がないから、書面を書いて君公の寢て居る所に行つて、印判を貰つて、三田尻の松島弘藏といふ水師提督と號して居る者を同行することになり、直に命令を下して、翌朝私は三田尻に出て行つた。それからバッテリーに乗つて、姫島まで七八里もあるが、そこを漕ぎ出して半ばまで行くと、今の三時過ぎであつたが、蒸汽船が煙を吐いて下の關の方に行くのを見た。是れは迎も、バッテリーで行つた所が追



ひ付く話でないといふので引返した。どうせ事が始まると思つたから、三田尻に泊つて翌日山口に歸つた。

所が萩で牢に入れられた高杉が出て居る。尤も其の頃は自分の家の座敷内で牢居して居つたのだ。此以前に歸朝早々高杉と我々の意見を談合して置くの必要を感じ、井上は萩に行きて面晤した故高杉は直ぐに同意した。そこで私も久し振りで高杉に面會した所が、『オレは牢に這入つて居つたが、罪を免すと云ふでもなく、たゞ御用があるから出て來いと云ふ、實に何んといふことか分らぬ。兎に角茲に居つても仕方がないから馬關に出掛けて見やう』と云つて、其日の午後二時頃、私は高杉と共に駕籠に乗つて出掛けた。井上は其前に馬關に行つた。夫から山口から二里程もある小郡近くへ行くと、大砲の音が馬關の方面に聞える。凡そ四つ時分、今の十時過ぎと思ふが、白鉢巻具足で駕籠に乗つてドン／＼來る者がある。『誰れだ』といふと長府の士だと答へる。『何事だ』と云ふと、今日馬關で戦争が始つた、御本家様へ御注進だと云ふ。それから構はず行くと、又駕籠が來る。今度は誰れかと思ふと、井上が馬關に行つた歸りだ。三人そこへ駕籠を下ろして評議した。井上の話に、馬關に行つた所が話しをする所でない、軍艦に往つてサトウにも面會した。サトウの言ふには、今度は彈丸を御進物にするからと云ふので、てんで話にならぬ。

それからその日の夕方から開戦になつた。歸り掛けに檀の浦の砲臺のある所を通過したが、アームストロングの大砲の丸は、存外中らないで、皆上に行くやうである。併し兎に角鐵砲を打たれた以上は一と戦争せずして和議をやらさぬやうさせねばならぬ、さうしなければ目が覺めぬ。是れから三人とも山口に歸つて君公の出馬を勧めやう。防長の士氣を作興する爲にも、君公の出馬が宜からうと云ふので、翌日御前會議を開いたら、至極宜いから出るといふことになつて、其翌日君公は小郡まで出て、井上は小郡の防禦を言付かつた。之は山口の關門である。高杉と私は馬關の戦争の方に參れといふ事だ。夫で出て行つて清末と云ふ處迄行くと、君公から急に御用があるから歸れと云ふので、小郡まで歸つて來た所が、君公は和議論に極つたと云ふ話だ。井上と私と高杉と三人、和議論の事を仰付かつた。段々攘夷をやつたけれども權謀を以て一時休戦するから和議と云ふのだ。それから高杉は捻れ込んで、『今日に至つて和議といふことは甚だ聞えませぬ、戦争が起らぬ前ならやるけれども起つた以上はどこまでも御貫きなさるが宜い』と云ふたら、『君命を聞かぬか』と言はれた。君命を聞かぬと言へば割腹より外はない。マア君命を聞かぬといふわけではないと言つて、漸く和議と定まると、各部の兵隊に休戦を命ずる必要あるが爲めに、一面には君側の重役を派出して君命を傳へ、其報を得て我々は軍艦へ談判に出掛けやうといふので



あるが、長府まで行つて見ると、兵隊押への使ひは歸へらず、仕方がないから私一人行つて、軍艦の砲撃だけ止めさせやうと思つて、漁船に乗つて軍艦に行つた。さうすると一番大きなコンクエスト、即ち七十二門の大砲を備へた軍艦が居つたから、それに乗船しやうと思つて軍艦の番兵に話した所が上らせぬ。旗艦はアノ船だといふからユラヤルスと云ふ船へ行つて、『旗艦はこれか』と言つたら、サトウが出て來た。『アー伊藤さん、戦争にアグミましたか』と尋ねた。私は『どうか水師提督に面會したいから逢せて呉れ』といふたら、『今陸上の大砲を分捕る指揮して居るから、マアこつちへ御出なさい』といふから、這入ると、カピテン・アレキサンダーと云ふ人は、足を撃ち抜かれて居つて、今あなたの方がこんな悪いことをしたと云ふやうな譯で、誠に氣の毒であつた。さうかうして居る中に、水師提督が歸つて來たから、『どうかボンバードだけは止めて貰ひたい』と言つたら、直ぐに止めた。『君公は何故出て來ない』と云ふから、『君公は病氣だから自分が使に參つた』と答へた。その中に、漁船に乗つて、高杉は宍戸備後と名乗り、烏帽子垂衣でヒョロ／＼來る。眼鏡で見つて居ると其姿がおかしい。やがて來て談判をした所、『委任状を持つて來たか』といふから、『委任状は持つて居らぬ』、『それぢや戦争は止める譯にはいかぬ、是非君公を連れて來い』と云ふ。それから其時色々條件を付して請求された。和議の成るま

で彦島を占領すると云様な事もあつたけれ共、之は斷つた。私は高杉と共に一應君公へ伺ふために船木の本陣迄歸る。誰れか一人残れといふ話になつて、井上が残つて、高杉と私は歸つて、それだけの用意をしなければならぬやうになつた。そこで其話をしに行くと、本陣では評議中で十四五人ざわ／＼して居る。妙な事だと思つてゐるとモト私共が手習に行つてゐた師匠の息子久保孫三、當時船木代官が來て竊に高杉と私に告げるのを聞くと、『今度お前達を暗殺する』と云ふとだ。其頃山田顯義、品川彌二郎の率ゐた御楯隊中の者、京都一敗後和議嫌ひで暗殺をやること云ふ者共である。實にマア困つた奴が居た。此時高杉は私に向つて、『是はいかんど、我々は此大事のことを抱へて居るのに、暗殺すると云ふ者が眼の前に現はれて居つても、政府はどうするとも出來ぬ、實に犬か、畜生か、斯うなつては仕方がない、去るに如かず』と云つて、殆んど二里三里夜通し行つて山中の農家に隠れた。久保と云ふ人は我々を保護するために潜伏の援助を與へた。同人も長州は斯う云ふ情態では滅亡だ、どうも仕方がないといつて大に憂慮した。我々の潜伏の爲に政府も大に驚いて、井上を下の關に呼びにやつた。そこで井上も歸て來て、君公始め政府も、兩人の身柄に付て、決してそんな不慮なことはさせぬと、保證をして、我々の潜伏所は久保が熟知するゆゑ、久保の案内で宍戸璣と井上の二人が、君命を帯びて迎ひに來た。それから



仕方がない、又再び船木に歸つて来て、今度は家老其他十一人を連れて馬關に出て、到頭談判和議が決了をしたと云ふ譯であります。

## 政黨内黨奏薦

明治三十一年六月、伊藤内閣は、増税案で自由、進歩兩黨と衝突し、兩黨は合體して憲政黨となつたので、公は政權を之に譲るの決意をなし、諸老の異議を排して、斷然閣下に伏し、左の表を上つた。

謹奏 臣博文荷聖恩、屢奉重任、孜孜圖報效、而事與志違、是臣疎才之所致、恐惶曷勝、若猶在菀尸位、壅塞賢路、恐汚聖鑑、茲謹奉表以辭衰職併乞奉還勳位顯爵、伏願皇上陛下曲垂哀憐、速賜聖允、臣不勝恐惶屏營之至、誠恐頓首再拜

## 東宮の御下問に對する奉答

明治三十二年、先帝尙東宮に在し、頃、故有栖川宮威仁親王、東宮補導となられ公は補導顧問となつた。その時東宮の御下問に對して上つた表である。

謹奏、過日參殿之節、英旨窺候數件は、頗緊要之事と奉恐察候に付、威仁親王殿下にも尙御協

議申上、可成 英明之思食に相叶候様可仕候間、暫時御猶豫奉願候、右數件之内、佛人教師備入候事は

聖上陛下之叡慮奉伺候以前に、威仁親王殿下及大山中山兩侯爵等之意見をも承り候上に無之ては於

陛下も御安心被爲在間敷と奉恐察候。其上可然人物を選定すること尤肝要之點と奉存候。内外人より献上物品之事に付傳獻云々之事は宮内大臣に談合の上、將來不都合無之様取極め可申。侍臣或は高官以下の者に御談話或は必要の場合に御直に御言葉を被爲懸候事に付ては、過日も如言上、御威嚴を不被爲失限決して不都合無之のみならず、各國の帝王皇族と雖同様の事に有之候。我皇室に被爲在候ても中古以來太平虛尊の風習慣と相成、上下の別懸隔過度に失し、卻て下情に暗く、其弊竟に皇室の權威の消長に關するに至りしは歴史に明白なる事と奉存候。此事に付ては過日殿下思食の被爲在候所も奉伺、於博文至極奉敬服居候。凡て將來の人心は、封建の餘風次第に消滅し、上下接近之世の中と相成候事無疑、之に對して衆心を不被爲失様被遊候には、上下之懸隔甚敷に不至事肝要と奉存候。斯く申上候とて萬事輕々に被爲遊候様相成度と申趣意には無之、此儀は大切の事に付、重て得拜謁候節尙委詳可奉言上候誠惶頓首再拜



二月 六 日

臣 博 文

東宮殿下侍臣

（編者附記、公は此表を作るに、細楷で謹書し、一字の誤が有つても、全部改書した形跡が歴々と遺つてゐる）

## 政黨の本義

明治三十三年四月、公は長野に於て、政黨政治の理想に關する第一聲を擧げ、同年八月、立憲政友會を組織するに至つた。左の一篇は、その宣言及趣意書である。

帝國憲法の施行既に十年を経て、其效果見るべきものありと雖も、輿論を指導して善く國政の進行に貢献せしむる所以に至りては其の道未だ全く備はらざるものあり。即ち各政黨の言動或は憲法の既に定めたる原則と相枘格するの病に陥り、或は國務を以て黨派の私に殉ずるの弊を致し、或は宇内の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの陋を形し、外帝國の倚信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂としたる所なり。今や同志を集合し、其遵行する所の趣意を以て世に質すに方り、聊か黨派の行動に對して予が希望を披陳すべし。

抑も閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其簡拔擇用、或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす。皆元首の自由意思に存す。而して其已に擧げられて補弼の職に就き、献替の政事を行ふや、黨員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さず。苟も此本義を明にせざるか、或は政機の運用を誤り、或は權力の爭奪に流れ、其の害言ふ可らざるものあらんとす。予は同志を集むるに於て全く此弊竇の外に超立せんことを期す。

凡そ政黨の國家に對するや、其の全力を擧げて、一意公に報するを以て任とせざるべからず。凡そ行政を制限して以て國運の隆興に伴はしめんとせば、一定の資格を設け、黨の内外を問ふことなく、博く適當の學識經驗を備ふる人才を收めざるべからず。黨員たるの故を以て地位を與ふるに能否を論ぜざるが如きは斷じて戒めざるべからず。地方若くは團體利害の問題に至りては、亦一に公益を以て準となし、緩急を案じて之が施設を決せざるべからず。或は鄉黨の情實に泥み或は商業者の請託を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは亦斷じて不可なり。予は同志と共に此の如き陋套を一洗せんことを希ふ。

政黨にして國民の指導者たらんと欲せば、先づ自ら戒飭して、其の規律を明かにし其秩序を整へ、専ら奉公の誠を以て事に従はざるべからず。博文竊に自から揣らず、同志と立憲政友會を設



け、以て黨派の宿弊を革めんことを企るもの、區々の心聊か帝國憲政の將來に裨補して、報效を萬一に希圖せんとするに外ならず。茲に會の趣意とする要領を具し以て天下同感の士に問ふ。

明治三十三年八月廿五日

侯爵 伊藤博文

趣意書

余等同志茲に相謀りて、立憲政友會を設け、忠誠以て皇室に奉じ、國家に對する臣民の分義を盡さんと欲す、其趣旨とする所の要領左の如し、

- 一、余等同志は憲法を恪守し、其條章に循由して統治權の施用を完からしめ、以て國家の要務を舉げ、以て各個の權利自由を保全せんことを期す。
- 二、余等同志は維新中興の宏謨を遵奉し、之を翹賛して、以て國運を進め、文明を扶植することを勉むべし。

- 三、余等同志は行政の權能を完全にして其公正を保たんことを望み、選叙を精にし繁縟を省き責守を明にし、紀律を正し、處務を敏活にし、時勢の進歩と相伴はしめんことを謀るべし。

- 四、余等同志は外交を重じ、友邦の誼を厚くし、文明の政以て遠人を倚安せしめ、法治國の名

實を完からしめんことを務むべし。

- 五、余等同志は中外の形勢に應じて國務を充實するを必要とし、常に國力の發達と相伴行して國權國利の防護を完全ならしめんことを望む。

- 六、余等同志は教育を振作し國民の品性を陶冶し、公私各々國家に對する負擔を分つに耐ふるの懿徳良能を發達せしめ以て國礎を牢くせんことを希ふ。

- 七、余等同志は農商百工を獎め、航海貿易を盛にし、交通の便利を増し、國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す。

- 八、余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ、其の社會上及經濟上の協同を完全ならしめんことを圖るべし。

- 九、余等同志は國家に對する政黨の責任を重じ、専ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して宿弊を襲ふことなきを勉むべし。

政友會創立に際し要職を辭するの奏文

臣博文誠恐惶頓首伏して惟るに

政友會創立に際し要職を辭するの奏文



陛下登極夙に中興の宏謨を立て、公論に諮ひ經綸を行ひ、庶政を振作して列國と對峙せむ事を希圖せらる。而して封建の制廢し鄰佑自治の法設けられ、遂に憲法の發布に依り臣民の陛下の立法に參與する事を許さる。其盛徳大業誠に躡を高祖の創建に接す。臣無似を以て叨りに寵眷を荷ひ、夙夜戰兢以て報効を萬一に思ふ。竊に惟るに、内外百揆經營維れ急なり。衝を萬國に比し文明の治を擧ぐる、談何ぞ容易ならんや。中興の業前途悠遠、而して事草創に屬し更に規劃を要するもの猶甚だ尠しとせず。帝室の制度は皇室典範に於て、其の大綱を示されたるも、之れが施行に關しては未だ條規の以て準とすべきものあらず。國家爲政の機關は憲法之れが組織權能を定めたるも、其各部相開和して統治大權の施用を完くするに至りては、十年の成績未だ善良を稱すべからず。臣竊に自ら揣らず黨派の宿弊を革め立法の機關を洗刷するに志し、立憲政友會を創立して同感の士を集め、専ら國家の公に奉じて以て微衷を陛下に效さむとす。區々の心帝國の憲政をして有終の美をなさしめ、維新の宏謨をして中外に貫徹せしめむとするに外ならず。而して弊害の深き、洗刷従つて臣の非才を以て克く濟す事あるを期せずと雖も、方今の急止まむと欲して止むべからず。臣是に於て謹みて陛下に乞ひ奉る所なき能はず。抑帝室制度調査局は臣先きに上言する所あり。陛下嘉納以て設置を命じ給ひたるものなり。臣乏を其總裁に承け、拮据一年未だ何

の功を擧ぐるに至らず、慙悚何ぞ堪へむ。乃ち一朝にして辭するは臣が衷情に於いて安する能はざる所なるも事體に於いて止むべからざるものあり。帝室經濟會議は公爵三條實美の議に基き組織せられ、臣亦與りて其事に參したり、亦重要諮詢の機關にして其の員に備はるもの固より其の議事を愼まざるべからず。東宮輔導の顧問に至りては、其の職任固より容易ならず、臣の國家に於ける固より一毫難を避くるの念なく、亦敢て精力を竭盡せずんばあらずと雖も、新創の政友會を統へ黨弊の革新に努む、臣の微力既に或は及ばざらむ事を懼る。新に官廷の要職を汚し重任を辱むるの尸位素餐、臣愚自ら安すること能はず、政友會を設けたる固より黨同伐異を事とせむが爲めに非ず、多衆を擁して權勢の地を作すが爲めに非ず、時弊を匡救して憲政に資益するの外些毫の挾む所なきが故に、臣が職任を君側に奉じ、以て左右の諮詢に備はるは臣が黨弊を矯めて國務の進行に益せむとするの心事と固より相戻ることなく、従つて累を國家に及ばすが如きは萬々虞とする所無きを信ず。然れども臣已に新に黨を樹つ、志は匡弊に專なるも好まざるものは視て以て敵と爲し、従つて抗爭の端を肇むることなきを期すべからず、是れ臣が朝廷の一視同仁に對して深く憚らざるべからざる所、陛下寛厚縱令臣の心事を諒としたまふとも、將來政事に従ふの臣民をして國家に對する所以の道を知らしむるに於いて臣は極めて其の進退を愼まざるべからざる



ることを思ふ切なり。陛下願くば臣が中興の宏謨に對して新に別箇の貢獻を捧げむとする晩年の苦衷を察せられ、茲に悉く宮中の要職を解かれ以て臣が志を成さしめられむことを。蓋し陛下の家事に盡すと陛下の公事に盡すと臣に於いて固より擇ぶ所あらず。先きに久しく恩眷を被り左右の諮詢に備はる、今時局の要に鑑み、敢て命を闕下に待つに就いては、臣が葵心日に向ふの情愈々切なり。願くは陛下之を諒とし給へ。臣博文誠恐誠惶頓首頓首。

明治三十三年九月九日

## 星亨を弔ふの辭

明治三十四年の交、一代の非議星亨に集まり、終に三十四年六月二十一日、市參事會議事堂に於て、伊庭想太郎の爲に刺さる。星は政友會の最有力なる領袖にして、公は總裁たりき。

衆議院議員從三位勳二等星亨君、本月二十一日、東京市參事會議堂に於て兇豎の戕する所となり、遂に薨す。吁嗟哀哉、君や剛明超邁の資を以て力を國事に致し、勇往果決遂げずんば已まざるの概あり。其の我が會に在るや、奮勵事に當り、人皆其の幹局に服す、君が功たる豈偉ならずとせんや。而して今や不幸兇刃に罹り、忽焉玉碎す。焉ぞ獨り我會の爲めに歎惜すべきのみならんや。寔に昭代の遺憾なり。今其の葬に會し、悲痛慘愴、哀哭已むなし、恭しく弔す。

## 貴族院と衝突の結果奉呈したる待罪表

明治三十四年、第十五議會に於て、政友會を率めて組織したる公の内閣は、東亞の風雲漸く急なるに鑑み、之に應ずる施設の爲め、酒類、煙草、砂糖等に關する増稅案を提出し、貴族院の反對を受けし際、奉呈したるもの

内閣總理大臣侯爵臣伊藤博文誠恐誠惶頓首謹みて奏す。臣時難に際し、重責に膺り、夙夜戰兢以て涓埃を效さんことを願ふ。先に旨を奉じて、國家必要の軍費を支辨し、並に財政の基礎を鞏固ならしめんが爲め、増稅に關する諸法律案を編し、允裁を蒙り、帝國議會に提出す。而して衆議院は之を可決したるも、貴族院に移さるゝに及び頗る其通過を難するの狀勢あり、爲に宸襟を勞し、竟に勅語を貴族院に下さるゝに至る。臣任調鼎に在りて鹽梅道を愆る。誠に恐惶の至りに堪へず。則ち謹みて進止を乞ふ。臣博文誠恐誠惶頓首頓首。

(附記 此待罪表は、其儀に及ばずとの聖旨を以て、御却下になつた。)



## 政友會總裁より樞府議長となるの上表

明治三十五年十二月、第十七議會は、桂内閣と政友會との衝突に因りて、解散となり、三十六年五月、第十八議會は、兩者の妥協によりて無事に終了した、桂内閣は政友會の爲めに屢ば難境に臨み、政友會はまた妥協の爲めに少からず動搖した、此の時に當り、同年七月六日、鳳詔公に降り、樞密院議長に擬し給ふ、公乃ち表を捧げて、命を拜した。

臣博文誠恐惶頓首頓首謹みて奏す、臣先きに命を欽みて憲法起草の事に當り、上は列聖の宏謨に則り、下は人民の幸福を基として規畫贊襄する所あり。而して其施行日淺く、未だ有終の美を成す能はざるを視るや、身を政黨に投じ、之を指導誘掖して、以て立憲の聖旨に副はしめんことを謀る。事未だ緒に就かず、乍ち本月六日の召命を辱うし、優詔を賜ひ、臣をして樞府の重職に就かしめらるゝの旨を下さる。聖慮深遠内外の事局を洞察し給ひ、以て此大命を發し給ふ。臣恐惶措く能はず。謹みて聖允を乞ひ、慎思熟慮、遂に盛意を虚しくする能はず。茲に恭しく命を拜す。蓋し陛下の左右に咫尺して國家要務の諮詢に奉對するは、均しく憲政の施行に屬する職任なり。臣敢て犬馬の勞を效さずんばあらず、臣博文誠恐惶頓首頓首。

(附記 日附明かならず、本文中、本月六日の召命を辱うし、とあるより察すれば六日と樞密院議長任命の日付十三日との間にあることは疑ひない。)

## 鐵道の起原

鐵道建設の發端に就いて、茲に一通り經歷を語らんとす。

總て物事を創むるは、困難の伴ふものなるが、殊に日本の明治初年に於けるが如く、社會の表面に現はるゝ形勢を一變せざるを得ざる場合に於ては、その困難は一層甚だし。前日まで鎖國攘夷を稱へ來れる日本が、王政復古と共に、一朝にして開國の方針を執ることとなり、百般の事範を歐米諸國に採り匆卒の間に變化したるが故に、總ての事情頗る錯綜したり。人民が變するといふも、事物の變するに隨つて變するは人心にあらずして政府の方針のみ、人心は依然舊狀を改めず、されば、斯る時代に鐵道を興すは難事なり。余が茲に過去を語るは、我が鐵道歴史の一般を補はんとする闡幽の微意に外ならず。

王政復古以前に、英國公使としてサー・ハリ・パークスが日本に來りしが、此の人の我が鐵道建設に與つて大に力ありしは、逸すべからざる事實なり。是れ即ち余の闡幽の意の存する所なり。パークスが如何に日本に寄與せしかに就ては、我國に餘り能く知る者なし。此人の我れに與へたる刺戟、我が政府に加へたる論争の爲めに、我々は常に苦められしが、此の苦難が却つて好個の



激勵となり、終に良果を收むるに至りしものなるを以て、茲に先づ此人の略歴を叙して我が鐵道との關係を明かにせんとす。

パークスは天稟英邁の人物にて、僅か十三歳にして支那に來りぬ。恰も廣東にて林則徐が阿片を燒棄せし當時なるが、それより支那語を研究し、翌千八百四十二年、諸君も御記憶ならんが、彼の南京條約成り、始めて支那海岸の五港を開くこととなるに當り、彼は早くも十四歳にして公務に就き、通譯の任に當りて、七十餘隻の大艦隊が、揚子江河口より、上海の海岸を経て、舟山列島に碇泊し、支那側との交渉局を結んで、條約の成立を見るに至るまで終始之に關與し、其の俊敏の才は、大に上司に愛せられ、其の後英佛兩軍の北京に進入せし時も、亦活躍して其の非凡の材能を發揮したり。

かくして天稟に加ふるに練達を以てしたるパークスが、公使として我れに來りしは千八百六十五年(編者註、一八六五年は慶應元年)にして、余は此時よりの知人なり。王政復古に當りても、パークスは常に朝廷に味方し、之が應援に力を用ひたり。明治政府が東京に確立するに及び、彼は常に我政府に刺戟を與へ、強硬なる態度を以て我を壓迫し、之が衝に當れるものは大隈伯と余等なりしが、屢は辟易することありたり。

明治二年九月頃と記憶す、パークスの支那在留時代の友人ネルソン・レーなる人來つてパークスを訪ひ、日本に資金を貸與して鐵道を敷設せしめんことを提唱す。パークス之を容れ、之を我政府に效したり。これ實に我が鐵道建設の濫觴なりとす。當時我政府内には尙ほ公卿諸侯列席するの際にして、パークスは勸説甚だ力め、余等一部の者は之に同意を表し、政府全體としても道理上之を承認したるも、鐵道なるものを見たることなく、又其の利益に就き知る所あるもの稀なるの狀なれば、議容易に進まざりしが、機運漸く熟し、政府も終に決行せざるを得ざるに至り、余に其の交渉を委することゝなれり。當時余は大藏少輔にして、大隈伯が大藏大輔なりき。余の大政官より受けたる辭令は左の如きものにして、之に關する書類は大隈伯も必ずや所有し居らるゝならん。

伊藤 大藏 少輔

鐵路製作決定に付英國より金銀借入方約條取結の全權御委任被仰付候事

明治二年己巳十一月

太政官 印

即ち全權委任狀にして、之に依て端緒啓けたり。當時曆未だ改まらざりしが故に、辭令の日附



は勿論舊曆なりとす。政府に在りては金匱空虚なりしが、此の問題は之を別とせざれば混雜を來すが故に、今は暫く省くとせん。時に、各藩尙ほ存在し、朝廷の財政は困難の際なりしかば、金を借るにあらざれば、鐵道の端緒を啓くこと能はず、已むを得ず之を借るに決したるが、さて利息の事に就き、大失策を演じたり。當時我國に在ては金利頗る高く、一割か二割にて借り得れば結構としたる狀況なりしかば、利息の高下の如きは、多く人の注意を引かず、而して今次の貸借は公債に依るも個人貸借とするも自由としたり、是れ即ち失策の事由なりとす。是より先き、政府は、明治元年、横濱の東洋銀行より五拾萬圓を借りたることあり、横須賀の事に付き幕府の爲したる借財を決済する爲めなりしが、其利息は一割五分なりしかば、今次の貸借に於て利息一割二分なるを相當と考へしは勢已むを得ざりしなり。然るに、何んぞ知らん、レールは、九分にて本國より借り來りて、之を我政府に貸し、中間に在りて三分の口錢を壟斷したるなり。後に事情の明かとなるに及び、一同は切齒したるも、何分我々は財政家にも、經濟家にもあらず。又多少海外の事情に就き知る所あるも、借財の方法などに至つては、不心得至極なりしが故に、斯る失策を演出したり。かくて其後、漸次外國人と協議し、此約束は之を更改せざるべからずと決し、茲に改めて諸君に紹介すべき一人物を起して、其事を遂行したり。

一人物とは、數年前に易簪せし上野景範其人なり。政府は彼を英國に派し、横濱に支店を有する東洋銀行の本店に依頼し、前約破毀の爲めに訴訟を起して勝利を得、改めて利息九分を以て借入を約し、レールには其の費用を賠償して落着を告げたり。かく資金調達の途立ちたれば、政府は愈よ事等に着手することとなり、技師は、前記レールの周旋に依り、モレルなる人を得たり。モレルは英人にして、濠洲に在りて建築業に従事し、忠實なる人物なりき。鐵道建設の事に就ては十分の經驗ありとは思はれざりしかど、日本の小距離鐵道を築く位の仕事には不足なかりしと信ず。モレルが、日本に來りて事務に着手せしは、千八百七十年、即ち明治三年の四月にして、簡單なる見込書を余に提出したり。曰く、

東京 一千八百七十年四月十九日

伊藤 五位 大藏 少輔

日本鐵道に付演述したる順序中測量並に工作を起業するの條件を閣下の前に敬白す。

第一條 此鐵路中其の一部分勉て速に工作の事務を起さんこと第一場と考へり而して東京より横濱に至るの部分何れの方法に従ふも最も神速ならんを善とす。

第二條 汽車發着場を東京横濱に定むべし。



第三條 土工を興さざるの以前充分測量並に區分を爲すべし。

第四條 公廨を右の兩地に置くべし且つ東京に於て主廳を設く而して是に外國人並學徒の住居を  
附接するを宜しとす。

第五條 測量科に付數員の助手を要す而して其助手多くは得學有材の日本人ならん且助手等信實  
の務は此藝術を學ぶを主とすべければ東京鐵道解舍は兼て陸地建築學校となし現場實地に就  
かざる日は此輩をして理上の學を教導せば智識を添ゆる益あらん僕又欣然これが督學となる  
べし。

第六條 少時間にして能く乾牢したる臺木並路地を堅實せしむる破碎石及川崎大橋の準備整頓あ  
らんを宜しとす僕又鐵道に付き要件の判決を得ば直に之を記載すべし。

第七條 天氣好晴ならば東京横濱の間起業より二月間にして測量を卒へんことを冀望せり。

第八條 東京横濱の間を測量し得ば直に兵庫其より大阪と駈々測量に發進せん。

モ レ ル 謹 言

斯ることが當初の發端なりき。此外尙ほ多くの書類あれども、少しく冗長に渉るを以て之を省  
き、緊要なる者のみを朗讀すべし。

於横濱、千八百七十年五月二十八日

閣下予に問れし緊要の事件に付深思熟慮したれば今予が所思を述べん、雖然予は外客素より貴  
國の風習制度を知らず故に予が説或は迂濶にして實地に遠きものあらんを思ふ、泰西諸州英吉  
利を除くの外各國政府建築の諸務を管轄する爲め頗る盛大の局を建て國土生産の物材を以て眼  
前國內人民の幸不幸に關係する事業を起すことなれば其局を置き建築の方法を論ずる何事を捨  
置くとも國家第一の緊務とす、英國は自ら他邦と異なり各人自由の權を以て建法の基礎とする  
國柄にして大事業多くは人民中等の者の手に成る、故に如斯の事務を以て全く政府に委するを  
好しとせず、雖然他邦は不然各國政府管轄の建築局を置き廣大の制を建て恰も金庫會計陸海軍  
務及外國事務等の諸局と異なる事なし、建築局の主宰の任は最も關係重大の位置にして局内の  
事務細大となく盡く其任にあり、且つ事業を起すに當り局内の制度變革皆其權に出る國內の事  
業物材の使用細微の事に至るまで皆一途の號令に出で、鐵道の建築道路の補理海港海岸の造築  
燈明臺鑛山の諸件も亦此局の管轄に屬す。今や此事を起さんことを計る實に一大舉なり、然り  
と雖も現今我國各所分派する小局を合併し卒に儼然たる一大局をなすに至らしむるは國制及經  
濟上に於て補益ある聊か疑ふべきに非ず、今短文を以て試に其建法の案を貴下に述べん局の長



官は第一に「ミニストル」を置き局を教導會計及執事の三等に區分す。

長官、執事、會計、教導、

別に教導局を開き國家に大裨益あるは予が言を待すして自ら明かなり且つ學術を教導し之を實地に施すとも總て非常の事に臨むの外歐羅巴人の手を假らずして事を遂ぐるの時期至るべし、是に至らんには俊秀の少年を選擧し學術を教導習熟せし後年に至り銘々一事業を引受容易に遂ぐる様處置するは極て切要なり、百般の建築製造に熟練せる「インゼニール」を得る様教導するの法は甚だ永遠にして辛苦も亦少なからず、十七歳より十八歳位の少年數算測量究理學及外國の語學等略學び得たる上は之を學術大學校に送り五六年の間留學せしむる事是一般の定規なり、如斯勤學の期を終るの後は大試を受くるの力既に備はる、大試を経る上は一局首長に附屬して事を執る、將來の身事は全く其者の勉勵と技倆との等差に準ずべし、予を以て之を見るに日本の有志の少年輩習學の方術を得せしむ之に如くものなし、故に東京或は大阪に於て「スクール、インゼニール」建築學校を創立するの切要なる今日の如きはなし、貴國如斯建築學校なし、假令既にありと云ふと雖も今其事の然らざるを辯せん。現今處々製造場開け自ら生徒に便なりと雖も「インゼニール」の學業たる僅に鍛冶或は鐵具を製するに止らず學界極めて廣濶な

り、貴國又如斯學術を教導する政府の大學校ある哉否、學校首長たる者歐羅巴人二人日本人兩名蓋し歐人一人は學術教導を掌り今一人は職業上の事を掌る、日本人の教師は只戶外に出で職業上の事を教ゆ、自今予が手に附屬する者の内差向此任に當る者あり、學力試験の法半年毎に一試を設け上達進歩ある者へは榮譽たるべき褒賞の印を與ふべし、予學校の議を献するに付ては全國の工藝館及書籍の公庫を創立するの必要なるを論ぜざるを得ず、即ち建築製造品の模式或は書圖及各種の書籍百般學術實用の著述を集聚する處なり、各國に於ても或は此舉を聞き珍奇貴重の物品を我に送り以て我が學を助くる者あらん、國の學校にて勤學する生徒は豫め兩派に別つこと益あらん、一は即ち學術職業の爲にして今一は局中の算計の爲等にせん、外國交際の道追日盛に開け貴國の風習從て變移する又自然の勢なり、故に將來は云ふに及ばず自今外國商店等の籠絡を免るゝ様、貴國人中貴族の者をして學力を備へ外國經濟の樞機を微密に熟知し、若或は我無術不學を幸とし己を益し國を害せんと謀るものありと雖も之を論破し聊かも欺騙を受けざる様今より人才を養ふは至極慧敏の處置と云ふべし、一言を以て云はゞ苟も生徒たるもの唯學業を以て人事の最も榮華なるものにして國家第一の専務たることを心得、日夜才思學識を擴充せんことを旨とし學課に入れば恰かも無限の曠原を行くが如し、中に諸學に達するの途



あり能堅忍不拔の力ある者其奥極に至るを得ると思ふべし。財政會計等のことに至ては予が議する所少なし、國の開化に因り建立する經濟の法自然通信の道機械の用法開くるに従ひ漸を追ふて盛に至らん、日本の如きは物産に富み金礦夥し、如何ぞ宇内有益の通法を行ふべからざるの理あらんや、會計局の首長は手形に名印し諸種の會計を検査し約定書類を集聚し鐵道往來の荷物旅客の數及上り高を算當し其他局中出入費用の微細を知らざるを得ず、且つ事務に習熟し性伶俐な、官員數名を命じて長官を補佐せしむ、之を配分して毎局一人を附屬せしむべく、執事局は一時歐人の指揮に出でざるを得ず、其首長たるもの人物を論ずるは予が任にあらず、人を用ふるに當り深く着意して精詳に選擇するを要す、一旦選舉せし上は之に全權を與へ委任すべし彼日本政府の事務を勉むる間と彼に隨從する生徒及其手に附屬して事を執る下等士官等彼が身分に應じ頗る敬禮を厚ふし叮嚀に待遇すべし、英人の日本に來り事務を執るは強ち金を得る爲めのみに非ず、唯其手に附屬し事を共にする者彼是の論なく皆順從を旨とし禮節の風厚きを欲す、假令外國人日本の國風禮節を知らずと雖も事の順序を正ふし號令の肅然たるを欲せば政府其者を保護し厚遇を加ふるに如かず、他年に至り頗る功用を起すべき少年を養ひ事務を命ずるは嚴格勉強にして伶俐なる日本官吏に任すべし、予は歐人中適當の人物を選舉し周旋を任せん、

予此度鐵道を建設するに當り予は補佐する者六名に上らずして事を遂げん、各國鐵道の記事を檢し建築者の少數なる聊か鐵道の長短に拘はらざることを知るべし。

歐人の首長に附屬すべき日本人は全國中拔擢の少年を要す、假令ば單事に與かる者或は政務上の事に與かるべき人なりとも建築學家の手に付き勉強し熟練するは他の學業に入るより大に勝ることの證を後年に至りて覺知すべく、此事業を全ふするは嚴肅の法令を立つるにあり、若し否らざれば事を遂ぐる能はず、軍務局の如きは全く號令の嚴密に行はるゝに依り人々等級上下の差あり、下等にある者は上等に至らんことを望み、儼然敬禮の風順從の意斷ゆることなく威令盛に行はる、予永年上官の任を勤めたれば嚴法の大に益あるを知る、予今貴國の事情を知らず強て此事を迫るときは或は事に取れ障礙の生ぜん事を畏る、然りと雖局の勢漸を追ひ盛大に至らば各件執行の權予に歸すること其期近きにあらん、是に至らんには予が首長たるべき建築局の「ミニストル」より別に命令を下し准允を受るときは事速にして且容易ならん、此局長官の職務は極めて繁忙なれど茲に詳説するは却て不用に屬せん、此勤務の繁多なるを減せんため別に建築局の會議を立つる事各國の通規なり、日本に適當する様會議院を置く自ら予が意中でありと雖も今略説を擧げん、建築局の「ミニストル」は議院の統領官となりて其席に臨む、數



名の官員ありて之を補佐す其數八名に下らず各其局の事務を該知したる代吏たり、會議は一週毎に一度と定め各局の事務を評論す、見込繪圖を検査し許可を與へ會計教導及執事の三局長官より差出す建白書を読み献策の可否を論定し新策を議し其他局に關係すべき諸務全國の事を擧げて論ず、會議には書記官を要す此者は各國の語を解し決議の旨趣を細密に記載し他局と書簡往復を掌る、歐羅巴書簡の體裁を該知するを要す、予が述ぶる所已に長延に流れ或は貴意に觸れん、只願はくは予が建言の事件若し實地に當らざることありと雖も聊か又貴下の所思を扶助するの益あらん事を望む 謹言

日本政府の建築方首長 エドワルド・モレル

#### 伊藤大藏少輔閣下

之れ彼れの意圖にして、後の工部省の始めなり、予は斯る人物を得たるを幸なりと思惟したり。當時日本には、舊幕時代より長崎にて通譯を勤め多少英語を解する者、又榎本子爵等と共に幕府の使節として海外に出でたる者なきにあらざりしも、皆老朽となり、加ふるに鐵道の利便を知るもの稀なり。此時に當りてモレルの考案は、日本の將來を慮り、鐵道建築と共に人材を養成せんとせしものなり。是れ予が日本に忠實なる人を得たりといふ所以なり。惜い哉此の人は明治五年に死亡し、それより鐵道局のことは、同年工部省設けられて之を統轄し、英國より借財の事も實行の緒に就き、材料は之を英國より購入し、建築技師も歐洲より聘することとし、此等の用務は東洋銀行と約して、之を辨せしめ、規模漸く大となれり、これ現在の技術者諸君多數の熟知せらるゝ所ならん。

大要經過は右の如くなるが、尙ほ巨細を談すれば、未だ世に露はれざる事實多少あらんか。當時借錢を以て鐵道を建設せるの事知れ渡るや、反對論囂々として起り、有司は暗殺されんとするの風聞頻りなるの際に當りて、谷陽卿なる人あり、敢然として「悪金を驅るに火輪車を以てするの議を上る」との建白書二通を提出せり。予等は見て敬服し、共に語るに足るとしたり。當時、維新前各藩が窮策として賈造したる二分金が尙ほ多く行はれたるの時にして、建白書は次の如きものなりき。

#### 上驅悪金以火輪車之議

火輪の極めて速かなるものは一ミニットの間能く一里を馳せ（英國の一里は我十五丁弱）其遅きものと雖も、亦能く十町を馳す。凡そ世に人力を省き冗費を減じ重きを載せ遠きに行く何者の便利か能く是の右に出でんや。所謂一瞬千里坐睡して行くこと、實に國家の至寶なり。臣



聞く、西洋の諸州鐵道の相通すること縦横蛛網の如し、宜べや其富強此の如くなる。火輪の器械より以て人と物とを載する車二三十輛まで併せて其價二萬四千金の上に出でず、只鐵道を造るの費用を以て大なりとなすのみ、然りと雖鐵道を造る我一里の費用其路の平坦なるは僅に一萬金を以て能く之を濟す、嶮峽の間には亦只之に三四倍すべし、一旦之を施すの費用は大なりと雖其人力を省き冗費を減する千載不朽の利益を以て之を考ふれば亦敢て大なりとせず、然るを況んや十年を出でずして其資を收むるをや、其便を知らざれば即ち止むも苟も既に之を知る如何ぞ之を施さざるを得んや。横濱開港爾來本邦の物産年々に増加す。就中生糸茶蠶卵紙の如きは之を以て十年前に比すれば其殖すること殆んど十倍を以てすべし。然して之を運輸するもの或は牛馬し或は負擔し以て二三百里の遠きよりす、其贅費果して幾許ぞや。貿易の道は機變に處するを要とす、負擔牛馬日に行くこと僅かに二十里以て彼の凸鼻の狡兒に接す其機を失し其利を耗する果して幾許ぞや。本邦物産の多き信上岩陸羽を以て最と爲す。信の上田、上の厩橋、奥の福島、羽の米澤等は皆其國産の棲まる所なり、曾て惟みるに東京より奥の福島に信の上田に以て二路の鐵道を通じ以て國家の便に供せば、富強の術坐して以て待つべし、東京より兵庫まで鐵道を通ずること廟議既に決すると聞く、希くは信奥二國への鐵道亦是の時に於て施すを

得ん、其資の如きは臣併せて上つる惡金收合の策に就て之を要むべし。彼の惡金は紙幣を以て之に換へ其三分を民に借るに年二分の息を以てす。即各國の所謂國債なり、其息と紙幣局の費用は彼の收合する惡金の銀若くは銅を以て之に充つるも亦必ず剩りあるべし。其三分を府藩縣且貿易會社の融通に供して其息を我れに收め亦是れを此鐵道の費用に供せば莫大の惡金其三分と雖も恐らくは一千萬金に下らざるべし。東京より信上奥福の里程併せて百二十里に過ぎず、坦險平準して一里凡そ三萬金を以て之に充れば總計凡そ四百萬金にして二路の鐵道相通じ億兆の幸何を以てか亦此の右に出でんや。毒を以て毒を治し不便を以て便に換へ上下相損せず千載の業を起し萬姓の害を去り所謂一舉兩全毫も遺害なからしむるの法なり。謹んで惟みるに方今神聖上に在しまし賢相位に列し病院を設け救育所を建て貧を濟ひ窮を恤れむこと天下の共に知る所なり、然るに國家を富ますの基を建てずして、以て目前の窮を救はんと要せば恐らくは事小惠に涉り日も亦足らざるべし。語に曰く至仁は天の如しと、願くば天下の大利を興し蒼生をして德澤の内にて自ら知ざるに至らんことを。是亦難きにあらず、速に四海の惡金を驅り是を取つて鐵道に換へ以て大に人力を省き又大に冗費を減じ彼の凸鼻の狡兒をして獨り其利を網することを得ざらしめば實に四海萬世の幸福なり、願くば臣が短才と臣が文字の拙なるを以て萬



世の大業を棄てずんば臣實に萬死も辭せざる所なり、伏して願くは照察を乞ふ臣頓首々々百拜

敬白

午正月

臣 谷陽卿源應貞花押

上火輪車建議の餘論

夫れ國の開明に歸むくや天道の常自然の理、人得て誣ゆ可らざる者あり、上古の人木處穴居して以て宮室と爲すもの經營の理未だ開けざればなり、木を嚼み草を茹ひ以て人食と爲すものは耕耨の理未だ開けざればなり、結繩して以て消息を爲すものは文字の理未だ開けざればなり。然るに當時の人之を以て足らずとせざるものは蓋し知覺の未だ開けざればなり、唐虞の時に及び宮室を經營して以て顛疾の憂を去り五穀を播種して以て生養の道を立て文字を作つて以て消息の便を教へ牛馬を以て負擔の力を扶け舟楫を以て航海の用に供し人民の道日に開け月に進み三代の時に至り始めて大に具はるに似たり、然るに仲尼曾て謂へるあり、曰く後世恐るべしと、仲尼の意蓋し未だ足れりとせざればなり、臣曾て宇内の形勢を察するに其文運の開け機械の富める、六大洲中歐の盛んなるに若くものなし、實に一洲を以て五洲に譲らざるものなり、何を以て能く然るや、曰く只文運の開くと機械の多きとに關するのみ、西人の諺に曰く其國の貧富強弱を知ら

んと要せば先づ其機械の有無を視て以て知ると、彼の國舟車の利特に開け蒸氣の理發明せしより而來海陸其力に因り以て運輸の便を爲す、宜べや其富強此の如くなる。本邦の國たるや大東に孤立して中古より外交を要めず故を以て海外の事人得て之を知るなし、是故に運輸の事に於けるや負擔して以て足るとなし牛馬して以て餘りありと爲し航海の事に於けるや十里の津も猶數朝の久しきを待つて達せず、然るに之を疑はざるのみならず亦以て足れりと爲す、宜べや民の耳目の開けざること、歐の諸洲は我を以て是を視れば事已に十分に似たり、然して彼未だ以て足れりとせず日に其巧を究め月に其術を伸べ年々其國をして富強便利に赴かしむ。我若し之を知らざれば則ち已む已苟くも己に之を知る如何んぞ耻ぢざらんや、火輪車の國家を利する敢て論を俟たずと雖も草莽無知の徒曾て國家の大利を知らず只傭夫驛舎の一時産業を失はんことを恐れ百方之を拒まんとす固より怪しむに足らざるなり、古者賢相人の相争ふを問はずして以て牛の喘くを問ふと、苟も天下國家を利するの道ある安んぞ彼の傭夫驛舎に私しするを得んや、且つ負者擔者の産の移し易き何を欲するも敢て難しとせず何ぞ況んや國に曠土廢田の多きをや平時と雖も是等の輩驅つて以て良民に歸せしむべし、何ぞ況んや國家の大利を興し漸を以て其機に及ぼすをや、驛舎の如きは三里又二里の間にあり以て火輪車の休息所と爲し以て人をして上下せ



しめなば愈々以て昌ならしむべし、決して其産を失はしむるの理なし、今王政維新の時に臨み苟くも國家を憂ふるもの敢て默視するの時に非らず、臣短才と云へども嚮に悪金を驅るの議を上つり亦併せて火輪の事に及ぶ、臣が愚直を知らざるときは臣特に奇を好み新に趨るとなす。臣敢て然かするに非ず、私かに各國の政體を察し亦大に耻るあり、是れ臣が湯鑊を甘んじ斧鉞も辭せざる所なり、謹んで惟みるに方今鎖港の風猶存し苟且の弊未だ銷せず管見の説井蛙の論日に益甚し、唯是を以て道路に話するのみならず豪然として之を廟堂の上に説く實に開化を妨げ富強を害するの徒なり。外夷を惡みて之を禦ぐ富強の術を以てするを知らず反て國家を衰耗して以て外寇を賛げんとす蓋亦過ならずや、彼の輩常に説いて以て道となす所は、冗費とは何に我が負擔者の産を立る所、人力とは何に我傭夫者の生を得る所と、然れば則ち牛馬は負擔者を害する者舟車は國用を害する者簡便は姑息を害する者開化は知覺を害する者は即ち木處穴居禽獸と等しからんを欲するなり、海外人なく宇下唯我のみにして以て國を建つれば猶能くす可し、決して爲す可らざるの事なり。伏して願くば國家の大體を履み細利に執着せず小惠に拘泥せず亦彼の輩の是非するに關係せず斷然火輪車の命を下し海内の人民をして親から其便を目撃せしめんことを、語に曰く百聞一見に如かずと之を施すの後亦た大に諸器械を開き桑麻の事蠶絲の

事紡織の事精米の事より以て百般の機械に及ぼし我が物産をして日に益々蕃殖せしめ以て彼の金銀を我れに收め普く天下の紙幣をして自然收合するの術を立てずんば洋貨愈々沸騰し我神州をして衰耗せしめんこと識者の論を待たざるなり、今の時に及び猶且つ因循に付して萬一其機を失するあらば臣恐らくは天下の事實に知るべからずと、幸ひ照鑑を乞ふ臣應貞頓首々々百拜

敬白

庚午二月

臣 谷 鳴 卿 源 應 貞 花 押

此等は尙ほ今日にも適用せらるべき議論にして、斯る建白書を提出せし者は、日本國中唯だ谷一人あるのみ、他は悉く頑固探るに足らざる反對論のみなりき。予は英國公使パークス氏が、日本の爲に與つて力あり、鐵道に就ては大隈伯が之を助成したる勳勞を大なりとし特に維新の國是を貫くに當りてパークス氏が常に剛強の論を以て我政府を苦しめ、我を啓發したる功を稱し、我れの畏友なりとして後世に傳へんと欲するものなり。

鐵道創設は、期る困難を通過したるものなるが、東京横濱間の工事成るに至り、圖らずも大隈伯と予とは左の御書附を賜はり、痛く感泣したり。

工部大輔 伊 藤 博文



鐵道創建の始、物議紛紜を不顧、定見を確守し、終に今日の成功に及候段叡感不淺候依之爲其  
賞目錄の通下賜候事

壬申十月二十五日

實行の中途に在りても我々は非常の苦境に陥りしことありしが、既に着手したる事なれば到頭  
貫行したり。鐵道に就ては大隈伯の盡力ありし外、岩倉公も我々と所見を同じうせられ、紛々た  
る物議に拘らず、斷乎として遂行に決意せられたるは、忘るべからざるの事實たり、若夫、鐵道經  
濟、鐵道行政等に至りては、多少の愚見なきにあらざれども、今は唯だ起源を説くに止めん。

### 韓兵解隊詔勅草案

左の書稿は、明治四十年、韓國光武帝（故李太王）が海牙密使事件の故に失脚し、隆熙帝（故李王）の踐祚となり、當  
時統監たりし公と韓國總理大臣李完用との間に、日本が韓國を指導するの協約成り、其の結果として、韓國軍隊を解隊  
するに當り、韓皇の發すべき詔勅の趣意を進言したときの稿本である。此の稿本の原本には、當時の韓國總理大臣たり  
し李完用侯が、次の如く跋文を附してある。此軸（今は軸物となつて居るのである）是隆熙元年軍隊解隊時勅章中一而  
即春政公之遺跡也與交付于余者意義是同今茲奉覽不禁望昔之懷云爾、大正八年仲夏一堂李完用

朕有司に命じて兵制を改正し、専ら士官の養成に努め、他日徵兵法を發布し鞏固なる兵力を具

備せんとす。今茲に皇室侍衛に必要な者を存し、其他は一時之が解隊を命ず、而して其將校以  
下士卒に至る迄恩金を支給し以て其勞に報ゆ、汝將校下士卒等克く朕が意を體し愆なきを期せよ。

### 韓國詔書の模型

左の文書は、明治四十年七月二十日、韓國隆熙帝（故李王）即位の頃、公が統監として、韓帝の詔勅の制式に付き韓國  
有司に指導したものである。書の狀貌から察すれば、公は面談に於て且つ書し且つ談じたものと見える。

#### 詔勅

御名は必ず親署を要す

圻（編者註、故李王）  
の御名

御名 御璽

押 奉勅臣親署



## 韓國擾亂鎮撫に關し韓國政府を して發せしめたる訓令案

左の文書は、明治四十年、韓國光武帝——故李太王が、當時韓國宮廷の内外を徘徊し、内帑を利せんとして、諸種の陰謀を教唆したる外人及び倭臣に誤まれ、海牙密使事件を惹起し、爲めに讓位の已むなきに至りしとき、京畿内外の物情大に動搖し、新帝——故李王は、勅命を下して統監に鎮撫を依頼した、暴徒は直ちに鎮定されたが、其成績に就き、公が統監として、韓國政府に韓人憲兵の利用方に就き旨を授けた稿本である。

嚮に詔に依り、各地方に峰起せる暴徒を鎮壓し、安寧回復の事統監閣下に依頼したる爲め、從來駐劄守備隊の外軍隊及憲兵を増派せられたるも各地尙未だ全く鎮定に至らず、要するに兵力の不足にあらずして、其活動に不便多きを認むるを以て、茲に地方の地理情況を熟知する者を選抜し、之を日本憲兵の補助たらしめ、一面鎮壓に使ならしめ、一面地方人民の安寧秩序を回復せしめんと欲す。

## 太子太師就任の辭

左の一篇は、明治四十年十一月廿六日、公が韓國の太子太師就任披露會で述べた演説の稿本で、公躬ら起草したものである。

皇族各邸下、各大臣閣下及其の閣下並に諸君。

本日諸君を招待致したるは、今回、自分が韓皇陛下より、重大なる寄託を蒙りたるに因る。此の寄託を受くべきか否かに就ては、自分に於て、甚だ判斷に苦みたり。

自分は韓國に生れたるものにあらず。日本天皇陛下の命に依り此地に臨みたるものなるを以て、此判斷を下すには、豫め我陛下の勅裁を仰がざるべからざるは勿論なるが故に、韓皇陛下より如此内命を蒙りたるに就ては如何に進止して宜しきや、電報を以て大演習の行在所に伺ひたるに、御請致して苦しからずとの勅許を拜したるを以て、直ちに大韓國皇帝陛下の恩命を奉承したる次第なり。

自分の就任に就ては、既に滿場諸君の御承知の如く、特に優渥なる詔勅を發せられ、而して皇帝陛下は親任の式を舉行せられ、且つ又皇太子殿下は親しく自分の官舎に光臨せられ師弟の禮を



執られたり。此事たる頗る重大事に屬す。韓國社稷の盛衰の上より遠く將來を慮れば、實に重大なる關係を有するものならずばならず。諸君の御承知の如く、支那の歴史に於ても太師の重任は容易に之を委托せざる所なり。周公、召公の如きもの無きにあらずと雖も、彼等は共に周室の懿親なれば、固より措いて論せず。其の後に至りても太師は殆んど稀に見る所にして、唐の李綱、高宗の太子時代に於て、其の少師に任ぜられたり。李綱の碩學たるは何人も之を否認せざる所にして、「託六尺之孤、寄百里之命、古人以爲難、綱以爲易」の言の如きは、彼の見識の尋常ならざるを見るに足るものあり。自分は素より學問、就中漢學に付て、李綱の如き素養なし。但だ宇内の大勢を推し、列國基布の情勢より延いて諸邦の治亂興亡の理を察するに於て、李綱に一日の長ありと信するが故に敢て此重任に膺るを辭せざりしなり。自分にして苟くも此大任に膺る以上は、韓國皇太子を養育するに、韓人の心を以て之を爲さんと欲す。諸公にして若し疑ひあらば願はくば之を糺されんことを。自分の考ふる所にては、日本と韓國とは兄弟も苗ならざる間柄なるが故に、韓國に人物の輩出せんことは固より靑望する所にして、殊にその邦家人を支配する王室に有爲の人物を出すは、自分の切望して止まざる所なり。されば、自分は此重任を盡すに當り全力を擧げんことを期せり。自分の學殖或は此大任に膺るに足らざるを虞るゝも今日の時勢を顧みる

に、徒らに退遜を事とするを許さず、是故に自分は敢て奮つて太子の養育に盡瘁すべし。孟子の説に曰く、至誠にして動かざるものなしと、然るに自分の至誠未だ以て韓國上下を動かす能はざるものあるが如きは遺憾なり。自分は、死生の外に立ちて韓國を扶植すべしとの日本皇帝陛下の勅命を嚴肅に遵奉しつゝあるを以て、韓國皇太子に對しても亦至誠を以て補導すべきは茲に諸君の前に誓言するを憚らず。

本日は、右就任の事情及自分の意思の存する所を諸君に告げんと欲したるのみならず、皇太子殿下も遠からず日本に御留學相成るを以て、此小宴を催したるに、幸に諸君の貴臨を得て、微衷を披瀝し得たるは、自分の満足に堪へざる所なり。諸君幸に諒とせられ、歡を盡されんことを。

## 憲法記念館開館の辭

明治天皇、公の憲法起草の功を思召し、明治四十年一月、元假皇居宮殿中御會食所建物に公に賜ふ。此建物は、天皇親臨して憲法、皇室典範及附屬諸大典を審議せしめられた處である。四十一年春工成り、公は當時統監たりしを以て、時恰も我邦に留學せられし韓國皇太子（今の李王）を伴うて、朝野の貴紳を迎へて盛んなる開館式を擧げ、席上一大演説を試みた。



本日尊來を辱うしたる諸公、閣下及諸君。本日は神武天皇即位二千五百六十八年の紀元節に當り、恰も好し憲法發布二十回の記念日を迎へたり。顧みれば憲法發布の當時我皇上陛下より憲法政治に變ずることは國體と如何なる關係ありやとの勅問を蒙り、當時學者間にも種々の議論ありしが、余は斷じて國體の變化にあらずして政體の變遷のみと答奏せり。然れども、上古に溯りて考ふるに、和學者も、漢學者も、國體と政體との區別を爲すことは殆んど能はざるの業ならん。余以爲らく、我邦有史以來未だ曾て革命と稱する出來事なく、神武帝以降一系相承けて以て今日に至り、我皇統の連綿たる牢として動かすべからず。然らば則ち我大日本帝國は、神武帝の後裔たる萬世一系の皇統によつて支配せらるゝものにして、國體は斷じて動くべきにあらず、唯だ政體は時に應じて變遷すべきのみと。然れども、由來國體と政體とは一にして二の如く、二にして一の如し、故に議論の定まらざるは自然の數なりと雖も、此の識別にして定まらざれば、憲政を行ふに於て、如何なる障礙の生ずるや測るべからず。幸にして愚見は衆議の容るゝ所となり、三條、木戸、岩倉、大久保諸卿の先輩は封建を廢して憲法政治に改むるの議を一決し、陛下の聖斷により、明治八年、漸を以て憲法政治を行ふに決せり。

明治十四年に至り、明治二十三年を期して國會を開設するの詔勅發せらるゝと共に、余は大命

を奉じて歐洲に赴き、憲法の調査に従事することとなり、大體の要務を終へて歸朝するや、直ちに草案の起稿に着手し、稿成るに及び、叡覽に供し奉り、而して、今日諸君の尊來を辱うしたる此館に於て、樞密院を開かれ、御諮詢を蒙むることとなり。即ち陛下は、審議の開かるゝ毎に一回も御缺席なく此堂に親臨あらせられ、評議を開召されたるなり。

日本の國體を歷史上より觀察すれば、憲法政治は實に重大なる關係を有するものなるが、聖斷によりて議愈々決定し、而して憲法の發布せられし以來既に二十年の星霜を閲したり。今日此處に諸君を招じて、往事を追懷するを得るは予の非常の光榮とする所にして、諸君も亦憲法の基礎が斯くも至尊に重大視せられ、其の御研鑽の記念たる場所を目撃せらるゝは多少の感なきを得ざる所なるべしと信ず。當時の實狀を諸君の前に公にするは、事に實際に従ひたる余の名譽なる義務なりと思惟し、本日此處に此會を開きたるに、圖らずも事天聽に達し、余の擧を嘉賞せられ、此處に配列したる嘉肴は、皆陛下より諸君に賜はりしものなり。諸君の光榮は則ち余の光榮にして、諸君と共に感激に堪へざる所なり。願はくは、諸君と共に將來憲政の發達に盡瘁し、其の基礎の鞏固を加ふるに努めん。余は本日の記念會に當り、心中の喜び禁する能はず、茲に謹んで謝意を表す。何卒諸君、恩賜の杯を傾けて、一日の歡を盡されんことを。



## 高杉東行の碑文

明治四十二年、毛利元昭公を首めとし、縁故あるもの晉謀り、高杉晋作の碑を、長門、厚狹郡、吉田村、清水山の墓側に建てた。碑文は公の選になつたもので、左の通りである。

## 從二位公爵毛利元昭篆額

動如雷電、發如風雨、衆目駭然、莫敢正視焉、此非我東行高杉君乎、君諱春風、字暢夫、通稱晋作、後變姓名曰谷潜藏、東行其號也、系出武田小左衛門春時、春時天文中爲備後高杉城主、因氏焉、子孫世仕毛利氏、考諱春樹、妣大西氏、以天保十年八月二十日生於長門萩、幼儻有大志、眼光炯炯、才識絕人、初入藩學明倫館、年十九師事吉田松陰、松陰深偉之、與久坂實甫並稱、尋東游入昌平黌、又訪佐久間象山於信濃、橫井小楠於越前、學識倍進、文久元年藩公周旋、朝幕間、時君爲世子近侍、謂周旋之事不利藩國、乃將有爲、二年公令君游上海探海外事情、居數月而還、則世子奉勅在江戶、周旋頗力、君說當路以其不可、弗聽、君憂憤、一日切諫世子、直脫藩邸、既而勅使三條中納言姊小路少將至江戶、令幕府奉摺夷勅、幕議依違不決、君與同志謀、將襲殺外人以啓事端、世子諭止之、君等遂火御殿山外館、世子召君京師、有故雍髮號東行、三年春、車

駕詣賀茂社、將軍家茂率列侯扈從、既而將軍將遽東歸、君謂將軍一舉趾、則大事去矣、乃與同志謁應司關白、陳其不可、朝議納之、未幾還國、屏居不出、六月藩公奉勅擊外艦於馬關、起君任防禦事、君募士民勇壯者、編奇兵隊、八月、朝議俄變、褫三條中納言等官、停藩公父子入京、士民憤慨、游擊軍總督來島又兵衛將率兵詣闕下、君銜公命諭之、不聽、君深慨之、即日亡命入京、藩論其罪下獄、元治元年八月英佛米蘭四國聯艦隊侵馬關、公復起君參政務、我軍不利、乃以君爲媾和使、訂止戰媾和之約、余等亦參焉、先是、士民訴冤京師、皆不省、遂有禁門之變、幕府與問罪師、逼我國境、藩士唱俗論者爭起、擁公於萩、掌握政柄、專主恭順、正黨皆蒙罪、君慨然有回復國論之志、見機而遁、潛入山口、捕吏追躡、乃航海走筑前、奇兵諸隊屢上書論事、不納、俗黨遂斬三老臣四參謀、謝罪幕府、君聞事急、復歸長府、特率諸隊討俗黨、隊士等以爲時機尙早、未悉應、君與余等謀、僅以二隊兵發、急圍馬關伊崎官廨、逐姦吏、其翌諸隊亦進陣伊佐、俗黨驚駭、又殺正士七人、君大怒、進兵襲伊崎官廨而據之、傳討姦檄於國內、實慶應元年正月二日也、於是、俗黨發兵擊諸隊邀戰於繪堂大田、皆捷、君往會之、夜襲赤村敵破之、轉入山口、三道分兵向、萩藩士不與俗黨者、上書請黜當路以靖國難、公納之、告諭諸隊、諸隊聽命、藩始歸一、君部署諸隊、以備東兵、而將伴余游歐洲察其形勢、以事不果、五月土佐坂本龍馬來馬關見桂小五郎說薩長連合



事、君與余等贊其議、且曰、今東軍將大舉來攻、宜購峩艦利器於外國以備之、然其事非借薩藩之名、則不能也、余與井上聞多抵長崎、與薩老臣小松帶刀謀、購入銃艦、桂又奉命入京、與西郷吉之助等協議、薩長連合乃成、二年春君與余赴長崎、尋將航歐洲、未發、會幕府使小笠原壹岐守刻日召公父子於廣島、君聞之以爲戰期已近、急購軍艦一隻而歸、丙寅艦是也、六月東軍襲大島郡、君乘丙寅艦、夜突入敵艦駢列中、放礮而去、敵軍震駭、我兵又渡海、擊陸上敵走之、君尋進軍豐前、取門司大里、敵火小倉城、退入香春、竟請降、而藝石之東軍亦既爲我所破、四境外不復見敵騎也、於是幕威墜地、王政復古之業將就緒矣、三年春君偶獲疾、四月十四日竟不起、春秋二十九、蓋藩士民莫不悼惜、葬吉田村清水山、配井上氏、有一男、名東一、承其祀、明治二十四年朝廷追褒其功、贈正四位、嗚呼君歿之翌年、聖上登極、乾坤一新、而君目不獲覩中興之盛業、身不能霑 昭代之霽澤、悲夫、今茲某月君之故舊相謀、建石墓側、以不朽之屬余爲文、誼不可辭、乃書其行實概略如此

明治四十二年九月

正二位大勳位公爵 伊

藤

博

文

撰

## 文吉に諭す

左の一篇は、明治四十二年、公の次子伊藤文吉（今の男爵）が英國に留學せんとするに臨み、十月四日の夜、公のハルビン遭難の二十二日前）滄浪閣で與へた訓戒の語で、公父子に取ては、最後の遺訓ともいふべきものである。之に依て公の子女に對する慈愛の深厚なるを知るべきのみならず、公の一般後進に對する指導誘掖の意圖を窺ふに足るものがあるから、茲に収録する。

人は銘々持つて生れた天分がある。俺はお前に何でも俺の志を繼げよと無理は言はぬ。持つて生れた天分ならば、假令お前が乞食になつたとて、俺は決して悲しまぬ。金持になつたとて、喜びもせぬ。

しかし、萬一お前が持つて生れた天分で俺の志を繼がうといふ氣なら、第一に、寸時も忘れてならぬことは、天子様に忠義を盡すといふ事ぢや。

日本の國は小さい。が、天子様を中心として國內を結束し、國外に發展したが故に此の盛運を來したのぢや。○○などは國は大きい、皇室を中心とする心薄く、國內團結の力に乏しい爲めに一向に振はぬ。されば日本國民たるものは、官吏であらうが、商人であらうが、天壤無窮の萬世一系の帝室を中心と仰ぎ奉り、以て平和の東洋に覇たるが日本國と日本國民との天職であると



いふことを、一日一時も腦裡から放してはならぬ。

忠義の次ぎに必要なは、至誠ぢや。至誠は鬼神を泣かせ、天地を動かすと云ふが、これは眞實ぢや。俺は若い時から、心身を君に捧げ、國に盡すことのみ心懸けて來た。此の胸中は光風霽月。たゞ至誠の二字あるのみぢやから、必ず鬼神を泣かせ、天地を動かして見せる。お前も忠義の二字の次ぎには至誠の二字を深く心肝に銘して置くがよい。

次には、お前の留學のことぢやが、人間は第一に身體が丈夫でなくてはいかぬ。からだ有つての仕事ぢや。常に身心の健全といふことに注意せぬといかぬ。

學問は、讀む學問も必要ぢやが、耳學問も亦必要ぢや。人は活きた書物ぢやから、西洋に往つたら、普ねく人に接して識見を廣め、如何なる人に逢うて如何なる問題を議論するにも、相手となつて話しの出來る様になるが肝要ぢや。

社會の事々物々には必ず表と裏のあるものぢやから、單純の考へでは行かぬ。處世の修養は、廣く、深く、事物の表裏を洞察して、宜しきに通ずるが其の眼目ぢや。觀察の精は西洋人の特色で、粗は東洋人の弱點ぢや。

物事を成すには順序がある。突飛は禁物ぢや。常識の周到な運用が大切ぢや。

苟くも天下に一事一物を成し遂げようとするれば、命懸けのことは始終あるもので、俺は、今まで生きて居たのが、自分にも不思議と思ふくらゐぢや。お前も俺の志を繼がうといふなら、此の覺悟を持つて居れ。依頼心を起してはならぬ。他力はいかぬ。自力でやれ。

この二月、韓國から歸つて、參内すると、皇后陛下から、

天津神しろしめすらんまめやかに君につかふる臣の心は

との御直筆の御歌を賜はつたが、(編者註、公は、明治四十二年一月七日より三月三日に涉りて、韓國皇帝に扈して京に歸つて、參内伏奏する所があつた。其際昭憲皇太后より右の御歌を下されたのである。)

陛下はごおえらい御方は他にはあるまい。國學は勿論漢學の御素養も十分に有らせられて、凡そ日本の女性中、陛下ほど學問に富まれたものは一人もない。然るに、少しもそれを御面てにあらはし給はぬ。天子様に御對ひ遊ばされても、至極御控え目の御態度で、何事も膝をついて、畏つて仰せになる。起つてなご一言も仰せられたことがない。

日本女性の有りとあらゆる美德を御一身に御集めになつたのが、皇后陛下で、その坤徳の崇きこと、眞に日本女性萬代の龜鑑と仰ぎ奉るべき御方ぢや。

(編者曰、公が訓戒の終りに於て、畏くも昭憲皇太后の御行狀を借り來り奉つて、日本の婦徳を説いた所、飽くまで其



の日本と終始せんとする本領を露はしたものであらう。

# 提籃の銘

高杉晋作、煎茶用の一提籃を愛玩す、壯年にして雅蘊を湛へたる公は、一見して垂涎禁する能はず、強ひて請うて、殆んど之に淫した。銘して曰ふ。

此是田能村竹田先生所藏、先生歿而後數年東行庵主人、得之於赤關買人之手、愛玩有年于茲、然而余晨夕在主人之側、屢觀之不勝欽慕之心、遂請之於主人、主人割愛以贈余、余持與之同性命也。

芳梅書屋愛玩

(附記、木戸松菊また之を見て羨望に耐へず、公に乞うて之を愛藏し、今は木戸家にあり。)

# 書翰



伊藤公が國事及び政務に就いて有司、同僚並に部下に送りし書翰は各家別とし其の各家別のものが年代順に配列してある。

清韓紛議に關し三條太政大臣に送りし書翰

伊藤公は明治十六年十二月十一日より翌年二月二十一日まで參議兼外務卿となつてゐた。

清韓紛議之事は新聞に有之候通り、從來引續多少之行違時々相生候、此節も袁世凱を以て歐米諸國へ使節派遣之一事に付異議を主張させ、内實は屬國たるの實迹を表彰せしめんとの清國之謀略に有之候處、魯米兩國之公使等異説を起し、清國に對し不満足を鳴らし候事と相見へ申候、目



下禍亂之紛起すべき程には無之候へ共、到底魯清之間朝鮮一事に付ても面倒可相生事は推察申候  
過日來兩度魯公使之意見も承居候に付、得拜鳳詳細可申上候、匆匆頓首再拜

十月廿日

博文

三條公

### 積弊を痛嘆して三條内大臣に訴へし書翰

伊藤公は明治十八年十二月二十二日より同二十一年四月三十日まで總理大臣となつてゐた。

連日之霖雨鬱然之至伏惟台候萬福敬賀不斜候、却説外務大藏兩大臣も兩日前歸京、博文暫時乞  
賜暇幸蒙勅許、本日より近郊に出遊可仕候、實は要書閱之緊要書類有之就閑地熟閱細考仕度、此  
段御閒置可被下候、現今之形勢物議も不少彼是煩御配神、恐悚に不堪候處、畢竟博文力微弱なる  
に歸すると雖亦非無積弊之使然者、愚衷の所在は詳細井上松方等へも吐露仕置候故序に御閒取可  
被下候、到底醫此病固非鹵莽因循姑息之所能去、人々各挾己私、一事不如意立鳴不平、却て國家

百年之基礎を鞏固にして、皇室を泰山之安に置くの大計に至ては、恬として如不顧者、閣下之高  
見無論御洞觀之事と奉存候、書餘近日得拜晤尙面陳可仕候、匆匆頓首

六月一日

博文

内府梨堂公

### 朝鮮事變に關し三條太政大臣に送りし書翰

明日任有軒へ可罷出様御指命之趣敬承、内閣へも無論出頭可仕候、福岡昨日宮中へ參り主管云  
々之議申出候に付、内閣書記官之立場は可成不偏不黨中正之地位を保ち一意大臣之指命に應じ又  
は其遺闕を補翼候様有之度、機密之事に至ても充分書記官等を統轄し直接に其の漏洩を豫防する  
様無之候ては實際之功能無之候得共、參議にては各共の主務之職掌有之到底難行届旁大臣之御計  
畫至當之事と存候に付、御同意申上置候云々相答候處、然らば異存無之との事に御座候に付、何  
も無御懸念被相行事と奉存候



唯今外務省より書記官を以ての通知に支那公使の書記官同省へ來り於朝鮮日本支那の兵隊間々混難を生じ候儀に付何か報聞は無之歟と相尋候趣にて、同公使館へ何か通信有之たる儀は分明に不申聞立去候趣、直に電信局開合候處、暗號電信自天津同公使館へ致到達候、意味は難相分候得共、何ぞ異事有之候事と被察申候、吉田大輔へ申遣し同人即刻支那公使面會事情聞糺申越候様傳言仕置候、竹添よりの過日來の通信と符合し心當りも有之甚懸念之至に奉存候、詳細相分り次第可申上候得共、大略而已勿々申上置候、頓首

十一月十一日(明治十七年)

太政大臣殿

博文

### 朝鮮問題に就き三條太政大臣に送りし書翰

今朝申上置候朝鮮動亂之報告追て以電信申來不容易形勢に御座候故、唯々各參議一同外務省に集會下評議中に御座候、明朝は八時半尊館へ一同參集可仕筈に申合置候間左様思召被下度候、何

れ早急特派之使節御差出不相成而は時機を誤り始末甚困難に可立到と奉存候、朝鮮より報道之電信は今晚中外務省より御手許へ不殘差出候筈に御座候故、明朝御會議前、御一覽相成度候、爲其勿々拜具

十三日夜(明治十七年十一月)

尙々今夕黒田へ面會細々事情申談置候、何も御懸念無御座候、外務卿よりは何の返答も不到來甚訝敷事に奉存候

三條殿

博文

### 山陽三縣御巡幸に關し三條太政大臣に送りし書翰

山陽三縣御巡幸、本月二十六日御發輦之事に御治定被爲在候に付、此段御承知被下度候、陪從は親王一名並に内閣よりは宮内卿而已にて可然との叡慮之趣侍從長より承り申候處、内務卿は豫而扈輦可仕哉に承及居候處、如何可被 仰付哉、侍從長より相伺置候様申入置候、西京御立寄之

書翰

五



儀も多分可被爲在候得共未定に付追而御決定次第可申上候、勿々敬具

七月十三日

博文

太政大臣殿

### 東北御巡幸に關し三條太政大臣に送りし書翰

茨城縣内に於て、兎徒嘯集之警報到達之事は現に御熟知被爲在候儀と奉存候、明日より御發程の儀少々懸念も有之趣にて、今朝綿貫來訪、尙亦唯今三島縣令も來訪、如何御決定相成可然歟との事に御座候、山縣は此儘御發程可然との議、井上は外國公使等も同行に付暴風後之事故を以兩三日御遷延可然との趣、唯今三島より承知仕、何分時日切迫之事に付速に御決定無之而は引受方は大に差支可申、尊慮如何に御座候哉、一應相伺置度、井上、山縣兩人は無間來訪之由に付待受居申候、爲其、勿々敬具

九月二十五日

博文

條公閣下

### 明治天皇轉地保養の奏上を斥け給ふに就き三條太政大臣に送りし書翰

華族會館加入之儀、尙又御申聞承知仕候、御差圖次第進退可仕候、他も更に異存と申事は無之候得共、孰れも左程大切なる事件と不想得、付等閑候事と奉存候、御便宜次第夫々御示諭被下候て宜布候

昨日乞拜謁、侍醫之建議書を奉呈し函根、日光或は伊香保何之地にても被爲適 叡慮候場所へ御轉地被遊、暫時なり共御保養被爲在度段々御勸め申上試候へ共、中々御採用可被爲在御様子も無之不得止引取申候、到底可被行事とは不奉存候、其内得拜鳳可及陳情候へ共兎角如此御外出嫌にては困りたる事と奉存候、必竟維新後君側之培養に力を用ひ事を怠り候結果、今更難致奈何、第二世之教育を不誤様可仕儀は今日之急務と奉存候、先不取敢拜答、勿々拜具

七月十三日

書翰

七



三條公

博文

參議兼官及制度取調局設立に關し三條太政大臣に送りし書翰

伊藤公は明治十七年三月十七日制度取調局長を命ぜられた。

帝室官職令は如命奉呈仕置、尙參議兼官之事を書加候儀は、各省章程に比し不都合に奉存候へ共、聖旨之趣に付書加置候段及奏上候處、必竟當其職之人體に依り兼否之別あるが如く相顯候儀は、不都合に被 思食との御沙汰に付、其儘に仕置候、此外は今度制度取調局御設立に付ては、陛下之御勵精被爲遊度儀と、微臣重要之事務取扱之任を受候上は、種々の誹謗惑説も出來可仕候に付、聖慮に於て、聊たり共御疑念に被思食候儀等有之節は、蒙御叱責度奉請願置候迄に御座候、此段達貴聽置度、匆々頓首再拜

三月十八日

博文

條公閣下

明治十八年特命全權大使として渡清の途中長崎より内閣諸公に送りし書翰

本月五日朝六時此一行無恙長崎安着、第六號迄之貴電接收、榎本安藤へ電報を以開河之模様爲問合候處、安藤よりのみ返答到來、榎本よりは未得返電、芝罘へ直航之事も同氏之意見に任せ候つもりに有之申候、駿河丸駛走不甚速候に付、薩摩丸のみ爲急候とも、到底芝罘にて爲待合候都合に可立到、不得止遅々進行罷在候、別紙はブリンクリー神戸にてアストンに面晤、撤兵論問答爲御參考差上置候、北京着之上は是等之議も四方より紛々相生候事と愚考、萬一も支那は不同意無之も、外國之關涉より撤兵を拒み候様之情況に出會候へば、不得止電信を以て再議之確答を不得不候場合可相生、此段豫め御考慮有之度候、爲其匆々頓首再拜

三月六日朝

博文

内閣諸公

書翰



修史館改革に關し三條太政大臣に送りし書翰

爾來御清穆被爲涉敬賀仕候、本日於宮中得拜鳳可申上と心得居候處、既に御退朝之後に御座候故、以書翰貴慮相伺候、過日略如申上置候修史館改革之見込重野呼寄細々承候處、編修長一人、編修官四人掌記三十人にて、三ヶ年間には充分可致成就との事に御座候故、如申立早速改革仕度就ては伊達副總裁之處如何之思召にて御座候歟、元老院は大閉口之由承及候に付、顧問官に可被仰付歟、又は驛香間に被爲復候歟之外は有之間布、此一事御斷決次第に取掛可申候間御教示奉願上候、勿々拜具

一月七日

條 公 閣 下

博 文

英獨米この連衡に關し三條太政大臣に送りし書翰

一昨夜、英國代理公使より以公文我軍艦一隻上海迄派遣相成度旨照會、尤英獨米三國の軍艦も

會合之筈に付、日本も相加り可然と申意に有之申候、此連衡之一事は、宇内大國之仲間入にて、將來之例規共相成、我政府規模を宏大にし進取の政略を採り國威を張らんとするには一の好時機に可有之歟共被考申候得共、事體重大なる事件に御座候へば、篤と御熟慮相願度、何れ兩三日中に回答を要すべく、可相成は明日明後日の内に内容一統御評議有之候ては如何に有之乎、尊慮次第御招集相成度候、其内外務大輔へ回答案起草の上差越候様及下命置申候に付、御評議之節は兩輔も相加へ度奉存候也

一月二日

條 相 公 閣 下

博 文

板垣退助辭爵に關し三條内大臣に送りし書翰

(杉内藏頭宛書翰参照)

尊翰拜讀仕候、如諭不順之氣候に候處先以御清祥敬賀仕候、板垣辭爵云々御示諭之趣敬承仕候處、同人平素之議論到底今日之計畫と背馳仕候而已ならず、到二十三年候得ば不容易關係を惹起

書 翰

一一



候事如觀火に御座候故、縦令辭爵は御聞届相成候共、不如使彼持説明了於此際と奉存候、不然ば目前之人情に被拘束、却て王室之大害を養成する様立到可申と懸念に不堪候、尙此上外務大臣其外と御談合奉願上候、委細は杉内藏頭へも申聞置候故御聞取可被下候、勿々奉復

六月五日

博文

内大臣公

### 岩倉大使一行歸朝後廟堂混亂の際岩倉に送りし書翰

昨日の御書翰昨夜及深更歸宅仕候に付、未得奉復書候處、今朝又奉煩御再書奉恐縮候、昨日御歸車後早速木戸へ罷越尙亦熟議仕候處、同人に於ても大久保拜命之儀第一着と相心得居候趣に御座候、勿論昨日も申上候通兩公御降問被下候得者、同人之勸考は可申上筈に約定仕置候に付、何時御越被成候ても更に差支無之候

乍去同人今日臥病罷仕候體にて、一兩月間出勤仕候儀はとても相叶申間敷と奉存候、然して大久保も參議拜命不仕時は、即今重大切迫之事件數々有之候由に、何人と併力與謀して夫々御處分相成哉、必竟兩公及兩氏合一、意衷一轍に出候様と申事に而先日以來御苦慮と奉存候、然るに一人は病氣、一人は奉命難相成事情に御座候へば、乍恐兩公之御擔當尋常之事にては、危急多難之際御救濟難相成様奉存候、私愚考にては是非大久保拜命無之而は更に其詮有之間敷様奉考候。乍併此上は兩公之御勘考次第にて何とも難申上、今日之事其憂必しも政體制度にあらずして、必竟其人を御用ひ被成候と否とに可有之、已に申上候通、兩公及兩氏之合力ならでは何事も前途之方尙は豫め難定候、尙御分り被成候事難く思召候乎、又御尋之儀御座候へば御沙汰次第可申上候、拜復誠惶頓首

二十七日

伊藤博文

岩倉公閣下

### 鐵道開通に就き岩倉右大臣に送りし書翰

鐵路修繕に取掛り明日御用に難相立と申上置候處、唯今横濱より明日丈けは御乗越可相成段報

書翰

一三



來候に付、兼て申上置候通り午後二字半高繩まで差出候様可仕候、同處より御召相成度此段御報知申上候間、木戸大久保其他へも御家臣を以て夫々爲御知可被下候、私は唯今より出港仕候、爲其草々頓首敬白

十一月九日

岩倉右大臣殿

伊藤工部大輔

木戸この會見に就き岩倉公に送りし書翰

尊簡奉拜誦候、今朝來條公大久保へ御面會相濟木戸へ御越可被遊、然るに木戸は唯今來訪中御座候、今日は是より他處へ同行可仕筈に御座候故、縱令御越に相成候共留守に御座候、今晚明朝之中に博文參殿縷々可申上に付、夫迄は御待可被下候、拜答勿々頓首再拜

十二月三十日

巖公閣下

博文拜

政權と兵權この不可分並に西郷山縣併用に就き

岩倉右大臣に送りし書翰

連日之御劇忙不堪恐察候、昨日之御會議參謀本部を内閣に不加を至當なりとするの議多數之趣山田より承候處、理窟論に而は至極尤之様に御座候へ共、實際に取りては決而不可然事に奉存候今政府を維持するの手段實力の外に無之、其實力を論ずれば薩長の外に有之間布、薩長中之人物實力を掌握する者は山縣西郷兩人之右に出る者無之、此兩人にして内閣に不在時は内閣の權力薄弱にして威令之透徹する所可測知也、然るに山縣を參謀本部より他の一省に轉じ内閣の一人たらしめん乎、一方に於ては又一人の本部長たるべき人物御選舉無之而は不相叶、恐らく西郷の外に其人有之間布、然るに西郷をして本部長たらしめん乎、均しく内閣に列することを得ず、彼を以つて是に換ふるも實力を削ぎ威令を伸す不能に至ては同一轍なり、若し又他人を本部長の地位に置かんか、是亦數月にして不滿百出可豫卜也、實に困難至極のことと奉存候、定而三大臣公相談も可有之候へ共、能々御熟考御決斷無之而は勢至不可收拾可申候間、此段御注意之爲右申上置候



愈參議院御新置之議御決定に御座候へば、吉井、土方兩人を是非一等議官に御加置有之候方前途の爲可然、昨日の御會議にても、黒田は伊集院を推し、西郷は税所を擧ぐ、然るに一方より他方を見れば必ず不承知を不免、事の不纏を恐れて互に黙容する迄なり、然るに吉井を御採用なれば、履歷人物薩人は不及申世間不承知を唱る者決して無之、是亦御再考奉願候

土方に至りては一等議官に被用候を不好の理無之、地位權限に至りても無論内務大輔の下に出、縦合行政事務を不取も大政に關與するの參議院なり、況んや又一等官なり、熟々此人を考れば、實際に於ても其所を得ること今日に勝る萬々なるべし、又内務省の實務に於て、太少輔の地に當る者、已に昨日申上たる如く、松田の右に出る人物は決して無之、是は衆目の所許と奉存候、是又御熟察奉願候、吉井を御採用なれば、税所、伊集院兩人共元老院に御殘し置候而可然、吉井之事は鐵道會社頭取之議有之候得共、此事必しも此人に限る譯にも有之間布、何分今日は皇室政府を維持するより急なるは無し、前條數件本日松方共反覆商議の上申上候間、大臣各位御熟議奉願候

就中山縣西郷云々に至りては所關甚重大なり、斯く申上候得ば、政府の威權此人等而已に有之様申上、却而政府を輕んずる様御考被遊候歟も難計候へ共、決而右様の主意には無之此往き何分

にも朝威の相立候様政府の令する所行はれかしと申衷情より不願忌諱候間此段宣布御洞察奉仰候

勿々敬具

十月十五日

博文 拜

巖相公閣下

### 木戸孝允の爲に水戸この聯繫を保ちし書翰

#### 第一書

文久一二年の交、桂(木戸)が江戸に在りて、攘夷論に就き頻りに水戸の有志と往來した頃、公が桂の命を受けて、周旋し、當時の事情を桂に通報せしもの。

從尊命賣茶亭に罷越候處、今日は座敷貸切りの由にて差支へ候こと故、如何仕候て可然乎と暫躊躇仕居候得ども、去るに忍びず、不得止伊勢源に罷越、小松と對酌御待申上候間、片時も速に御來駕可被遊、若御適意にも不被爲仕候はゞ、尙亦轉樓御供可申上候、先は爲其、一書茶亭迄差

書翰

一七



上置、御出駕伏而奉待候、恐惶謹言

十二月二十五日 (文久元年)

春生

拜具

(當時公は改めて俊輔、春輔などと稱してゐた。)

桂雅君閣下

御親折

第二書

文久二年、京都に於ける長藩の大会議が終つて一藩論を統一し、一に攘夷の勅命を奉ずることに決した會議一八月初旬毛利世子元徳が江戸に下るとき、水戸烈公を大納言に任ずる勅諭を銜んで來た。爲めに長藩と水府との交渉が頻繁となり、従つて桂と水戸有志との往復も頻繁となつたので、公は桂の使命に奔走して席暖かなるに暇が無かつた。其頃のものである。書尾の再伸とある部分は公が自ら水戸に往かるゝやう取計ひを請うた意である。

華章謹て奉拜誦候、昨夜は遠の事にて東西の御奔走嘸々御體可被爲在候、吉成氏(水戸の士)今以來邸不仕、何乎故障にても出來仕候乎と滯泊の士も頻りに煩念仕候様子に被相窺候、定而將軍家上

洛速に相迫り候事の探索にても可有之乎(此の上落は文久三年)又は外難擱用事等出來仕候事にても可有之乎と推察仕候、折角今朝は吉成を相尋候爲前木氏出掛候積りと相話申候事に御座候、先は爲其草々拜復

二月十一日 (文久三年)

春輔拜具

再伸 私儀早々出足仕られ候様御周旋偏に奉希上候

松菊桂君閣下

來島良藏の後事を整理し木戸に報ぜし書

左の書東は、公の恩人來原良藏が、攘夷論實行の緩急に就き、藩論の變化に際會して、武士の意氣地で、文久二年八月二十九日の拂曉に割腹した。其の遺髪を公が携へて郷里萩に歸り、後事を整理しようとして、紛糾意の如くならぬ情状を來原の義兄木戸に訴へたものである。

先以御支頭様(頭は支配頭の略)御機嫌好被遊御座恐悦奉存候、然處私儀過る十日夜京師發足、歸路所詮雨天勝にて、一兩日も川留に逢、漸十八日朝飯後霸城着仕候、江戸出足の砌被仰聞候件々、於京



都政府御役人様方へ申上、(當時長藩では、京都にも藩の政府を置いたのである。) 尙歸後來原様一條御留守へ委く相達候處、御舉族御愁歎不容易御事、左候て昨二十日御葬式相濟、來る廿四日初度御法事の御容子御座候、御跡式の義、今以御届出相成不申、甚掛念に奉存候に付、(來原家の内部人事關係は複雑であつたから、相續の届出をしなかつたのである。略傳の部参照) 御用處其外にても承り合見候へば、總て御嫡孫御繼立は是非はづれ不申と申事故、(嫡孫とは眞藏の遺子ないふ) 定て左様可相成事と御届出相成候こと望居申候、來原様にも(來原家にてもと) 強て御親族中にも御存寄等良右衛門様へ(來原家の婿養子で、眞藏の養父となつた人) 御申込被成候御方も不被爲仕、甚苦心千萬と奉存候、此度御割腹の一條に付ても、始終亂心と而已思召の由にて、良右衛門様におひては左迄御愁歎とも被相伺不申、節角世子君様御思召(毛利世子元徳は眞藏の死を惜み、黄金を下して厚く葬らせた。) 其外於京都も色々被仰渡候廉々等、只管亂心とのみ思召候にては、所詮徹底難仕事と奉存候、既昨日御葬式に付ても、御墓等も、何卒此度は平生の御死去とも違ひ候事故、新規に御建被成、後世に到候ても不汚様に有之度事と奉存候得共、古き墓の中へ御合葬に相成、甚以遺憾に奉存候事故、北條様へ申上何卒御用處(藩有司)より御内々別段御建被成候様御授(訓諭)にても被爲在候ては如何可有御座乎と御相談申上候處、至極御同意には候へ共、右等の事迄御用處より御授有之候ては、折角殿様若殿様より被仰出候御思召等も於政府取計候様相成候ては如何敷事故、以後に到候て、何分の義改葬にても致し

同志中申合、建替候ても宜敷との御事故、昨日の處は夫なりに相濟居申候、追付岡部富太郎様御歸にも可相成候事故、左候へば又々何と乎御手段も有之候と奉存候、岡部様御歸被成候事は京都にて來島様へ御願申上置、私儀御供仕候て罷歸度奉存候處、急速に御運び不付、イヅレ跡にて來原様御家へ良藏様御忠節の段御奉書を以被仰出候御内々御容子有之候に付、右の御奉書を岡部様御持下被成候様、來島様の御配意被爲在候御事と奉伺候、御カタ様は(良藏の未亡人、木戸の妹を指せるならん。) 御支頭様御氣遣被成候よりは御折合被成居、少しは御あきらめ相付き居申候事乎と奉窺候、固より在菽中は被仰聞候通り御氣を付け申上候事故、更に御氣遣不被爲在様申上可被遣候、いづれ私歸府は御跡式且御一家様御一和の體見届候上にて出足仕度覺悟に御座候事故、當月中丈けは相滞り可申此段御支頭様へ被仰上可被遣候、先は略歸後の始末入御聞度候得ども、所詮不得寸暇近日可奉陳委曲候、時下御支頭様御用心被爲在候様萬々被付御氣候様奉願候、草々恐惶謹言

閏八月二十八日

舜輔拜具

桂様御直覽

書翰

二一

(舜輔は俊輔の假音、俊輔は利輔の假意、春輔は俊輔の假音から來たものといふ。)



御手付中様

差急ぎ候事故亂筆奉恐入候

歸朝後木戸に所懐を述べし書翰

英國に在りて、長藩の急を聞き、元治元年六月十四日、横濱に歸着し、書を木戸孝允に寄せて所懐を訴へしもの。

去年來之御苦心實に御推察申上候、且從來重々御鴻恩を蒙り居候事も心に於ては更に忘却仕候所存無之候得共、萬里隔絶不如意所詮背本意候事而已、私共此度從海外罷歸候事に付ては、猶更得拜顔申上度事も山々有之奉期拜顔候處、豈圖御上京中夫故終に歸朝仕候旨意も貫徹不仕遺憾なきにあらね共、死たくもなく到今ぶら／＼とながらへ候は、世上の面目も愧かしく候へ共、未だ慾氣にひかされて、後の思ひの絶盡兼候事は御推察奉仰候、兎角目前の事は差置きたしといへども、千秋に眼を留候事も又肝要と奉存候、書外は奉得拜眉御分襟申上候以來の辛苦艱難も御互に奉期拜話候、勿々謹白

何も書上にて胸中萬分の一を盡候譯に參不申、此處は能く御垂察奉仰候、任幸便只歸朝仕候事

を知らせ申上候迄と被思召候様伏而奉願上候以上

七月十日

山口に於て認む

春輔生

私共兩人は是より三田尻西の浦の漁人となり候つもりにて、明日當りより山口出足可仕と奉存候、書餘他日拜眉の刻胸中萬言拜陳可仕候拜白

桂君玉机下

軍艦兵器購入の藩命を帯びて出張せし時木戸に送りし書翰

慶應元年、公が軍艦兵器を外人より購入し併せて薩藩との連絡を保つべきの藩命を帯びて長崎に出張せしとき、木戸に送つたものである。

本月二日從鴻城御送被下尊書昨七日相達謹奉拜讀候、先以老臺御英然可被爲入、爲邦家欣躍仕候、當地相變候事も無御座、小銃も未だ少し半途に御座候得共、兩三日中には皆濟可仕と奉存候

書翰



間、不被爲懸御念頭候様奉祈候、山田當節鹿兒島行留守中に御座候へ共、六七日中には必ず歸帆と相待居申候、當地着次第直様積込揚帆之覺悟に御座候に付、不出十日必定歸關仕候間、其節は蒸氣船直様上阪仕候事故長滞難仕、尙小松帶刀大久保市藏兩人之中是非右船便にて上京可仕、且馬關へも多分立寄候而御相對可被成御都合可相成候に付、其以前より關地へ御出浮被成下置候様奉願上候

蒸氣船御買入に付、藤井正之進長嶺豐之進兩人、點檢之爲薩船乗船可被差越、其上にて御買入と御決議相成候段奉承知候、然處薩船上阪にて直に崎陽へ罷歸候程相分り不申候に付、様子に寄候へば右蒸氣船馬關へ參候様相談可仕候、最態々參候譯には六ヶ敷候得共、横濱へ罷越候序に立寄吳候様相談仕見可申、其節右兩人へ點檢仕候様被仰付候方可然乎と愚考仕候、當節鐵船は澤山御座候へ共、木船甚少く、只一艘丈參り居候、蒸氣釜極新敷無御座、從今兩年位は用立可申と奉存候、右に付自然御好に御座候へば、直様上海へ差越、新釜を入替差上可申都合に仕候も不苦と申居候、最只今之直段六萬ドルと申船にて隨分下直なる方と奉存候、釜を入替候而も七萬ドル位ひにて御買入相成可申候、其餘善惡新古は兩人の點檢に御任被成候而可然と奉存候

一、ゴンヌボート之儀被仰越、委敷取調へ罷歸候様可仕候間左様御承知奉願上候、薩にても凡

七十門位之フレガットと申軍艦を誂へ有之申候由に御座候最未だ出來仕間敷と申事に承り及申候、幕より米へ相願候軍船此節出來に付旗下之士乗歸之爲罷越、不遠中には取歸可申との義承り及申候

一、先般横濱へ御遣被成候書簡答書、今以爲何事も不申參候へ共、兎角申參候へば直に可申上様可仕とラウダより申上吳候様相頼候事

一、小銃之外に前以及注文置候帆木綿百十五反並馬具二拾五掛、當節從上海到來仕候に付、受取持歸可申都合に仕置候間、御承知可被下候様奉願上置候、最代金至而僅成者に付、御氣遣には及不申候事 帆木綿曾而癸亥丸より入用と  
か申事にて山田注文のよし

此より以下贅言也

一、老臺は外國ミニストール迄馬關奉行と申事を書簡に認送且其他之外國人にても致承知居候事に付、眞之馬關奉行に無之而は甚不都合に可立至と奉存候、已に東行先生昨年戦争後應接之節宍戸刑馬と申大夫にて應接有之、其後戦争に參り候者に逢さへすれば、ゼネラル大將宍戸は如何せし乎を尋ねられ虚言を申様有之而は如何と甚込入申候、且外國人應接は一度より二度、二度より三度と申様に不仕而は、其人毎度替候而は其國之信偽難計に付、眞實之情は明し不申



と奉存候、追々此度西洋人よりも其事を被責、返答に込入申候、何卒此以後は人に委任が第一  
ジャと切に氣付申居候、外國に在ては宰相よりして、武官は素より容易に遷職仕候事無之故、  
我國之風を大に怪み居申候由也

一、新地農兵之義偏に奉願上候事

一、薩より大夫三人、其他大録之士三四人以下士分より職人等迄、以上二十人程も先達而渡海、

英國にて野村其外三人へも面會仕候段申越候由承及申候

一、老臺關地御出浮且小銃之金は早速關地迄御持出置被下置候様、前以奉願置候事

一、先達而より被仰越候御買物は取歸可申候、最朱丹之机入手甚六ヶ敷有之候、而も品物籠末に  
て餘り不面白候、然し成丈け心配可仕候事

書他不遠中歸郷、萬緒可奉得拜晤候間、諸老へ不惡御鶴聲奉願上候、尙時下尊體御自愛專要奉存  
候 勿々拜答

八月九日 早晨

莊三拜

松菊賢臺

玉座下

大村渡邊昇は當地に出浮居申候由、未だ一面不仕候へ共、至而正義を主張仕候由に承り及申  
候

英船に乗り薩藩へ往かんとして木戸に送りし書翰

慶應二年、薩藩英人と議せんとする所あり、西郷等英船に駕して馬關を過ぎんとす。公之に便乗して其議に加はらんと  
し、木戸に送りしもの。

過日鳴城にて拜別即日出發歸關仕候、爾後薩船通行日々相待居候へ共、今以見當り不申候、い  
づれ近日通行可仕候に付、見受候へば直様無洩御通知可申と奉存候、ガラハへも近日之中書簡相  
送、右之都合に取計らはせ可申と奉存候、此段は御安心奉願候、いづれ此事被行候へば、御一人  
御越ならでは不相叶候事に付、東行君へ歸來御嚙仕候處、固より御同論にて、自然左様相成候へ  
ば、自然御越有之度、就ては私も是非從行仕度、左すれば旁都合宜敷可有之と奉存候、且此會へ  
は是非爲後日に御加り無之ては不相濟事に付、機會を誤り候等之事無之様仕度、ガラハへ懸合置



凡期既相決候事承り候へば、崎陽迄も出懸置申候へば、猶更以大丈夫の事に付兎角東君御越に相成御決論相着候へば速に被仰越置候様只管奉願上候、爲其寸楮、書外奉付後鴻候誠惶頓首  
二月二十一日夜

廣寒老臺玉座下

宇 一 拜

### 馬關に佛艦を訪りて木戸に送りし書翰

慶應二年の末、幕府討長の事あり、之に對し薩長二藩の親好益々密となれる際、偶々佛艦一隻來つて馬關を訪うた。當時英國は薩藩に、佛國は幕府に、親しとの説専らなる時であつたので、公は之を訪ひ、其の顛末を木戸に報じたものである。

過る十六日夜佛軍艦一隻、從橫濱長崎迄罷越懸、當港へ停泊、士官一人上陸、乞通辯、早速罷越候處、已に歸船仕候後にて、直様罷越、船將に應接仕候處、士官上陸は爲差用向も無之、唯現今の模様を見んと被察申候、然る處先日御去關之節被仰置候佛國書面之主意も有之候に付、一々面詰可仕心得に御座候處、不幸にして右書面所持不仕候故、只撮其主意應接仕候處、船將コンラ

ド申候には、決して佛より右様の書面幕府へ差出候覺無之、尙討長之事に付、佛より援兵を出す等夢々不存知事にて、援兵を出す理無之杯と申居候、尤其席に英之コンシユル、「クラハエル」と申もの、從橫濱長崎に罷越、ガハル代りに相成人も居合、私詰責仕候を傍觀仕居、逐一付届候に付、船將も大に迷惑仕候體に相見申候、船將申には、此事は、橫濱へ歸候へば、屹度ミニストルへも話し聞せ可申に付、必ず疑ひ吳間敷杯申居候、尙當節のことは虚説多き故、猥に難信用杯とて、暗に幕府を嘲笑仕居候、英之コンシユルへ先日ガラバ申幕より兵庫開港を辭するに薩長後日大害を生ずるとの論、眞に幕より書面にて外國全權へ渡し候やと相尋ね候處、其書面は同人も見たと噂仕居候乍去外國人も更に信用は不仕趣に相見申候、右に付佛國の書面は、橫濱へ送り候へば當地にて船將へ應接仕候次第も書加へ、差送り候乎、或は其儘に打捨置、取り構ひ不申乎と奉存候、何分御序被仰知可被遣候

十二月十九日(慶應二年)

春 畝 生

廣寒老臺熊皮下



幕府再討長に對し藝州口の兵砲火を交ふるに至りし後木戸に送りし書翰

屢賜尊簡幾重忝拜讀仕候、引續御苦慮被爲在候御事奉想像候、藝奮發決心之段いかにも感服すべき事に御座候、我藩今日不可免之地に立てすら異議多中に、彼藩速に去就を決、順路を踏み候儀は、偏我藩之大幸而已ならず

天朝之一大幸不過之事に而、一入奮激力を出さずては不相叶場合に可有御座奉存候、私儀も、兩三日中出足出崎可仕相決居申候、此度被仰越候船一條奉拜諾候、バン之事も同様に相心得居申候に付、御安心可被思召候、奔船之一條は兼而大山格之助とも相談置候事にて、都合次第人數は鹿兒島黒田嘉右衛門迄申遣候へば、早速出崎仕らせ候様重々相約置申候、兎角相試可申奉存候、薩にも別に軍船一艘崎陽にて相求度に付國元より一人出崎せしめ候に付於彼地談合世話仕吳候様大久保より申事に御座候、乍此上爲邦家御盡力此秋と奉禱候貴酬勿々拜復

廿二日朝

宇生

尙々阪龍今以滯關今日當りは定而出帆と奉存候、兼而崎陽に於て御談合之我公論を遍外國人へ示之一條、御草按相調居候へば頂戴仕度類に渴望仕居候、御調相成候へば京攝間迄龍へ御當御送可被爲在候、別紙は昨夜相認置候に付差添拜呈仕候拜具

(慶應三年卯九月)

木戸 盟 臺

執 事

木戸と激論の後之れに送りし書翰

一書拜呈仕候、炎暑酷敷御座候處、先以尊臺兩三日前より少々御不快可被爲涉趣、昨夜烏尾小彌太より傳聞仕、今朝は早速參殿可奉伺御容子奉存候處、少々差急候用向御座候處難罷出荆妻差出御窺仕度、私は一兩日中より出發大阪へ罷越可申筈に付、其前必可奉伺心得に御座候、過日參堂之節は種々激論申上甚觸御震怒候趣恐縮之到に不堪、乍去兼而之御天質容衆擇善之御量度も竊に相心得居候事に付、敢て不憚忌諱、開襟懷可申含に御座候に付、取捨全在于閣下事と想像仕候蓋人生之在此世人各殊想考、議論隨て不出於一轍、天之令然處にして強て之を不曲は現今文明各

書 翰

三一



邦之風習乎と奉存候、雖然隨人之意裏使遂人之意見時は争て極を失するに到り可申に付、禮教國律之制限可有之、固より是等之事乳臭之言辭にして奉汚閣下之視聽重て不顧觸激怒、恐懼之至に不堪候處、御天質之宏度量奉委閣下之取捨、誠惶頓首再白

六月二十日(明治四年)

博文拜

木戸公閣下

### 政體變制に就き木戸參議に送りし書翰

昨日申上置候政體變制之御高案廉書御送被下難有拜讀仕候、唯今は諸彦之高説を集合仕候て、如何程之變革實際上に被行可申乎、寺島氏と商議仕見其上にて公然取懸可申心得に御座候、最初は私壹人專任にて諸學士其外實務熟達之士を撰び總轄衆議を盡し撰定仕候ては如何と申大久保氏杯之按も御座候處、兎ても其任に非ずと自承知仕候に付、寺島を重に擔當爲仕先づ下組を致置候て、終には可なり之體裁出來可申乎否を見出し可申と奉存候、高論之如くとても充分なる事は出來不申人民之賢愚は暫く差置役人之智恵も人情世態に適するや否を見るに足り不申實恐悚に不堪、

大久保氏之論に、此取調には福澤論吉杯も組込候而は如何と申見込も御座候處、私は更に不同意無之至極よろしく候得共、是等之人物を組込候時は、必ず其人之識見と道理を以て論じ候事は政府に於て不採用は却て其人をして望を失せしむる之憂を生すべき乎、政度上姑息論無之眞に實際に適し道理にも不悖丈け之根法を取建可申一同之はまり込ければよろしかるべきと存候、御高案如何、何事も寺島と熟議仕候上又御高案に付ても御返答可申上様可仕候、不取敢御答如斯御座候拜具

廿一日(明治六年十一月)

博文

木戸公閣下

御親展

### 明治七年山縣陸軍卿辭表提出に就き木戸參議に送りし書翰

山縣辭表差出候に付而は至急何分之御指揮無之而は不相濟候處、今日迄之情實不得止譯に付、御聞届相成候外有之間布、乍去今日之形勢後職に被任候人物も無之、缺員にて被差置而如何可有



之哉、於條公頗御懸念被爲在候、一應老臺之御見込も御尋被成度々以書狀被相伺候間御考案之處至急條公へ被仰上度候、私は遅延相成候より寧速に免官被仰付候方可然乎と奉存候、最武官如故に御座候へば兵部省内之處は差支無之趣過日も當人より内承仕候事に御座候、勿々頓首再拜、

二月四日

伊藤博文

木戸參議殿

至急

### 臺灣問題及び西郷の動靜に就き木戸松菊に送りし書翰

一月十三日朝着京仕候、馬關滯在中は御懇情幾重も難有奉謝候、歸路從兵庫以電報支那平和に落着之儀大略申上置候、其後も追々公布有之候に付顛末御承知と奉存候、實に意外之事にて無此上國家之大幸と奉存候、大久保も餘程苦心終に啓蟻之憂を解き候は實に大切と奉存候、御疎は有之間布候へども御序に御一書同人へ御遣、此節の殊功を御賞讃有之且後來之議も御見込を御吐露被下候へば大に都合可宜と奉存候、

支那との條約は誠に單一にて唯征蕃の舉を爲義舉、清國にても不爲不是且後來航海者之安寧を保護するの方法を設不違約束、又實地に建設したる家屋或は道路築修等に當に金格四十萬テールと十萬テールは難民之婦女を憐恤するを名義とし、償金之文字を頗嫌惡候事と相見へ申候、北京在留英公使大に盡力尤保和之方便之爲清政府より竊に依頼候由に相見申候、詳細は後便可申上候、大山彌助鹿兒島より歸り、一兩日中陸軍少輔に被任候筈、彼縣地無事に有之趣、縱令戰爭に到候とも大將は中々動候氣色無之趣、大山も勿論政府の爲に必死盡力、再び歸縣之念無之と申而去り候由、西郷も居る所都鄙の別なく、決而政府の害ならぬ様且士族等をも決而暴動等不爲致丈けは請合との事に而相別れ候と申事に御座候、唯今之勢に御座候へば別に懸念之筋も無之歟と奉存候、唯大久保歸朝之上は後來不動之根本一定之様と而已希望仕候

御願書は不日御指令可有之筈に御座候、然る上は當年中を不待して速に京攝間迄御出浮、一旦東京へ御歸府之方萬々可然奉存候、勿論公然御沙汰之儀も可有之候得共、夫に不係御考案御決被成置候而は如何、前原小田縣に被任候筈に而、今日中御呼出可相成候に付、速に出京候様御高配奉願上候、若此度出京無之様にては少々失面目候而已ならず、申譯にも困却仕候、偏に御依頼奉申上候、世外翁此度は東京迄同行暫時滯京之筈に御座候、書外後鴻に讓不取敢一書近情申上置



候、勿々頓首再拜

十一月十五日(明治七年)

松菊老堂

博文

玉案下

### 本戸の嫡子及び石川安太郎の事に就き本戸へ送りし書翰

小田歸便に御托之御書翰難有拜讀仕候

先以御壯健無恙御着阪之由恭賀仕候、早速大久保翁へも御面晤縷々北京以來之物語御聞取と拜察仕候、御在縣中は不容易御配神大概折合着候趣追々傳聞、偏に御配慮之効驗と奉感佩候、府下當春は誠に無事、格別八ヶ間敷事も目下には無之、昨春とは大に異情之心地に御座候、乍去是も暫時之事にて格別樂しみにも相成不申、當年は又如何之風が吹可申歟と夫而已心配仕候、暫時御滯阪之上は是非御歸府奉待候外無之、定而大久保翁よりも夫等之儀御熟談も可有之、何卒御奮發奉仰候

尊嫡之事被仰越、折角如何と船便毎々相尋候處、様子不相分都合次第電信を以開合候様可仕候、過日被仰越候會津人來訪、細に事情承候處餘程之困窮は申上迄も無之、兼々同縣令よりも申立有之候處、是迄已に大金を以救助にも相成候末に付盡期も無之、容易には難救濟候處、青森縣へ可相渡筈之米金少々相残り居、此節大概青森より若松へ引移候に付、右を若松へ相廻候手順に可取計歟の大藏省の見込に御座候處、内務と議論未一定候に付、折合次第聊扶助を得候都合に可相成歟と奉存候、山口へ御尋申上候石川安太郎と申ものは高知縣へも罷越、板垣へも同様になはり付候趣、終に旅費を興て放逐仕候との板垣噂に御座候、板垣兩三日前來訪高知縣士族も殊之外困窮之趣承及、兼而願出候官山云々段々催促有之申候、同人も廿日頃より下阪、夫より縣地へも罷越乎之話に御座候、先は夫而已、いづれ是非不遠御歸府に可相成事と奉存候に付、其節萬々可申上候、誠惶頓首再拜

正月十四日(明治七年)

博文

松菊老堂



大久保訪問に先立つて之れを熟議を勧めんが爲めに木戸に送りし書翰

御書面奉拜見候、然ば今日御退出後大久保と談話仕候處同氏においても御見込之處と全く符合仕候哉に被相窺候、就而は明朝同氏尊宅へ罷出御直談に可及との事に御座候故、萬事其節御熟議可被成置候、何分如斯艱難之世界と相成候上は、前述之大目的を相立廟議確然不動の地歩を占め候義肝要にて、其餘は臨機應變之御處分に無之ては大算難相立様奉存候、篤と御勤考此等之處大久保と御熟話被成置候様只管奉懇願候、勿々頓首拜復

九月廿九日(明治八年)

松菊老臺

御直

博文

減租の事に就きて木戸に送りし答翰

貴翰奉拜讀候、然ば減租之御發令は、明日相運可申筈に御座候、御發表之手順は第一に、詔書を以深く休養の道を被思食候て、減税被仰付候に付、有司百官上意を奉體、痛く節減いたす様と申事にて、人民へは外に布告を以、詔書之通云々、且民費減額も、第二號之布告を以、同日に御發表之筈に御座候、書類は唯今扣は處持不仕、條公御手許へ差出置申、内務定額減省之事も、充分大久保へ談じ置申候、三百六十有餘萬之内、二百五十萬と相成候筈に御座候處、其上尙亦、減却する見込に有之、今日中取調と申事に承知仕候、尤二百五十萬中驛遞之費甚大なり是は減少すること不出來減ずれば人民之不便忽相生じ可申此節は大概充分の改革出來可申つもりに御座候、精々盡力可仕に付御安心奉願上候他にも申上度儀百端御座候へ共筆頭に不能其内參謁可仕候

拜具

一月三日(明治十年)

博文

松菊老臺

西南戦争の戦況を木戸に報ずる書翰

書翰

三九



貴書肅讀、然ば戰地之事情被聞食候趣重疊之御事に奉存候、一昨々兩日之模様電報に而御承知之通に御座候處、賊勢前日之景況とは大に相違、俄然減削候は甚疑敷様にも御座候へ共、十四、五六日朝まで之激戦は全力を用ひ候事にも有之べく歟、之が爲に敗走候譯なれば、頗我に取りて好都合と奉存候、或は腹背攻撃を受候爲に、遽に戰略を變じ總軍を一所にコンセントレートして、最後の一大劇戦を爲さんとするも不可測、兎角今一報にて分明可仕候

御歸縣之一事は、一段落相着候上は御都合次第に相成可然歟、尙拜青之上可相窺候、不取敢拜答、勿々拜具

三月二十二日（明治十年）

松菊老臺

博文

兵部省廢止に關し物情平靜を失ひし際に大久保參議に送りし書翰

今夕木戸へ罷越兵部省一條充分示談仕置候、明日は双方呼寄篤と熟談仕候筈に御座候、兎角即今之形勢、萬事猶豫は非長策と申事も懇々申入置候間、此段御承知可被下候、西郷先生より御通信は其後如何、今晚承候へば、楨邨裁判一條にて、ポリス等少々不穩形情も有之候趣、是は舊藩之者現に一區中に居候ものより確報御座候事故、聊懸念仕候、御聞及御座候哉、木戸氏は承知之筈と奉存候拜具

十二日夜

伊藤博文

大久保參議殿 至 急

政府親兵を解き國民皆兵となすに當り、大久保内務卿に送りし書翰

昨夕三浦少將より一書差越、山縣儀陸軍丈けには異議無之、何時被仰付候とも宣布、就ては私

書翰

四一



に代奉仕置吳候様相頼遣候處、今日は一家中急病人御座候故、何分出勤仕兼候、宜敷御仰置可被下候、山田儀無理無體に説破、漸納得仕候末、異議出來候に付而は、少々不都合に奉存候、尤昨日司法卿御談合如何御座候哉は承知不仕候、尙若難被行儀に御座候へば大隈に篤と申入候而は如何、御勘考次第同人へも御商議可被下候

賞典一條昨日御退出後、大隈、寺島兩先生に篤と熟議仕置候、右賞賜は、總高二十五萬石之内僅に四萬石士卒に分與候丈け之事に而、得失上においても爲指儀に無御座候、又條理上より申候得ば、御賞詞之勅文にも明亮に御座候事故、區々之小條理を推候共天下難服、尤兩先生も格別異論無之、大概決極之趣に相窺申候、此上御一聲を奉煩度候、勿々頓首再拜

六月 念 九

内務卿殿

内呈

博文

朝鮮通好及琉球册封に就き大久保參議に送りし書翰

唯今巖公御參臨今夕條公と御出會御熟議之上、老臺御建議之通兩公御一決相成候趣御申聞、就而は今晚一書を呈し老臺へ爲御知申上置、尙明朝小生罷出、事情を細に老臺へ可申上様との御内諭拜承候に付、此段御願申上置候間御安心可被下候、○明日之會集は他事に無之趣御懸念被下間布、右は朝鮮へ森山を被遣候義と、琉球藩の義と兩條に御座候趣、詳細明朝參殿可申上、不取敢此段得御意候、勿々拜具

十二月 十五日 夜

博文

利通殿閣下

司法省警視廳間の権限裁判所創設に關する意見を大久保

内務卿に具申せし書翰

過刻申上候略新聞、木戸議長より差送候に付入御覽置候  
警視廳伺之儀に付熟考仕候處、雙方に於て道理有之様相見候に付、容易に難致決斷、就而は特

書翰

四三



別に権限裁判を組立候外有之間布歟と奉存候、右裁判組立には、元老院大審院より兩人宛を以特別裁判官となし、別に一人内閣又其他より着坐を命じ、都合五人にて爲致審判可然歟、右人撰、愚考には、元老より津田、柳原、大審院より大田黒、平賀御撰擧にても宣布歟、右之都合にて審斷致候へば、司法、警視廳双方にても別に異議有之間布歟と奉存候、御勘考可被下候

既聞玉乃杯も全く司法論之趣、又元老の河野も同様歟に被存候、就ては此事に議論無之人を御撰擧相成候方、跡にて折合可宜と奉存候、明後日御直に可申上候へども、御勘考之爲申上候、御一覽後御投火可被下候勿々拜具

利通殿

内密急

博文

### 人才擢用に就き大久保内務卿に送りし書翰

過刻申上置候和歌山縣士卒呼出し之儀に付多田彌吉差越候手順尙又申上候間夫々御下命可被下

候

第一多田彌吉儀は同縣にて廢藩前砲隊司令官相勤居候者、當時は非職東京に御座候故、右御用之爲被差遣候儀なれば、内務省之判任出仕位に被命候て被差遣候方可然歟

御呼寄人員は、士卒中同隊に組込有之候もの、規律に習馴仕居候に付、都合可宜と奉存候

又其人員は直に東京へ御呼寄なれば、百人と御取極可然奉存候へ共、若神奈川縣に當今相勤居候邏卒の中より差向幾人にてても東京へ御呼寄なれば、其代之者同時に和歌山より前之百人外に一同御呼寄之方都合可宜候

士卒東京へ廻送は、驛遞寮へ御打合、郵便會社之蒸汽船、和歌山へ立寄爲乗組候方可宜乎、右之次第、過刻は匆卒にて充分不申上様奉存候に付、爲念相認申上置候に付、多田彌吉御呼出夫々御下命可被下候、尙又同人隨分御用にも可相立人物と見受候に付、内務にて御召遣被成候とも決而御不都合有之間布、尤此儀は内務省之御都合且當人之志向如何可有之乎は不奉存候、拜具

一月十九日

博文

利通殿

書翰



### 行政組織刷新に關し大久保に送りし書翰

明治六年、征韓論の爲め政府内分裂したる後、行政刷新に付き意見を陳べたるもの。

昨夕御教諭之趣は逐一岩相公に申上置候今日は閣下は勿論御出應可有之儀と奉存候就而は過日略御噫御座候將來御改正之箇條中各省大少輔を廢するは實に最良之御趣向にて、今日之勢に乘じ速に御處置有之可然乎と奉存候、兎角艱難之際に無之而は人情姑息に墜り候弊往々相見候様奉存候、大少輔被廢候に付而は、各省一等寮は不殘只今之二等に御引下げ、卿を除之外勅任官は不用と奉存候、乍去海陸將校は勿論文官と同日に論ず可き者に無之候間、是は依舊御据置可然奉存候、各省中外務省丈けは外國使臣之接遇一日も難缺候に付、壹人輔官を御指置可然乎と奉存候、此他は惣て無用に可有之、昨夕寺島談話中にも各省は大勇位之地位以下之處にて事務は可相辨との趣略相論居申候、是論閣下過日御話之趣旨と符合仕候様奉存候、各參諸公辭表之儀に付昨日岩相公より御尋御座候へ共、私彼是可申上儀とも不奉存候に付默止罷在候處、是は萬々跡にて御後悔無之御處置第一に可有之、此等之事固より閣下之御考察も可有之儀に付不及敢贅言候  
前章悉皆平生之御知遇に甘じ申上候儀に付不惡御取捨奉願上候、每件私強而主張する譯には無

之過日之御話より尙一考仕候處を申上試候、誠惶頓首

廿五日

博文

保公

極密啓

西郷老將今日政綱之紊亂を御憂憤有之候儀も全く政府之姑息より生じ候に可有之殊更に廟堂御注目無之而は不相叶事に奉存候

### 司法省と警視廳との事務交渉並に廳舎建築地に關し大久保内務卿に送りし書翰

尊書拜讀仕候、川路面晤、委細承知仕候に付、司法卿へ商議仕候處、兼て同省より正院へ伺出候書面、縣廳へ引渡候様御指令有之儀に付、司法省より酒田縣へ引渡候様警視廳へ可相達之儀に

書翰

四七



付、其段司法卿同席にて川路へ申達置、跡にて司法より書面を以警視廳へ可相達管に取計申候、尤も護送等之儀は、司法にて一切無關係のつもりと申事に付、警視之都合次第に仕可然奉存候、且縣地において裁判席へ警視の内より立合等之儀も示談有之候へ共、是は正院よりも司法よりも及指定兼候儀と奉存候に付、同人より伺出候へば、内務卿之御都合を以可然御指圖可被下候

八日

拜具

外に警視廳地處之儀、段々今朝來評議仕見候へども、裁判處を博覽場跡へ引移可申儀も、司法省にて充分得意に無之趣、又適宜之代地も無之、旁川路へ相尋見候處、測量司並に右に接續の工部省持地處受取候へば、現時の廳地は司法へ可及返却との事に付、至極好都合と奉存候に付、右地處は内務省へ相尋見候様川路へ申傳置候、司法より催促之儀は暫時見合相成居候様同卿へ頼置候

利通殿

拜復

博文

### 大阪會議の際大久保參議に送りし書翰

第一信

明六日午後少々得拜晤度木戸一同參上可仕候間御内居奉願度候態々馳一書申候、勿々頓首再拜  
二月五日夜

博文

甲東先生 玉案下

第二信

昨夜呈一封今午後御在宿被下候様相願置罷出候處行違ひ今早朝より遠方へ御越相成候趣にて御歸宿の程も相分兼候に付直に歸阪御待可申上候爲差御用向無御座候へば明午前までに得拜青度奉存候間御歸阪被下候様奉願候、過日來之行懸りに付今一應御考案相窺置度不日に西京に罷越候に付ては可成速に萬事取極置度奉存候千萬午御苦勞御歸阪奉待入候、爲其勿々頓首再拜  
乍失敬稅所君へ宣布御致聲願上候。

二月六日

書翰



大久保利通様

木戸 孝允  
伊藤 博文

至急

第三 信

御歸阪相成候得ば乍御手数一寸爲御知被下候様奉願候早速木戸同伴參謁可仕候尤遠方御旅行御疲も可有之候得共不苦儀に御座候へば可成急に御熟談申上置候方可然相濟次第一應出京之運に可仕候、爲其勿々頓首再拜

二月八日

博文

甲東先生

御直披

第四 信

朶雲拜誦唯今御歸阪爲御知被下奉鳴謝候此晚木戸方へ申遣置明早朝同伴貴宿へ御尋可申上候時

刻は大概九字頃に可罷出候此段御答勿々拜復

二月八日夜

博文生

甲東先生

玉案下

### 侍補の職名に關し大久保利通に送りし書翰

明治八年、宮中に侍補を置かるゝに當り、職名詮衡に就き、公が法制局長官として大久保參議に與へし書。

君側官制變革之儀に付過日御内談之末篤と熟考仕候處、侍傳之文字名實難相適外見甚不都合には有之間布歟と奉存候、傳之字由來司官太傅少傅より出來、古之三公三綱、今之三大臣に相當居り、高崎之説に唐制之侍中を被置候而は如何と申事も御座候へ共、是も全く宰相と申べき地位にて、名其實に過ぎ候様覺を申候

反覆討議之末、侍補と申文字新に用候而は如何乎と奉存候、古典此名を用候事は無御座候へ共